

フランスにおける犯罪被害者への援助

研究官 中野陽子
研究官補 岡田和也

目 次

第1	はじめに — フランスにおける刑事事件手続の概要	155
第2	刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	157
1	被害者の権利	157
2	刑事司法への関与	157
3	刑事司法における被害救済・被害回復	158
(1)	裁判所における手続	158
(2)	調停等に関する制度	158
4	証人・被害者保護のための措置	161
5	情報提供	161
第3	犯罪被害者補償制度等	163
第4	犯罪者の処遇における被害者保護・被害者援助	165
1	行刑施設における被害者とのかかわり	165
2	社会内処遇における被害者とのかかわり	165
第5	被害者援助機関が行う被害者支援プログラム	166
1	被害者援助機関の組織	166
2	被害者援助機関の職員	166
3	被害者援助機関の予算	166
4	被害者援助機関の倫理的原則	166
5	被害者援助機関が行う活動	167
(1)	被害者支援活動の内容	167
(2)	PARIS AIDE AUX VICTIMES の活動	167
6	被害者援助機関が行う研修 (formation) について	168
第6	犯罪被害者施策の発展	169
1	犯罪被害者施策の沿革	169
2	最近の動向	169
(1)	犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達	169
(2)	「被害者援助の新しい政策のために」	170
	参考文献	173
	資料	175
1	司法省パンフレット「被害者の援助」(L'aide aux victimes) 及び「被害者の補償」 (L'indemnisation des victimes) の仮訳	175
2	1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」 (Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales) 中の「刑務所で犯罪被害者あてに出す手紙の見本」の仮訳	182
3	フランス刑事訴訟法典 (犯罪被害者関係の抜粋)	183

第1 はじめに — フランスにおける刑事事件手続の概要

本稿の目的はフランスにおける犯罪被害者援助について紹介することにあるが、そのためには、フランスの刑事事件手続の基本的な事項についての理解が必要である。そこで、はじめに、フランスの刑事事件手続について、その概要を紹介しておくこととする。

フランスでは、犯罪は、重罪 (crime)、軽罪 (délit) 及び違警罪 (contravention) に区分されており、これらはその法定刑が異なるほか、それぞれ異なる裁判所で審理され、また、捜査、予審等、裁判に至る過程や規制も異なっている。

まず、重罪は、無期の懲役又は禁錮、30年以下ないし10年以上の懲役又は禁錮等が科される最も重い区分の罪で (死刑は1981年に廃止されている。)、故殺や強姦等がこれに当たる。重罪については予審は必要とされており、予審判事は必要な捜査を行い、被疑事実が認められれば重罪法院 (cour d'assises) に送致する。

軽罪は、10年以下の拘禁刑、罰金等が科される罪で、単純な窃盗や麻薬の違法所持等がこれに当たり、特別の場合を除いては、予審は任意である。軽罪は軽罪裁判所 (tribunal correctionnel) で審理される。

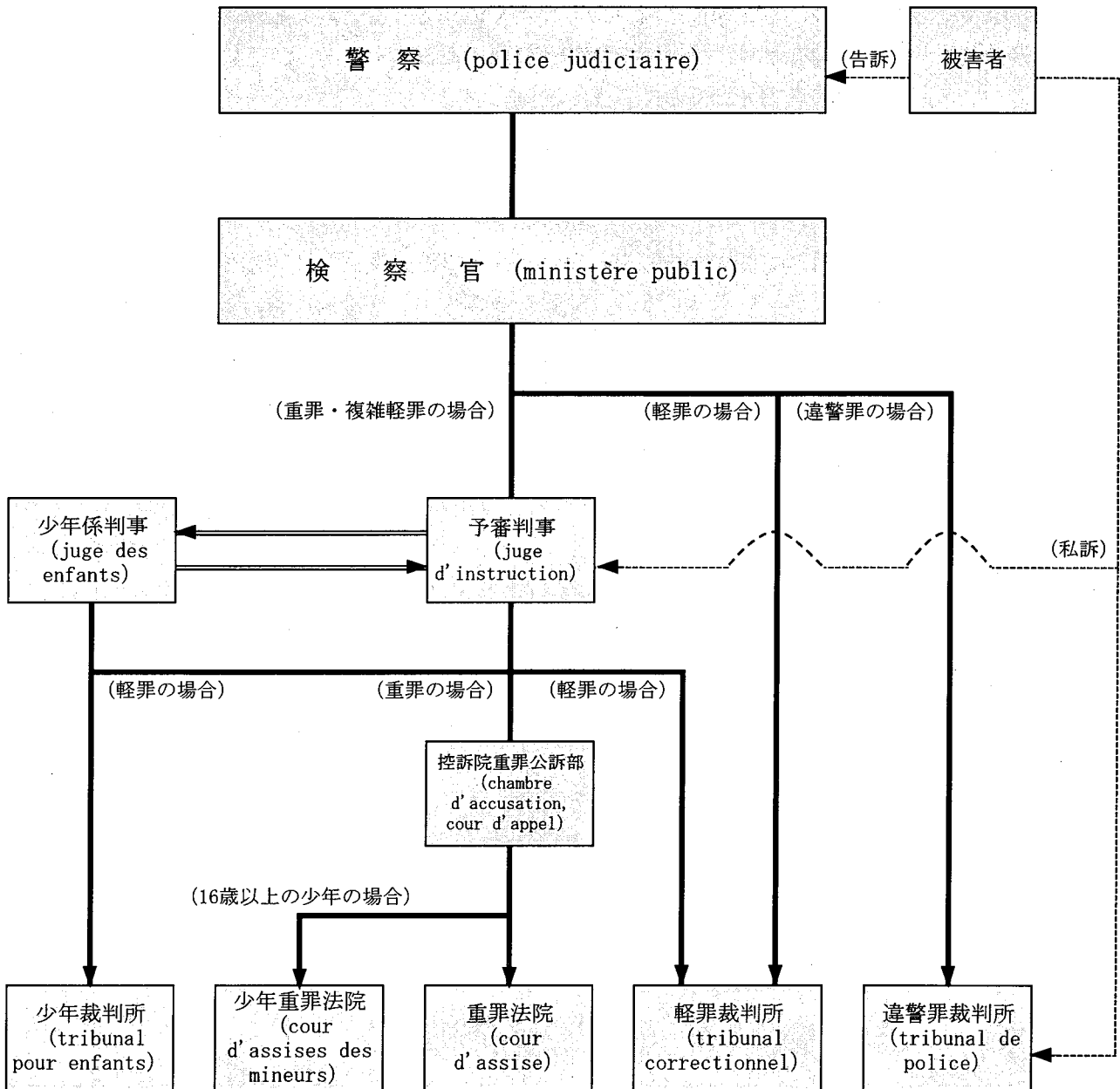
違警罪は、最も軽い第1級から最も重い第5級まであり、拘禁刑はなく罰金が科される罪で、駐車違反等の交通事犯や軽微な暴行等がこれに当たる。原則として予審は行われず、違警罪裁判所 (tribunal de police) で審理される。

手続をごく簡略化して紹介すると、図1のようになる。

公訴の提起は検察官が行うが、起訴便宜主義が採られており、犯罪の嫌疑が認められても起訴しないことも可能である。

犯罪の被害者は、司法警察員又は検事正に告訴をすることができるほか、損害賠償を求める訴え (私訴) を、民事裁判所だけでなく、刑事裁判所で公訴に附帯して行うことができる (附帯私訴)。

図1 フランスにおける刑事事件手続の流れ図



第2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

1 被害者の権利

被害者の権利に関して、憲法上、特段の規定はないが、刑事訴訟法上、被害者は、犯罪によって生じた損害の賠償を求める私訴権 (action civile) を、民事裁判所で行使することができるほか、刑事裁判所で公訴に附帯して行使することができる。

被害者は、私訴原告人 (partie civile) となった場合には、損害賠償を求めることができるだけでなく、訴訟の当事者として刑事手続に関与し、

- ① 訴訟当事者として裁判に出席すること
- ② 弁護士の補佐を受けること
- ③ 一定の処分について通知を受けること
- ④ 一定の決定に対する不服申立てができること
- ⑤ 私訴を裏付けるため証拠を提出できること

等が規定されている。

司法省は、1982年から、一般市民を対象とした「被害者の権利ガイド」(Guide des droits des victimes)¹と題する約330ページ、30フラン(約500円)のガイドブックを発刊し、版を重ねているほか、「被害者の権利」(Les droits des victimes)²、「被害者の援助」(L'aide aux victimes)³等の無料配布のパンフレットで広報に努めている。これらのガイドブックやパンフレットで被害者の権利として記述されているのは、

- 私訴原告人となることによって刑事訴訟に加わること、
- 同じく私訴原告人となることによって賠償請求をすること、
- 一定の条件の下で犯罪被害者補償基金からの補償を受けること

等であるが、パンフレット「被害者の権利」の冒頭でこれらの権利に先立って述べられているのは「話に耳を傾けて聞いてもらう権利」(droit d'être écouté)である。

2 刑事司法への関与

フランスでは、犯罪は、重罪、軽罪及び違警罪に区分されており、いずれの罪についても、被害者は、民事裁判所だけでなく、刑事裁判所で私訴権を行使することができる。

被害者が私訴権を行使する場合、公訴が検察官により既に始められていれば、被害者がこれに参加し、まだ公訴が始められていなければ、私訴原告人となることの申立てを伴う告訴状を予審判事に提出する(この場合、私訴権の行使によって予審が開始される。)等の方法による。検察官により公訴が開始される前であっても、被害者による私訴の訴えによって刑事裁判を開始することが可能なことから、「私訴は、公訴権を発動させる」ともいわれる。

私訴原告人は、訴訟当事者として、裁判所に出頭し、又は弁護士を代理として出頭させ、裁判長を介して、被告人や証人等に質問をすることができる。裁判所は、公判廷における審理が終了したときは、私訴原告人又はその弁護人の陳述を聞くこととなっており、私訴原告人は、被告人及びその弁護人の最終弁論に反駁することができる。私訴原告人は、捜査機関が入手した証拠を利用することができ、別に民事裁判を提起する必要がないので、負担が少なく済むといわれている。

民事裁判所に私訴が提起された場合に、刑事裁判所に事件が係属し、その判決が民事の解決に影響を

及ぼし得るときは、民事裁判所は、両裁判所での判断の食い違いを避けるため判決を延期しなければならず、刑事裁判所の判決は民事においても既判力を有することとされている。

なお、違警罪については簡略手続（略式命令）に付することができるが、被害者は自己の利益の保護を求めて違警罪裁判所に対審での審理を求めることができる。

3 刑事司法における被害救済・被害回復

(1) 裁判所における手続

犯罪被害者は、私訴権を行使して損害賠償を求めることができ、重罪法院、軽罪裁判所及び違警罪裁判所は、これについて裁判をし、被告人に対して損害賠償の支払を命じることができる。重罪法院においては、無罪又は刑の免除の言渡しがあったときにおいても、私訴原告人に対する損害賠償の支払を被告人に命じることができる。

さらに、裁判所は、私訴と平行して職権又は申立てにより、差し押さえられた物の所有者への還付を審理中に命じることができる。また、予審対象者が保証金（cautionnement）を支払う場合、予審判事は、被害者の請求に基づき、その一部を、犯罪によって生じた損害の賠償及び原状回復のために、仮に支払うよう命じることができる。

なお、重罪法院又は軽罪裁判所において、保護観察付き執行猶予（sursis avec mise à l'épreuve）及び公益奉仕労働付き執行猶予（sursis assorti de l'obligation d'accomplir un travail d'intérêt général）の判決を言い渡す場合には、遵守すべき特別義務として、犯罪によって生じた損害の全部又は一部の賠償を課することができる⁴、特別義務に従わない場合には執行猶予を取り消すことができる。

また、軽罪裁判所又は違警罪裁判所は、軽罪及び違警罪について、裁判所が被告人の有罪を宣告した後において、①同人の社会復帰が得られ、②生じた損害が補てんされ、かつ③犯罪から生じた混乱が止んだと思料されるときは、刑の免除（dispense de peine）を、また、①から③の途上にあると思料されるときは、宣告猶予（ajournement du prononcé de la peine）をすることができる。宣告猶予には保護観察を付することができる、保護観察付き執行猶予と同様に、遵守すべき特別義務を課することができる。実際の例としては、まず、被告人を宣告猶予にしておいて、損害賠償等の完了を待って刑の免除をするという運用をされているようである。

(2) 調停等に関する制度

刑事司法関係機関が加害者・被害者の間の調停等に関与する制度として、刑事仲裁、少年に対する賠償の措置の提案等がある。

ア 刑事仲裁（médiation pénale）

検事正は、軽罪又は違警罪につき、被害者に生じた損害の回復、犯罪に起因する紛争の解決及び犯人の復職に寄与すると思料するときは、公訴の決定に先立ち、当事者の同意を得て刑事仲裁手続に訴えることを決定することができる（フランス刑事訴訟法第41条第6号）。

刑事仲裁の目的は、紛争の具体的解決（損害賠償）を図ることであるが、それ以外に、当事者が同一原因のために犯罪を繰り返すことのないように、その生活態度を持続的な形で変えることをも目指していると思われる。

この手続は、検事正が中立の立場の刑事仲裁機関又は仲裁者（原語では médiateur。以下、本稿ではメディアトゥールという。）に付託することによって実施される（紛争当事者が直接メディアトゥールに受理を求めることはできない）。刑事仲裁機関又はメディアトゥールは、守秘義務が課せられ、仲裁手続を適正に遂行する義務を負う。手続は無料で行われる。

検事正の請求により事件を付託された刑事仲裁機関又はメディアトゥールは、次のことを行う。

- ① 当事者を、書面により召還する。
- ② 当事者に、個別又は合同で面会して、刑事仲裁手続の目的を説明し、検事局が当事者から手続への参加合意を取りつけていないときは、これを行う。
- ③ 当事者間の関係を確立又は修復し、紛争の解決策を見いだすため、関係者を集めて刑事仲裁の会合を開催する。
- ④ 合意が形成された場合、これを書面化する。
- ⑤ 必要に応じ、検事正の定める期間内における事件の進展状況を把握した上で、刑事仲裁の結果を、書面で検事正に報告する。

検察官は、不起訴処分のための諸条件（損害賠償、返済、負債の清算等）が履行されたかどうかを確認し、不起訴又は管轄裁判所への起訴のいずれかの判断を下す。不起訴とした場合は、被害者である告訴人に、その旨を通知する。

刑事仲裁手続の対象となる犯罪は、検事局の判断によって決定されるものであるが、典型的なものとしては、軽微な暴力行為、窃盗、少額詐欺、扶養手当の未払等が挙げられる。

メディアトゥールとなることができるのは、裁判所によって資格を付与され、刑事仲裁機関又は検事局により指名された者であり、専門的な教育訓練を必要とする。行刑機関及びその職員は仲裁を担当することができるが、保護観察官は仲裁を担当することができないとされている⁵。

なお、このほか、賠償等を目的として、条件を付して不起訴処分 (*classement sans suite*) を行う (*classement sous condition*) という運用もなされている。具体的には、例えば、窃盗の被疑者に対し、被害者に被害弁償をするという条件を提示し、その後、被疑者がその条件を履行すれば、これを不起訴処分にし、履行しなければ事件を起訴するというような運用をされているようである。

イ 少年に対する賠償の措置の提案等 (*médiation-réparation mineurs*)

フランスでは、18歳未満の少年事件においては、予審請求以前の段階では検察官が、予審や裁判段階では少年係判事が、被害者の同意を得て、被害者又は被害団体の利益のための援助又は賠償の措置若しくは活動の提案をすることができる（1945年2月2日オルドナンス (*ordonnance*) 第12-1条）。

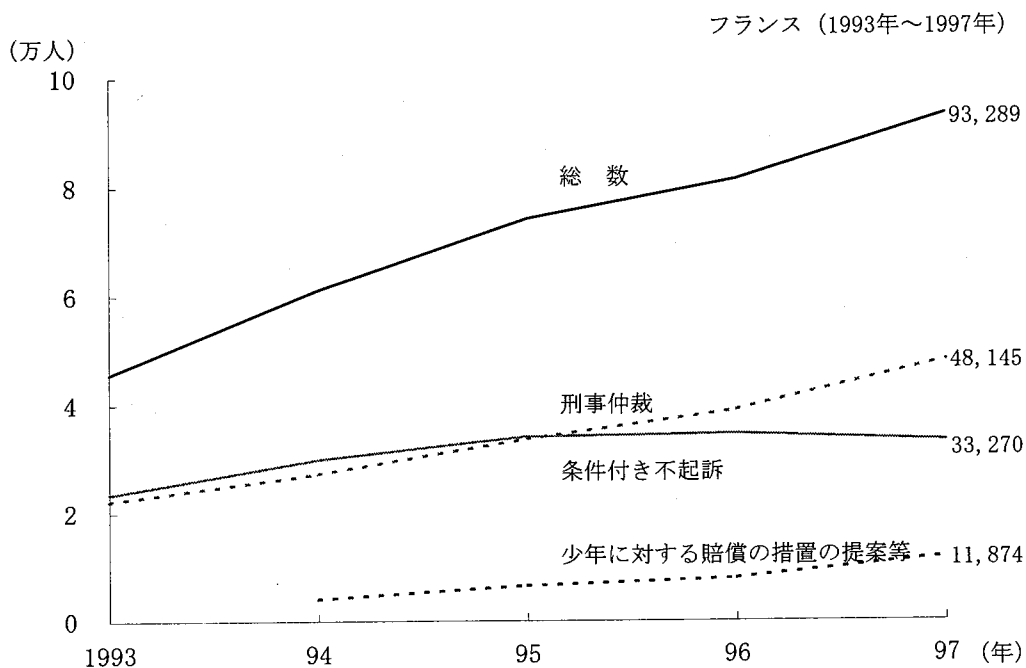
その目的は、自らが被害者にもたらした損害を、その能力に応じて定められる労役をもって償う機会を少年に与えることによって、少年自身に、法による禁止事項の存在や犯罪の結果に気づかせることにあるとされる。

少年に課せられる賠償の措置等の形態は、場合に応じて、謝罪、被害の全部又は一部の賠償、被害者のための労役の提供等、種々のものがある。

図2は、刑事仲裁等の件数の推移を見たものである。刑事仲裁の件数は5年間で2.2倍、少年に対する賠償の措置等の提案の件数は4年間で2.9倍になっており、これらの措置が積極的に行われるようになってきていることを示している。

また、表1は被害者援助機関による仲裁の件数を見たものである。1998年の仲裁終了件数は前年の約1.4倍となっており、1か月未満で終了したものが3割近くを占め、3か月以内に終了したものは7割を超えている。

図2 刑事仲裁等の件数の推移



注 Annuaire Statistique de la Justice 及び L'activit  p nale des juridictions による。

表1 被害者援助機関による仲裁の件数等

フランス (1997年・1998年)

仲裁の件数・構成比	1997年	1998年
年間仲裁受理件数	14,221	19,726
年間仲裁終結件数	13,172	18,551
うち、1か月未満のもの	29%	28%
1か月～3か月のもの	44%	43%
3か月を超えるもの	27%	29%
うち、建設的で顕著な結果であったもの	55%	55%
芳しくない結果であったもの	33%	31%
結果が出なかったもの	12%	14%
罪名・仲裁の内容等別内訳		
故意による侵害 (軽罪)	14%	24%
故意による侵害 (暴行・違警罪)	20%	14%
破壊・毀損・毀棄	16%	18%
窃盗	10%	7%
詐欺・横領	5%	5%
小切手偽造	2%	1%
脅迫・侮辱・名誉毀損	7%	6%
扶養定期金・面接交渉権	12%	11%
近隣とのトラブル	5%	5%
暴力行為	1%	1%
その他	8%	8%

注 INAVEM-RAPPORT D'ACTIVIT -ANN E 1998による。

4 証人・被害者保護のための措置

証人又は被害者保護に関する刑事訴訟法の規定としては、以下のようなものがある。

- ① 予審判事は、証拠隠滅の防止等のほかに、証人又は被害者に対する圧力を避けるためにも未決勾留を命じることができる。また、予審対象者に対する司法上の監督 (contrôle judiciaire) を命じる際に、被害者等と接触しない義務等を課することができ、義務違反の場合には予審対象者を収監することができる。
- ② 一方、捜査に関係する証拠を提供することができる者のうち被疑者以外の者については、検事正の許可を得て、警察署等の住所を自己の住所として申告することができる。
- ③ また、重罪法院においては、公開することが公の秩序又は善良の風俗にとって危険である場合は、審理 (判決言渡しを除く。) を非公開とすることができるほか、強姦又は性的攻撃を伴う拷問及び野蛮行為について公訴が提起され、被害者たる私訴原告人の少なくとも一人から請求があるときは、審理については当然に非公開とされ、その他の場合には、被害者たる私訴原告人が反対しないときに限り、非公開を命じることができる。他方、軽罪裁判所においては、公開することが公の秩序又は善良の風俗にとって危険であるときは、審理を非公開とすることができるとされており、証人の保護のためにも援用される。
- ④ 重罪法院又は軽罪裁判所においては、保護観察付き執行猶予の言渡しに当たり、一定の場所への立入りの禁止及び被害者等一定の者との接触の禁止を、遵守すべき特別義務として課することができる⁶。

さらに、性犯罪による未成年被害者の保護に関しては、「性犯罪の予防及び抑圧並びに未成年者の保護に関する1998年6月17日法」(Loi du 17 juin 1998 relative à la prévention et à la répression des infractions sexuelles ainsi qu'à la protection des mineurs) により、刑事訴訟法が改正され、性犯罪の被害者である18歳未満の少年が捜査機関又は予審判事の前で行った供述を録音・録画することができ、その複製は公判記録に含まれる旨の規定が設けられた。

また、刑法においては、証人の保護を図る観点から、証人に対する加害行為の処罰が強化され、証人等買収罪 (刑法第434-15条)、犯罪被害者の脅迫等の罪 (同第434-5条)、加重的故殺罪 (同第221-4条)、加重的拷問・野蛮行為罪 (同第222-3条)、加重的暴行罪 (同第222-8条)、加重的傷害罪 (同第222-10条、第222-12条、第222-13条) 等の規定が設けられており、虚偽の証言等をさせ、又は証言をさせない目的で、約束、贈与、威迫、脅迫、暴行等をする行為を独立の罪として規定したり、証人・被害者等に対する故殺等の一定の行為に対する刑を加重している。

5 情報提供

被害者に対する情報提供に関しては、検事正は、被害者が判明している場合には、不起訴処分について被害者に知らせなければならないとされている。

一方、私訴原告人は、重罪法院においては、犯罪事実を確認した調査書、証人の供述書及び鑑定報告書の写しが無料で交付され、また一件記録の写しは有料で交付される。

軽罪及び違警罪の場合には、訴訟当事者は、有償で告訴状、判決等入手ことができ、検事又は検事長の許可を得て、証拠書類の謄本を請求できる。

また、軽罪及び違警罪の場合には、検事局はすべての告訴人に公判期日を通知することになっている。この規定は告訴人に対する通知であるが、フランスでは、事件になっている犯罪の被害者が告訴をしないことは非常にまれであるといわれており、實際上、ほとんどの被害者が、告訴人として、こ

の規定による通知を受けているものと思われる。この規定による通知には、「被害者又は証人へのお知らせ」という文書が添付される扱いとなっており、これには、損害賠償を請求するなら私訴を提起する必要がある旨と、私訴提起の方法の概要等が記載されている。

1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」(Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales)では、刑事手続における被害者の地位、手続の各段階で関係機関がなすべきこと等が示されているが、被害者への情報提供(事件や処分に関するものと、利用できる制度や機関に関するものとの、両方を含む。)を促進すべきことが述べられており、特に検察官の一貫した配慮が強調されている⁷。

第3 犯罪被害者補償制度等

1977年に導入された国による犯罪被害者補償制度は、数次の改正により拡充されてきている。現在の制度では、身体的被害、財産的被害のいずれも国家補償の対象とされており、犯罪被害者補償委員会(Commission d'Indemnisation des Victimes d'Infractions, CIVI)の決定により、損害保険からの拠出金を財源とする⁸犯罪被害者補償基金(Fonds de garantie des victimes des actes de terrorisme et d'autres infractions)から補償金が支払われる。死亡や重い障害による1か月以上の労働不能、強姦又は強制わいせつによる精神的損害を含む損害⁹に対しては、被害者の経済的事情等に関係なく、犯罪被害者補償基金から限度額なしの補償を受けることが可能である。一方、1か月未満の労働不能及び財産上の被害については、他の損害補てん的手段がなく、被害者が経済的困窮状態にある場合に限って、限度額の範囲内で補償される。いずれの場合も、被害者の当座の必要を満たすために、仮払いの決定をすることができる。

各大審院(tribunal de grande instance、日本の地方裁判所に相当)の中に犯罪被害者補償委員会が設けられており、その決定によって犯罪被害者補償基金から補償金が支払われる。加害者が分かっている場合、分からない場合のどちらでも、被害者は基金から支払いを受けることができる。加害者に支払い能力がある場合には、基金が被害者に補償金を支払った後で、基金から加害者に返済を請求するが、加害者には支払能力のない人が多いとのことである。

表2は、犯罪被害者補償委員会の補償決定件数等の推移を見たものである。1997年の棄却等を含む決定件数に対する認可件数の比率を見ると、身体的被害については、終局決定で83.2%、仮払い決定で76.5%、また、財産的被害については、終局決定で50.0%、仮払い決定で40.4%となっている。

表2 犯罪被害者補償委員会の決定状況

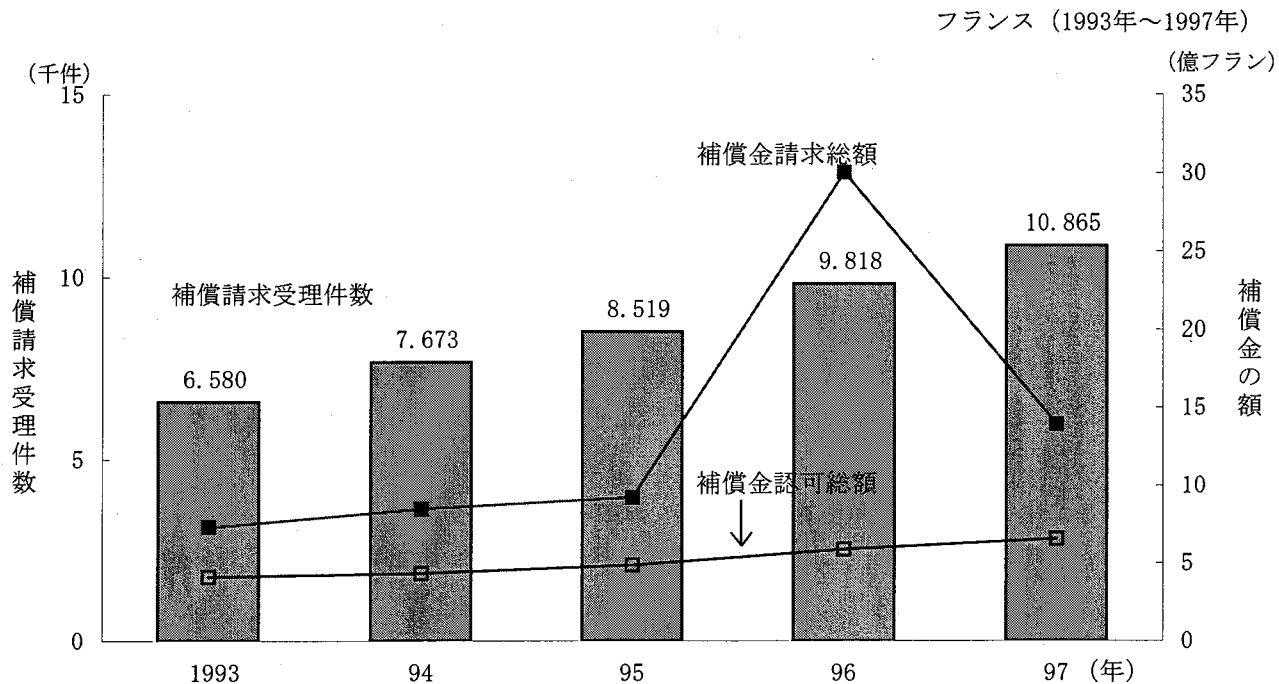
フランス(1993年～1997年)

年次	受理件数	認可件数								不服申立件数	
		総数	身体的被害に関するもの				財産的被害に関するもの				
			終局決定		仮払い決定		終局決定		仮払い決定		
			認可	棄却等	認可	棄却等	認可	棄却等	認可		棄却等
1993年	6,580	6,118	3,168	713	906	166	519	589	22	35	221
1994	7,673	7,995	4,362	978	1,037	267	582	655	42	75	230
1995	8,519	8,974	5,099	1,129	1,185	336	509	665	19	32	314
1996	9,818	10,381	5,822	1,313	1,511	443	513	688	43	48	391
1997	10,865	11,667	6,638	1,344	1,670	514	678	677	59	87	428

注 フランス司法省の資料による。

図3は、犯罪被害者補償委員会の補償請求受理件数及び補償金認可金額の推移を見たものである。

図3 犯罪被害者補償委員会による補償請求受理件数・補償金の推移



注 フランス司法省の資料による。

その他の経済的援助としては、私訴原告人は、一定の要件の下で法律扶助 (aide juridictionnelle) を受けることができるとされている。また、被告人が懲役刑を言い渡された場合において、私訴原告人に対する賠償を命ずる判決を受けている場合は、刑務作業報酬の一部が私訴原告人への賠償金に充当される¹⁰。

第4 犯罪者の処遇における被害者保護・被害者援助

1 行刑施設における被害者とのかかわり

被告人が懲役刑を言い渡された場合において、私訴原告人に対する賠償を命ずる判決を受けている場合は、刑務作業報酬の一部が私訴原告人への賠償金に充当される。

行刑施設の収容者は、銀行口座と同じような個人別の口座を持っており、職業訓練や刑務作業の賞与金は、この口座に入ることになっている。そのうち80%は自弁品の購入等、施設内での自分の生活に使い、10%は出所後の準備に充て、10%は損害賠償に充てる。

収容者に対する指導に際しては、被害者の受けた苦痛、精神的ショック、被害弁償等について指導を行っており、特に、被害者への損害賠償をすることを強く勧めている。損害賠償金を支払い始めていることは仮釈放や刑の執行の減輕にも結びつくので、それが損害賠償の動機付けの一つともなっている。

一方、収容者が被害者に謝罪をすることは要求しておらず、積極的なコンタクトをとることは求めていないようである。

原則として、行刑施設で収容者と被害者が直接接触することはない。行刑施設の職員の話によると、収容者は被害者と接触してはいけないことになっているとのことである¹¹。

行刑施設に勤務する職員も、通常、被害者に直接連絡をとることはしないが、1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」(Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales)では、「刑の執行段階で被害者がよりよい位置づけを得られるように、行刑機関は被害者に関する有用で最新の情報を収集し、被害者の権利についての情報を被害者に提供するよう努める。」として、行刑機関と被害者との情報交換について述べている¹²。

2 社会内処遇における被害者とのかかわり

フランスで保護観察付き執行猶予等の社会内処遇を実施しているのは、各県に一つずつある SPIP と呼ばれる機関である¹³。

保護観察付き執行猶予、公益奉仕労働付き執行猶予及び保護観察付き宣告猶予では、遵守すべき特別義務として「犯罪によって生じた損害に対して、民事訴訟について裁判がない場合であっても、自己の負担能力に応じて、その全部又は一部を賠償すること」が課される場合があり、SPIPではその遵守について指導する¹⁴。損害賠償についての判決がない場合は、強制ではないが、少しずつでも払うように勧めている。職員の話によると、「SPIPの本来の仕事は犯罪者の社会復帰なので、例えば加害者が貧しい場合、損害賠償は少しずつ努力すればよいというように指導する」とのことである¹⁵。

遵守すべき特別義務には「特にその犯罪の被害者など、一定の者と付き合わないこと」というものもあり、本人がこの義務を守らなければ、被害者からすぐSPIPに電話がかかってくるとのことである。

SPIPから被害者に対しては、加害者がどのぐらいの賠償金を払えるかを知らせる手紙を書いたりするほか、被害者に犯罪被害者補償委員会(CIVI)や国立被害者援助・仲裁センター(INAVEM)を紹介することもある。

第5 被害者援助機関が行う被害者支援プログラム

1 被害者援助機関の組織

1986年に設立された国立被害者援助・仲裁センター (Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, INAVEM) は、フランス全土の150の被害者援助機関を統合する「連盟」であり、全国の被害者援助機関と規約で結ばれている。裁判所の中、市町村役場、社会福祉関係の事務所、警察署、病院など全国約600か所に常設の受け入れ窓口が設けられ、本国、海外領土を合わせた100県のうち95県をカバーしている。また、全国の裁判所180か所のうち169か所に受け入れ窓口がある。1998年に全国の被害者援助機関を利用した者は12万2,500人で、このうち犯罪の被害者は7万218人である。仲裁に介入したのは約2万5,000件である。

このほか、INAVEMには、訓練を行うセンター、研究調査部門(この中にはフランス被害者学会がある。)、資料部門(特に被害者、仲裁についての資料がある。)、出版部門があり、3か月ごとに機関紙を出している。

2 被害者援助機関の職員

各地で、中心になって被害者援助機関を構成しているのは、弁護士、医師、裁判官、保険会社等であり、これらの人々が理事会のメンバーになっている。

実務を行う職員は、全国で有給職員約500人、無給職員約800人である。有給職員は、大半が法律の専門家、ケースワーカー、心理学者である。フランスでは、このような活動に関して無料奉仕は余り発展していないが、これは、第二次世界大戦後、社会福祉的なことは国がすべて金を出してやってきたため、職業意識の高い人が多いとのことである。

3 被害者援助機関の予算

INAVEMは、司法省をはじめとする行政組織の一部ではなく、独立して運営されている機関だが、司法省と緊密な関係にあり、その財源は、国などから出ている補助金である。98年度の予算は350万フランで、このうち150万フランは司法省、200万フランは地方公共団体(市町村、県)から出ている。このほか、各省間の協議に基づいて実施することに対して政府が出す資金、町単位で発生する犯罪の防止のために地方公共団体が出す資金がある。2000年には、新たな政策 (nouvelle politique) が実施されるので、司法省の予算が150万フランから200万フランになる。3年間、毎年50万フランずつ値上げされることになっており、財源は、関係する各省が少しずつ資金を出すとのことである。

4 被害者援助機関の倫理的原則

被害者援助機関の倫理的原則については、1993年のINAVEM総会で採択された「被害者援助及び仲裁サービス憲章」(INAVEM CHARTE DES SERVICES D'AIDE AUX VICTIMES ET DE MÉDIATION)及び1996年の「倫理規定」(CODE DE DÉONTOLOGIE DE L'INAVEM)で定められているが、そのうち特に重要と思われるのは、次のようなものである。

- ① 一般市民全員に開かれており、差別は一切しない。フランスの領土内で被害にあった人であれば、国籍で差別しない。自らが犯罪の被害にあったと思うすべての人を受け入れる。
- ② サービスの利用はすべて無料である。

- ③ 利用者の秘密を厳守する。
- ④ 個人を尊重し、被害者の人格を尊重する。被害者が抱える問題に対して、被害者援助機関はいろいろな方法を提示するが、決定するのはあくまでも被害者である。被害者援助機関は被害者の代理をすることも、被害者の代表となることも、当事者として訴訟に加わることもしない。
- ⑤ いつでも、どこでも、誰でも利用できることを目指している。

5 被害者援助機関が行う活動

(1) 被害者支援活動の内容

被害者援助機関は、自分が被害にあったと思う人の訴えをすべて扱っている。

まず、被害者との面接を行い、被害者の言い分をよく聞く(écouter)。被害者は孤独になっており、苦痛に耐えており、権利をよく知らない場合が多いので、被害者援助機関は、被害者に、権利や訴訟手続、裁判、損害賠償の方法、国による補償制度などについての情報を提供する。

裁判の時にどのように対応するかを教え、心理的な援助も行う。必要があれば、司法、福祉、医療、保健などの専門家を紹介し、相談に行くよう指導する。

また、検察官からの委任を受けて、中立の立場のメディアトール(仲裁者)として刑事仲裁(médiation pénale)に介入する。メディアトールは当事者と話し合い、報告書を検事に提出する。

1990年代初めからは、集団で発生する事故の被害者支援にも介入している。例えば、飛行機事故、競技場での事故、テロリストによる行為などの際には、特別の態勢がとられ、積極的な介入が行われる。

外国でフランス人が被害にあった場合も、外務省との間で交わされた取決めに基づいて行動する。

(2) PARIS AIDE AUX VICTIMES の活動

具体的な活動の例として、筆者(中野)が1999年11月に訪問して見聞したパリ地区の被害者援助機関、PARIS AIDE AUX VICTIMES の活動を紹介する。

PARIS AIDE AUX VICTIMES は、INAVEM のメンバーになっている150の被害者援助機関のうちの一つであり、パリでは唯一の機関である。

本部オフィスは月曜から金曜、9時から18時まで開いている。相談室は本部にもあるが、パリの三つの maison de la justice (直訳すると「司法の家」。被害者援助だけの施設ではなく、法律に関する情報提供、軽い犯罪・非行の médiation などを行っている。)にも相談室があり、相談室は全部で4か所である。maison de la justice の相談室は1999年11月8日に開いたばかりとのことだった。

建物の家賃は司法省が負担しているが、電話代などは PARIS AIDE AUX VICTIMES が負担する。他の地方の被害者援助機関でも、家賃は地方公共団体が負担している。

PARIS AIDE AUX VICTIMES には、次の2つの使命があり、被害者を全体的に保護する。

① 被害者と応対し、どうするか教える。損害賠償請求の手助けもする。これは、元裁判官、弁護士等の法律専門家のほか、会社経営者、退職者、主婦等が、全員無給でやっている。

② 心理的援助、専門の心理療法を、有給職員がやっている。最近はこの仕事が増えている。

有給職員は6人で、心理学の専門家3人、秘書2人、あと1人は所長である。無給職員は15~18人いる。所長の話では、「無給職員を8~10人に減らして、法律の専門家を有給で雇うようになると思う。無給の職員だけでは対応できないので、有給の職員を増やしていきたい。」とのことであった。

扱う被害者の受けた犯罪の種類では、傷害事件が一番多く、性的犯罪がこれに次いでいる。未成年は性的犯罪の被害者が多い。原則として刑事事件の被害者が対象だが、刑事事件でなくても、例えば、ガス爆発事故の被害者の援助を行うようなこともある。

成人の被害者も少年の被害者も両方扱うが、対応の仕方が少し異なっている。成人に対しては、法律の専門家が対応し、必要があれば、心理療法家を紹介する。未成年に対しては、まず、心理療法をする人が対応し、必要があれば、未成年専門の精神科医に送る。被害者意識をなくすことを助けることが、大きな目的であると考えられている。

警察署等の関係機関にポスターを掲示したり、パンフレットを置いたりして広報しているが、被害者が自発的に連絡してくるのを待つのが原則である。しかし、集団的な爆発事件、テロ事件等のときは、特別態勢を敷き、被害者に積極的に働きかける。1998年、サッカーのワールドカップのとき、シャンゼリゼで大きな事故があった際も、被害者の住所が知らされたので、個々の被害者に手紙を出した。

法律相談を行っている弁護士会との関係について尋ねたところ、

「私たちは、法律相談ではなく、被害者にできるだけくわしく情報を流し、被害者が自分で決定するのを助けている。弁護士会との競争はない。被害者援助機関があることによって、弁護士にとっては、むしろ仕事がやりやすくなり、仕事が増えるのではないかと思われる。例えば、損害賠償請求をする場合には、ここ（PARIS AIDE AUX VICTIMES）で書類をほとんど仕上げしてから弁護士の所に行くので、弁護士の仕事がやりやすくなる。私たちは、被害者に対して、特定の弁護士を紹介することはできないので、専門別に弁護士のリストを作るよう、弁護士会に依頼した。」

とのことであった。

6 被害者援助機関が行う研修 (formation) について

INAVEM は、刑事仲裁のメディアトゥール(仲裁者)、関係機関の職員、ボランティアなどに対する専門的研修を行っている¹⁶。

年2回行われる初級プログラムは、5日間(30時間)で、被害者援助、仲裁についての基本的な知識を研修する。

そのほか、専門別に分かれた多数のプログラムがあり(1999年は計20コース)、

- 被害者から話を聞くこと
- 被害者の権利
- 集団的事故への対応
- 電話での対応、心理的援助
- 未成年の被害者への対応
- 新興宗教の被害者への対応
- 訴訟手続に関する情報
- 損害賠償請求書類の作り方
- 交通事故の処理の仕方

などについて、それぞれ2日間から5日間をかけて研修する。

研修の多くはパリで行われるが、地方で行われる研修もある。

各地の被害者援助機関の職員は、研修を受ける法的な義務はないが、研修を受けるように、非常に強く勧めている(各地の団体はそれぞれ独立しているので、研修を受けることを義務として規定しているわけではない)。ただし、メディアトゥールは専門的な研修を受けることが必要とされている。

第6 犯罪被害者施策の発展

1 犯罪被害者施策の沿革

フランスでは、犯罪被害者は、犯罪によって生じた損害の賠償を求める私訴権 (action civile) を、民事裁判所で行使することができるほか、刑事裁判所で公訴に附帯して行使することができるが、この制度では、加害者である被告人に賠償能力がなければ、賠償を得ることができなかった。

加害者に賠償能力のあることはまれであり、1973年に行われた司法省の調査によれば、同年中の(故意の)殺人1,228件及び傷害致死563件のうち、加害者に支払い能力がない場合が99%であったという¹⁷。

また、1986年にパリ近郊の市の軽罪裁判所で行われた調査によれば、174事件、200人の被害者のうち32%が私訴原告人となったにすぎず、このうち93%は被告人に損害賠償を命ずる判決を得たが、一方、損害賠償を被告人に命ずる判決を得た別の被害者1,000人のうち、裁判後1年以内に実際に全額又は一部の賠償を得た被害者は24%にとどまるとの結果が報告されている¹⁸。

そこで、1977年に国による犯罪被害者補償制度が導入され、その後、拡充されていった。当初は、殺人、傷害等の暴力犯罪の被害者を対象とし、被害者が経済的困窮状態にあることや他に損害補てんの手段がないことなどが要件とされるなど、補償を受けるための要件が極めて厳格であったが、1983年に、死亡及び重大な身体障害については経済的困窮状態に関する要件が廃止されるなど、補償手続を容易にする改革が行われ、同時に私訴提起の要件も緩和された。一方、補償の対象については、1981年に窃盗、詐欺、横領等の財産犯の被害者に、また、1985年に強姦及び強制わいせつの被害者に拡大された。さらに、1986年にはテロの被害者に対して手厚い補償を与えるためにテロ犯罪被害者補償基金が設立されたが、1990年には、その他の犯罪による被害者に対しても、テロ被害者の基金と一本化した犯罪被害者補償基金 (Fonds de garantie des victimes des actes de terrorisme et d'autres infractions) から支払をすることとなり、併せて、被害者の国籍に関する要件や死亡及び重大な身体障害に対する補償金額の上限が廃止された。

この間、1982年に、司法省内に被害者保護・犯罪防止室が設置され、同年、「被害者の権利ガイド」(Guide des droits des victimes) が発行された。

一方、1980年代から、多様な形の被害者援助組織が各地に作られたが、その多くが、1986年に設立された国立被害者援助・仲裁センター (Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, INAVEM) に加入して、被害者援助のネットワークを形成している。

また、1993年には、私訴原告人 (partie civile) の予審段階の権利を強化し、刑事仲裁についての規定を新設すること等を内容とする刑事訴訟法の改正が行われるとともに、少年法制の基本法である「1945年2月2日オルドナンス」(ordonnance) にも、賠償の措置の提案等に関する規定が設けられた。

2 最近の動向

(1) 犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達

1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」(Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales) では、刑事手続における被害者の地位、手続の各段階で関係機関がなすべきこと等が示されている。

冒頭で、司法大臣 Élisabeth GUIGOU は、

① 被害者のための行為は刑事手続のすべての段階で強化されねばならない。

② ダイナミックな被害者援護政策は、司法機関内部及び諸団体の強力な連携に基づくものでなければならぬ。

として、手続のすべての段階で、被害者の利益により配慮するだけでなく、司法上の援助だけに限らず被害者への総合的な援護政策を展開し得る断固たる行動に着手するよう要請している。

これに続く文書(ANNEXE)では、被害者への情報提供の保証、特定の被害者(特に、性的攻撃の被害者、家庭内暴力の被害者、未成年の被害者、大災害、集団の事故及びテロ行為の被害者)への特別な援助、刑事仲裁等の措置の利用促進、被害者に対する補償の実際的方法、被害者援護サービス等について述べられており、現行の施策についての全体像を示すものとなっている。

(2) 「被害者援助の新しい政策のために」

1998年に首相の諮問を受けて発足した被害者援助に関する閣内作業部会(Groupe interministériel d'aide aux victimes)は、被害者援助に対する新たな分析を行った。総合的な被害者援助には、司法省だけでなく、社会問題省、外務省など、他の省庁の協力が必要であると考えられたことから、省庁間の協議が行われ、首相が委員会(閣内作業部会)を作り、調査を行ったものであり、これには、INAVEMもかかわっている。

そして、1999年3月にできあがった報告書が「被害者援助の新しい政策のために」(Pour une nouvelle politique publique d'aide aux victimes)である。

この報告書の提言に従い、1999年9月に被害者援助国家評議会(Conseil National de l'Aide aux Victimes, CNAV)が設置された。CNAVは、関連省庁間の協力体制を調整し、今後の被害者援護を検討することとされている。

このほか、この報告書が提案し、各省庁、関係機関、INAVEMが検討していることとしては、例えば、次のようなものがある。

- ・ 関係機関(例えば、警察、病院、裁判所)が被害者の受入れをよくすること、家族の受入れをよくすること。
- ・ 全国統一の被害者援助用の電話番号を決めて、電話番号一つで、例えばマルセイユの被害者がダイヤルすると自動的にマルセイユの機関につながるようにすること。
- ・ 警察と司法機関、INAVEMが協力して、全体的な観点から被害者を援助していくこと。例えば、アンテナのような事務局を各裁判所の中に置くこと。
- ・ 被害者の訴えを聴いて、検事が必要と認めれば、援助団体に紹介すること。
- ・ 学校での暴力の被害者の援助。教育省とINAVEMとの提携で、学校からINAVEMに通告する。14の県で試験的に行い、将来は全国の県に広げる。
- ・ 貧しい人が被害にあった場合、社会問題省が金銭的な援助をするようなこと。

注

¹ 筆者が入手したのは、新版の

Ministère de la Justice, *Guide des droits des victimes, nouvelle édition*, Gallimard, 1988.

当時の司法大臣アルバン・シャランドン (Albin Chalandon) 氏の序文に続いて、犯罪類型とそれに対応する刑罰の説明、刑事・民事手続の説明、訴訟にかかる費用、被害者となった場合にとるべき手続、損害賠償及び補償申請の方法等について解説している。記述は被害の内容別になっているので、必要な箇所をすぐに参照することができ、書式例も豊富で、コミック風の挿し絵も多数掲載されている。

² 司法省パンフレット「被害者の権利」(Les droits des victimes) は、年々新しいものが発行されているようであり、筆者の手元にある1996年版、1997年版、1998年版はそれぞれ少しずつ内容やデザインが異なっているが、基本的な構成はほぼ同じで、主な内容は、被害者の定義、被害者となった場合の相談先や手続の概略等である。いずれも、冒頭で、

「テロ行為、強姦、暴行… (中略) …の被害者になったら…あなたには権利があります。耳を傾けて聞いてもらう権利、司法の下で訴えが聞き入れられ、立場が擁護される権利… (後略)」

と述べられている。

³ 資料編に仮訳を掲載した。

⁴ フランス新刑法典

第132-43条〔統制処分・特別義務〕

保護観察期間中、有罪判決を受けた者は、第132-44条に定める統制処分及び第132-45条に定めるその者に特に課される特別義務の処分に従わなければならない。有罪判決を受けた者は、再社会化の促進に向けられた援助処分を受けることができる。

② (略)

第132-44条〔統制処分の内容〕

有罪判決を受けた者が従わなければならない統制処分は、次のとおりとする。

- 1 刑罰適用判事又は指名された保護観察官の召喚に応じること。
- 2 保護観察官の訪問を受け入れ、生活手段及び義務履行の統制を可能とする情報及び資料を保護観察官に提供すること。
- 3 保護観察官に職業の変更をあらかじめ通知すること。
- 4 保護観察官に対し、住所の変更又は期間が15日を超えるすべての外出をあらかじめ通告し、及び帰宅を報告すること。
- 5 すべての外国旅行、並びに義務履行の障害になる性質を有する職業及び住所のすべての変更につき、刑罰適用判事の事前の許可を得ること。

第132-45条〔特別義務の内容〕

判決裁判所又は刑罰適用判事は、有罪判決を受けた者に対して、特に、次に掲げる一又は数個の義務の遵守を課することができる。

- 1 職業活動を遂行すること、又は学科教育若しくは職業訓練を受けること。
- 2 一定の場所に住所を定めること。
- 3 医療検査、治療又は看護の処分に服すること、及び、場合によっては、病院収容の制度に服すること。
- 4 家計を分担すること、又は支払うべき扶養費を定期的に支払っていることを証明すること。

- 5 犯罪によって生じた損害に対して、民事訴訟について裁判がない場合であっても、自己の負担能力に応じて、その全部又は一部を賠償すること。
 - 6 有罪判決に定める国庫に納めるべき金額に対し、自己の負担能力に応じた支払を行っていることを証明すること。
 - 7 道路法典に規定する免許の種類により定められる一定の車両を運転しないこと。
 - 8 執行中又は執行に際して犯罪を行った職業活動に従事しないこと。
 - 9 特に指定されたすべての場所への出入りを行わないこと。
 - 10 賭事、特に馬券施設における賭事に関与しないこと。
 - 11 酒類提供店に通わないこと。
 - 12 特にその犯罪の正犯又は共犯など、有罪判決を受けた一定の者と交際しないこと。
 - 13 特にその犯罪の被害者など、一定の者と付き合わないこと。
 - 14 武器を所持又は携帯しないこと。
- 5 1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」(Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales) ANNEXE B 中の La médiation pénale et le classement sous condition の記述による。
- 6 遵守すべき特別義務については、前記「3(1) 裁判所における手続」を参照されたい。
- 7 筆者が上記通達を始めとする司法省の資料を読んだ印象では、フランスでは、「被害者に対する情報提供」とは、「被害者が利用できる制度や機関についての情報を提供すること」を指すことが多いように思われる。
- 8 犯罪被害者補償基金の財源は、税金や国庫からの支出ではなく、一般の損害保険金から契約1件につき20フラン(約300~400円)が自動的に拠出されている。
- 9 強姦又は強制わいせつによる精神的損害を含む損害に対しては、医師の診断書、精神鑑定結果の報告書によって補償金の支払金額が決まるとのことである。一例を挙げると、強姦の被害者に対して、25万フラン(約400~500万円)が支払われたこともある。
- 10 「第4 1 行刑施設における被害者とのかかわり」を参照されたい。
- 11 筆者(中野)が1999年11月に訪問した maison d'arrêt de Fresnes で受けた説明による。
- 12 資料編「行刑施設で犯罪被害者あてに出す手紙の見本」を参照されたい。
- 13 1999年4月に行刑施設の社会教育部門(services socio-éducatifs)と保護観察委員会(CPAL)が統一・再編されて、各県に一つずつ Service Pénitentiaire d'Insertion et de Probation (SPIP, 直訳すると「社会復帰及び保護観察を担当する矯正サービス部門」)。フランスでは、成人の社会内処遇を担当するのは司法省矯正局である。)ができた。
- 14 遵守すべき特別義務については、「第2 3(1) 裁判所における手続」を参照されたい。
- 15 筆者(中野)が1999年11月に訪問した SPIP de PARIS で受けた説明による。
- 16 Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *Formations 1999* (1999年の研修プログラム)
- 17 小木曾 綾「犯罪被害者補償制度」, 被害者学研究, 2号, 1993, 33
- 18 小木曾 綾, 前掲書, 34

主要参考文献一覧**【和文資料】**

- 法務大臣官房司法法制調査部（編）「フランス新刑法典」，法務資料第452号，1995
- 法務大臣官房司法法制調査部（編）「フランス刑事訴訟法典」，法務資料第459号，1999
- 河合幹雄「フランスにおける被害者学の生成と発展」，被害者学研究，7号，1997，55-66
- 森下 忠「フランスの裁判所における証人の保護」，判例時報，1663号，1999，45-46
- 中村紘一ら（監訳）「フランス法律用語辞典」三省堂，1996
- 小木曾 綾「犯罪被害補償制度」，被害者学研究，2号，1993，25-41。
- 岡 健太郎「フランス共和国における少年事件処理の実情（上）」，家庭裁判月報，51巻8号，1999，1-45。
- 白取祐司「フランスの刑事手続における犯罪被害者の保護」，刑法雑誌，29巻2号，1988，316--344

【フランス司法省の資料】

- Ministère de la Justice, *L'activité pénale des juridictions en 1997*. 1998
- Ministère de la Justice, *Annuaire statistique de la justice*. 1999
- Ministère de la Justice, *Guide des droits des victimes* (被害者の権利ガイドブック), *nouvelle édition*, Gallimard, 1988
- Ministère de la Justice, *Les droits des victimes* (司法省パンフレット「被害者の権利」), 1996, 1997, 1998
- Ministère de la Justice, *L'aide aux victimes* (司法省パンフレット「被害者の援助」), 1996
- Ministère de la Justice, *L'indemnisation des victimes* (司法省パンフレット「被害者の補償」), 1995

【被害者援助に関する閣内作業部会の資料】

- Groupe interministériel d'aide aux victimes, *Rapport au Premier ministre, Pour une nouvelle politique publique d'aide aux victimes* (首相あて報告書，被害者援助の新しい政策のために)，1999

【INAVEM の資料】

- Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation* (INAVEM パンフレット)
- Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *RAPPORT D'ACTIVIT/ANNÉE 1998* (1998年の活動報告)
- Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *INAVEM CHARTE DES SERVICES D'AIDE AUX VICTIMES ET DE MÉDIATION* (被害者援助及び仲裁サービス憲章)，1993
- Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *CODE DE DÉONTOLOGIE DE L'INAVEM* (倫理規定)，1996
- Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *Formations 1999* (1999年の研修プログラム)
- Jean-Luc Domenech, *Les associations au service des victimes* (被害者援助団体)，VICTIMOLOGIE, No. 1, 1994
- Jean-Luc Domenech, *A PROPOS DES ATTENTES DES VICTIMES EN FRANCE/L'intervention*

publique et ses limites (フランスにおける被害者の期待について/公的介入とその限界), Cahiers médico-sociaux, 41, 1997

Jean-Luc Domenech, *LE ROLE DE L'INAVEM* (INAVEM の役割)

【PARIS AIDE AUX VICTIMES の資料】

PARIS AIDE AUX VICTIMES, *PRESENTATION DE PARIS AIDE AUX VICTIMES* (PARIS AIDE AUX VICTIMES の紹介), 1999

【フランス司法省ホームページ】

<http://www.justice.gouv.fr/justicef/mediatio.htm>

<http://www.justice.gouv.fr/publicat/notevic.htm>

<http://www.justice.gouv.fr/chiffres/indemn.htm>

資料

1 司法省パンフレット「被害者の援助」(L'aide aux victimes)及び「被害者の補償」(L'indemnisation des victimes)の仮訳

(表紙)

被害者の援助

司法ガイド

被害者援助機関の役割は？

被害者の権利とは？

被害者援助組織とは？

司法省

(本文)

司法は、長い間、犯罪行為又はその犯人との関係を通してしか、被害者に興味を示しませんでした。それは、加害者の人格を良く見極め、その行為の理由を理解する目的のためでした。

15年ほど前から、司法省の主導により、被害者への関心が増大しています。

一方、立法者は被害者への賠償を容易にし、刑事訴訟において被害者がより大きな位置を占めることを可能にしました。また被害者のために150近くの組織や受入れ事務所も設置されました。

被害者援助機関の役割は？

被害者援助機関は、自らを犯罪の被害者と思うすべての人を受け入れます。

- ・ 被害者の持つ苦勞（孤独感、精神的苦痛、法に関する無知など）を理解するために特別な面接を行います。
- ・ 被害者に自らの権利についての知識を与えます。（法の仕組み、訴訟手続、賠償制度）
- ・ 手続きの際にお手伝いします。（心理学的手助け、鑑定や審判の審問への準備）
- ・ 必要とするならば専門機関（弁護士、社会福祉機関、精神医療、保険）及び専門組織（未成年被害者、テロ行為、集団事件、性的暴行の被害者）へ紹介します。

また検事の職権のもとに刑事仲裁を実施することもできます。

これは、加害者の責任を追求しつつも被害者に満足いく償いを保証する方法を探すために、犯罪行為の犯人と被害者をひきあわせることです。この場合加害者と被害者の同意が必要となります。

最も大きな心的外傷を受けた被害者に適する体制を敷きます。

- ・ 集団事件の際には、被害者援助機関は緊急受入れ施設を設置し、被害者への賠償の設定に参加します。(モンサンオディール, フリアニバスティア, 1995年夏のテロ行為)

被害者の権利とは？

フランスの司法制度は、被害者が、私訴原告人になる権利により、刑事訴訟を通して積極的に活動することを可能にしています。(刑事訴訟法 第2条)

被害者は私訴原告人になることができます。

このことは、自らの訴えが聴き入れられ、立場が擁護されるために、訴訟を起こし刑事訴訟に加わることを可能にします。

私訴権の行使により、加害者を裁判に呼び出す裁判権の前に補償要求の提示をすることができます。しかしながら、刑事裁判への賠償請求権は、必ずしも実際の償いを保証するものではありません。

そこで、立法者は、補償基金の設立のために保険からの出資を呼びかけることにより、別の補償方法を模索しました。

1990年7月6日付法には、深刻な身体的損傷(傷害, 強姦や性的暴力)を受けた被害者や死亡した被害者の家族が被った被害への全体的な補償への原則が記載されています。

比較的軽傷の暴力の被害者や窃盗, 詐欺, 背任の被害者は、一定の条件のもとで経済的な支援を受けることができます。

“被害者の補償”という司法省の出しているパンフレットを参照すれば、この条件を知ることができます。

また、2つの特別な法により、交通事故やテロ行為の被害者の補償が可能になります。

被害者のための倫理

被害者援助機関は、被害者を受け入れるすべての決定機関(裁判所, 警察や憲兵隊, 弁護士, 社会福祉部門, 病院)と連携して業務を行います。この機関はすべての人々に開かれており、情報の提供は無料です。

被害者援助機関は被害者の代理もしませんし、代表にもなりません。また刑事訴訟にも加わりません。国立被害者援助・仲裁センター(INAVEM)は、1986年から被害者援助機関をまとめています。被害者援助機関は、司法省や地方自治体, 犯罪防止委員会の支援により、フランスの各地に存在しています。

INAVEM および被害者援助機関は、司法の公共サービスに加わり、都市政策に参加します。

150の組織や市役所が
500の24時間体制の受入れ施設を運営し、
毎年9万人の被害者を受け入れています。

150の組織や市役所が
500の24時間体制の受入れ施設を運営し、
毎年9万人の被害者を受け入れています。

INAVEM

国立被害者援助・仲裁センター

Ferrus 通り4-14, 75014パリ

Tel ; (1)45 88 19 00, Fax ; (1)45 88 94 02

(裏表紙)

150の被害者援助事務所及び組織は犯罪被害者を受け入れ、その話を聞き、自身の権利について知らせます。この司法ガイドは被害者が期待できることについて説明したものです。

さらに多くの司法に関する情報を得るためには“3615 JUSTICE”にアクセスしてください。(1分1.01F)

この書類の発送者：(ここにゴム印等を押せるスペースがある)

司法省 情報コミュニケーション部
ヴァンドーム広場13番, 75001, パリ

(表紙)

被害者の補償

司法ガイド

CIVI とは何か？

どのような場合において補償を得られるか？

どのように書類を作成すればよいか？

どのように訴訟手続は展開されるか？

被害者支援機関とは何か？

司法省

(本文)

CIVI とは何か？

CIVI とは被害者補償委員会のことです。法律により、特定の場合において、損害の被害者は国家の補償を受けることができます。

各大審裁判所には被害者補償委員会 (CIVI) が特別に設けられています。この委員会は被害者の補償要求を調べ、その申請の処理方法を決定します。

どのような場合に補償されるか？

次のような一定の条件のもとで、CIVI は被った損害を補償します。

- ・ 少なくとも1か月に及ぶ仕事又は活動の休業、及び恒久的な廃疾（決定的な後続症、恒久的な部分的無能力）を引き起こす深刻な身体的被害を受けた場合。
- ・ 性的虐待、わいせつ行為、強姦を受けた場合。休業、廃疾の状態にならない場合も補償します。
- ・ 近親者がこれらの犯罪行為又は殺人の被害者である場合。

以上の場合には、既に受け取っている給付金（社会保障、保険）や資産に関係なく、全面的に補償されます。

そのためには：

- ・ フランス国籍又はヨーロッパ共同体に属する国家の国籍保有者であること。
- ・ 外国人である場合は、国際条約や協定の条件により、犯罪行為の日又は補償請求の日に通常の状態ですらフランスに居住していること。

盗難、詐欺又は背任の被害者になったとき、また1か月未満の仕事や活動の停止を引き起こす身体的

損害を負ったときには、上限を2万355フランとする補償が受けられます。

その条件：

- ・ 1か月の収入が6千785フラン以内であること。これに扶養家族一人につき500フランが加えられます。
- ・ 加えられた犯罪行為のため財政的に深刻な状況にあること。
- ・ 事件の犯人が不明である、又は支払い不能であることを証明すること。
- ・ 被った損害に対する有効で満足のいく補償を保険会社、相互保険会社、社会保障機関、自動車保険などから通常どおり受け取ることでできない場合。
- ・ フランス国籍又はヨーロッパ共同体に属する国家の国籍保有者であること。また、外国人である場合は、国際条約や協約の条件により、犯罪行為の日又は補償請求の日に通常の状態フランスに居住していること。

(中略)

どのように書類を作成すればよいか？

身体的又は財産的損害のいずれの被害者であろうと、必ず、大審裁判所の被害者補償委員会事務局へ、受領書請求を添えて、書留書簡を自宅から、場合によっては審判が下された場所から、発送する必要があります。又は、同条件のもとに、被害者補償委員会の事務局で賠償請求を行います。書類には次のことを記入します：

- ・ 姓名、出生の日付と場所、職業、国籍と住所（身分証明書、居住証明書、パスポートのいずれかのコピーを添える。）
- ・ 本人でない場合は被害者との血縁関係（家族手帳のコピー又は出生証明書か結婚証明書の写しを添える。）
- ・ 犯罪行為の行われた日にち、場所、状況（告訴申立ての受領書、また万一の場合にはその保証書を添える。）
- ・ けがの状態、休業期間、偶発の後遺症（医師の診断書、医師の鑑定書、就業停止診断書などのすべてを添える。）
- ・ 場合によっては、犯罪行為の犯人を裁いた裁判所（判決のコピーを添える。）
- ・ 要求する正確な補償額。既に受け取っている額を明確にする（一日の補償額、年金、労災制度、保険などのすべての証拠書類を添える。）
- ・ 社会保障への登録番号と銀行の住所（社会保障の登録書のコピーを添える。）
- ・ 銀行の口座番号又は郵便小切手口座番号（銀行又は郵便局の預金明細書を添える。）

1か月未満の就業停止を余儀なくされた身体的被害を受けた場合には、さらに次のことを明確にします：

- ・ 現在の収入源
- ・ 被害によって受けた収入の損失（犯罪に遭う前年の課税通知書と、場合によっては犯罪後のものも添える。）
- ・ 示談及び裁判の結果、又は執行官を通して被害者が以前に犯罪の犯人に提示した要求額、場合によってはそれから得た総額（有用と思われるすべての書類を添える。）

CIVI への請求期限

犯罪行為が行われた日から数えて3年の期限内に、請求書に署名して提出しなければなりません。

- ・ 訴訟が行われている場合には、この期限は裁判所の最終決定から数えて1年後まで延長されます。
- ・ この期限が過ぎてしまっても委員会は請求を認める場合があります。

弁護士に書類の作成を依頼することもできます。なお、資金が少ないため弁護士に頼むことがためられる場合には、法律扶助を受けられるよう請求することができます。司法省の出しているパンフレット“法律扶助”を御参照ください。

どのように訴訟手続は行われるのか？

委員会が請求書を受け取るとすぐに司法官がその書類を予審し、申立て内容と添付された書類を確認します。さらに確認や補足の書類を求めることもあります。また被害者の出頭を求め、加害者及び証人の話を聞き、調査を行うことがあります。そして大審裁判所への出頭が審問の2か月前に受領書請求付きの書留で通知されます。

(中略)

委員長は、請求に関して、訴訟手続のいかなる段階においても、仮払金、すなわち要求している補償の仮払いを認めることができます。委員長は1か月の期間内にそれを決定しなければなりません。

補償金又は仮払金が認められる場合、委員長は被害者を受益者として支払命令をします。

これらの受取については、次の事務所の会計係にお問い合わせください。

犯罪被害者補償基金

(原語を直訳すると：テロ行為及びその他の犯罪行為の被害者のための補償基金)

64, rue DeFrance, -94682 VINCENNES CEDEX

要求が棄却された場合は、訴訟費用負担を命じられます。

委員会の決定に対し控訴院に異議申立てをすることができます。控訴院の代訴人にお問い合わせください。

また、私訴原告人となることによっても損害の補償を得ることができます。司法省の出しているパンフレットの“告訴について”を御参照ください。

被害者援助機関とは何か？

被害者援助組織及びその市町村事務局は、身体的にも精神的にも外傷を受けている場合が多い被害者を受け入れ、被害者を保護し、CIVIに提訴するための手続を助けます。

フランス全土には、次の支援を行う200以上の24時間体制窓口があります：

- ・ 最初の支援を与え、例外的に緊急援助を提供します。
- ・ 被害者の権利について知らせ、それを行使する方法を教えます。

- ・ 所轄の管理、社会福祉部門を紹介し、取るべき手続や踏むべき形式を教えます。

また加害者との示談の取決めに関する支援が可能な組織もあります。

これらの組織の大部分は、次の機構の中に組み込まれています。

国立被害者援助・仲裁センター (INAVEM)

Ferrus 通り 4-14, 75014 パリ

Tel : 16(1)45 88 19 00

自宅に最も近い被害者援助機関を知るには、居住区にある大審裁判所または INAVEM にお問い合わせください。

(裏表紙)

深刻な性的又は身体的暴力を受けた場合、又は盗難、詐欺、背任の被害者となった場合には、一定の条件のもとで、犯罪被害者補償基金により損害補償を得ることができます。

交通事故、狩猟事故、有害動物駆除の際の事故の被害者への補償はこの基金の対象になりません。

司法省 情報コミュニケーション部

ヴァンドーム広場13番地, 75001パリ

2 1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」(Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales) 中の「刑務所で犯罪被害者あてに出す手紙の見本」の仮訳

司法省 矯正局

(施設名のゴム印)

(施設名) _____ の長

(氏名) _____

拝啓

____月____日付け _____ (裁判所) の判決により、(加害者氏名) _____ は、あなたに損害賠償として _____ フランを支払うよう言い渡されました。

本人は、現在、私の管轄する行刑施設に収容されています。徴収される金額(作業賞与金、支払証書など)全体のうち10%が、法律の規定によって私訴原告人への補償金として確保されます。

当施設があなたの私訴原告人関係書類に必要事項を記入し、あなたに対する支払額を送付することができるよう、あなたの銀行口座又は郵便貯金口座の証明書をお送りくださるようお願い申し上げます。また、本状への返信で、本件につき、犯罪被害者補償基金からの補償金又は仮払金を受け取られたことがあるかどうかをお知らせください。なお、受け取られた場合は、支給額もお書き添えください。

あなたに支払われるべき金額の大きさと、収容者の口座からあなたのために実際に引き落とされる金額の僅少さにかんがみ、あなたの損害に対する加害者の責任が宣告されてから起算して1年以内に、犯罪被害者補償委員会(CIVI)から補償金を受けることが可能な場合があることをお知らせいたします。あなたのお住まいの地域か、加害者が判決を受けた地域の、大審裁判所のCIVIにお申し出ください。

同様に、あなたへの法律的、財産的又は精神的な援助を行うと思われる被害者援助団体も、各県の数か所に設置されております。

INAVEM(国立被害者援助・仲裁センター、パリ14区 Ferrus 通り 4-14、電話:01-45-88-19-00)で、あなたの住所に最寄りの被害者援助組織について御案内いたしております。

敬具

施設の長

フランス刑事訴訟法典(犯罪被害者関係の抜粋)

序編 公訴及び私訴

第2条

重罪、軽罪又は違警罪によって生じた損害の賠償を求める私訴権は、犯罪によって直接生じた損害を一身的に受けたすべての者に属する。

私訴権の放棄は、第6条第3項に定める場合を除いては、公訴の追行を中止し又は停止することができない。

第3条

私訴は、公訴と同時に、かつ、同一の裁判所においてこれを追行することができる。

私訴は、物質的であると身体的又は精神的であるとを問わず、追訴の対象である所為に由来する損害のすべての項目についてこれを受理する。

第4条

私訴は、公訴と分離してこれを追行することもできる。

ただし、民事裁判所において追行された前項の私訴の裁判は、公訴が提起された場合には、その公訴について確定裁判があるまでこれを延期する。

第1部 公訴の追行及び予審

第1編 公訴及び予審の任に当たる官憲

第2章 検察官

第3節 検事正の権限

第40条

検事正は、告訴及び告発を受理し、その処理について判定する。検事正は、告訴人及び被害者が判明しているときは被害者に対し、不起訴処分について通知する。

(1998年6月17日法律第98—468号) 刑法第222—23条ないし第222—32条及び第227—22条ないし第227—27条に規定され、抑圧される犯罪が未成年者に対して犯された場合は、不起訴処分についての通知は、理由を付して書面によって行わなければならない。

第41条

検事正はさらに、被害者に生じた損害の回復、犯罪に起因する紛争の解決及び犯人の復職に寄与すると思料するときは、公訴の決定に先立ち、当事者の同意を得て、刑事仲裁手続(médiation)に訴えることを決定することができる。

第2編 捜査及び身分検査

第1章 重罪及び軽罪の現行犯

第62—1条

捜査に関係する証拠要素を提供することができると認められる者について、犯罪を犯し又は犯そうとしたことを推認させる徴表がまったく存在しないときは、検事正の許可を得て、警察署又は憲兵隊の所在地を住所として申告することができる。

第3編 予審裁判所

第1章 予審判事—第1段階の予審裁判所

第1節 総則

第80条

私訴原告人となることを申し立ててする告訴の場合には、第86条に定めるところに従って手続を行う。

第2節 私訴原告人となることの申立て及びその効果

第85条

何人も、重罪又は軽罪によって損害を受けたことを主張する者は、管轄予審判事に告訴状を提出して私訴原告人となることができる。

第3節 臨検、捜索、押収及び通信の傍受

第99条

予審判事は、予審の期間中、押収物の還付に関する裁判について管轄を有する。

予審判事は、検事正の請求に基づき、若しくは検事正の意見を聴いた上で職権により、又は押収物に対して権利を有することを主張する予審対象者、私訴原告人若しくはその他の者からの請求に基づいて、理由を付した決定をもって裁判をする。

また、予審判事は、検事正の同意を得て職権により、所有権の帰属に異議のない押収物を犯罪の被害者へ還付し又は還付させることができる。

第4節 証人尋問

第104条

私訴原告人となることを申し立ててする告訴状に指名されている者は、証人として尋問される際に、自らの請求により、第114条、第115条及び第120条が予審対象者に認めている諸権利を行使することができる。予審判事は、その者に告訴状の内容を知らせた後に、その旨を告知する。この告知は、調書に記載する。

第5節 被疑者尋問及び対質

第114条

当事者は、弁護人の立会いの下で、又は弁護人を正規に呼び出した上でなければ、これを尋問し又は対質させることができない。ただし、当事者がこれを放棄する意思を明示したときは、この限りではない。

弁護人は、予審対象者の第一回出頭又は私訴原告人の第一回尋問の後において、自己の費用により、訴訟記録中の証拠物及び証拠書類の全部又は一部の写しの交付を求めることができる。

弁護人は、上記により入手した写しの写しを依頼人に交付することができる。依頼人は、事前に、書面をもって、次項及び第114-1条の規定を知らされた旨を証明する。

第7節 司法上の監督及び未決勾留

第137条

予審対象者に対する司法上の監督及び例外的措置としての未決勾留は、予審審理の必要を理由として又は保安処分として、しかも次条以下に定める規定及び要件に従うのでなければ、これを命ずることができない。

第138条

予審判事は、予審対象者が軽罪についての拘禁刑又はそれより重い刑に当たるものであるときは、司法上の監督を命ずることができる。

司法上の監督は、予審判事の決定に従い、その対象者に次の各号に掲げる1個又は2個以上の義務を遵守させるものとする。

- 1 予審判事の定める地域の外に出ないこと。
- 2 その住所又は予審判事の指定するその居所から、同判事の決定する条件に従い、かつ、所定の理由があるのでなければ、外出しないこと。
- 3 一定の場所に行かないこと、又は予審判事の定める以外の場所に行かないこと。
- 9 予審判事が特に指定する特定の人と交際し又はこれと会うことをやめること、並びに方法のいかんを問わず、これらの者と関係を持つことをやめること。
- 11 予審判事が殊に予審対象者の資産状況を考慮してその額、支払いの期間、回数を定める保証金を納付すること。

第141—2条

予審対象者が司法上の監督の義務に故意に違反したときは、予審判事は、科せられるべき拘禁刑の期間のいかんにかかわらず、その者を未決勾留に付するために、これに対して勾引勾留状又は勾留状を発することができる。

第142条

保証金の納付が予審対象者に対して命じられたときは、この保証金は、以下の事項を担保する。

- 1 すべての訴訟手続及び判決の執行のための予審対象者又は被告人の出頭、並びに、場合によっては、これらの者に課せられた他の義務の執行のための出頭
- 2 次の順序による弁済
 - a) 犯罪によって生じた損害の賠償及び現状回復、並びに予審対象者が扶養費の不支払いのために追訴されたものであるときは、その支払い
 - b) 罰金

予審対象者に保証金の納付を命ずる決定には、保証の二つの部分のそれぞれに充当する金額を定める。

第142—1条

予審判事は、予審対象者の同意を得て、保証金中、被害者又は扶養請求権者の権利の担保に充当される部分を、権利者の請求に基づいて、仮に権利者に支払うべき旨を命ずることができる。

前項の支払いは、犯罪事実が訴追された際に執行力ある裁判によって被害者又は請求権者へ仮払いが命じられているときには、予審対象者の同意がなくても、これを命ずることができる。

第144条

重罪事件並びに法定刑が1年以上の拘禁刑に当たる軽罪の現行犯の事件及び法定刑が2年以上の拘禁刑に当たる軽罪の非現行犯の事件において、司法上の監督の諸義務をもってしては第137条に定める機能を果たす上で不十分である場合であって、次の各号の一に当たるときは、例外的に未決勾留を命じ、又はこれを延長することができる。

- 1 予審対象者の未決勾留が、証拠若しくは物的徴表を保全し、又は証人若しくは被害者に対する威迫若しくは予審対象者と共犯者との間の不正な通謀を防止するための唯一の方法であるとき。
- 2 未決勾留が、予審対象者の保護、司法のための身柄の確保、又は犯罪を終了させ若しくはその反覆を防止するための唯一の手段であるとき。
- 3 未決勾留が、犯罪の重大性、犯行状況又は被害の大きさの故に、公の秩序に対して特別かつ持続的な混乱をもたらした犯罪を終了させるための唯一の手段であるとき。

未決勾留は、第141—2条に定める要件の下で、予審対象者が司法上の監督の諸義務に故意に違反したときにも、これを命ずることができる。

第11節 予審終結決定

第183条

予審終結決定は、予審対象者及び第104条に規定する諸権利を行使する者に通告される。事件の判決裁判所への移送決定又は証拠物の検事長への送付決定は、私訴原告人にも通告される。通告は、遅滞なく、口頭又は書留郵便をもって行われる。口頭による場合には、その旨を訴訟記録の欄外に記載する。

第12節 予審判事の決定に対する抗告

第186条

予審対象者は、第87条、第139条、第140条、第145条第1項、第145—1条、第145—2条、第148条、第179条第3項に定める決定に対して、抗告をすることができる。

私訴原告人は、予審不開始の決定、予審免訴の決定及び自己の民事上の利益を害する決定に対して、抗告をすることができる。ただし、私訴原告人は、予審対象者の勾留若しくは司法上の監督に関する決定又は決定中の処分に対しては、いかなる場合にも、抗告をすることができない。

第2章 重罪公訴部—第2段階の予審裁判所

第1節 総則

第197条

検事長は、各当事者及びその弁護人に対して、書留郵便をもって、事件を法廷の審理に付す期日を通告する。勾留中の当事者に対する通告は、監獄の長を介して行われる。監獄の長は、直ちに、当事者が署名した通告受領書の原本又は写しを検事長に送付する。勾留中でないすべての当事者、私訴原告人又は第99条第5項に定める請求をした者に対する通告は、その者が予審判事が捜査を終了するまでの間に申告した最終住所にあてて発送する。

書留郵便の発送の日と開廷期日との間には、未決勾留中の事件については48時間、その他のすべての事件については5日間の猶予期間を置かなければならない。

前項の期間内は、訴訟記録は重罪公訴部の書記課に保管し、予審対象者及び私訴原告人の閲覧に供しなければならない。ただし、私訴原告人については、その者が私訴原告人となることにつき異議が出なかった場合又は異議が出たがそれが採用されなかった場合に限る。

前項に規定する者が、書面により記録謄写の申立てをしたときは、直ちに、その者の費用によって、記録の写しを交付する。交付された記録の写しは、公表してはならない。

第2部 判決裁判所

第1編 重罪法院

第4章 重罪裁判開廷の準備手続

第1節 必要的行為

第279条

各被告人及び私訴原告人には、その犯罪を検証する調書、証人の供述書及び鑑定報告書の写しを無償で交付する。

第280条

被告人及び私訴原告人又はそれらの弁護人は、自己の費用をもって、一切の訴訟記録の写しの交付を受け又は受けさせることができる。

第6章 審理

第1節 総則

第306条

審理は、公開することが公の秩序又は善良の風俗にとって危険である場合を除いて、これを公開しなければならない。公開を禁止する場合には、裁判所は、決定で、公開の法廷においてこれを言い渡す。

ただし、裁判長は、未成年者の全部又は一部が公判廷に入ることを禁止することができる。

強姦又は性的攻撃を伴う拷問及び野蛮行為について公訴が提起され、被害者たる私訴原告人の少なくとも1人からの請求があるときは、審理は当然に非公開とする。その他の場合には、被害者たる私訴原告人が反対しないときに限り、非公開を命ずることができる。

審理の非公開が命ぜられたときは、第316条に定める付帯的係争について行われる決定の宣告についても非公開とする。

本案についての判決は、常に公開の法廷において言い渡さなければならない。

第312条

第309条の規定を留保して、検察官、被告人、私訴原告人、被告人及び私訴原告人の弁護人は、裁判長を介して、相被告人、証人その他法廷に呼ばれたすべての者に質問することができる。

第7章 判決

第3節 私訴に対する判決

第371条

重罪法院が公訴について言渡しをした後、裁判所は、私訴原告人から被告人に対する損害賠償の請求又は無罪の言渡しを受けた被告人から私訴原告人に対する損害賠償の請求について、当事者及び検察官の意見を聴いた上で、陪審の関与なしに裁判する。

第372条

私訴原告人は、無罪及び刑の免除の言渡しの場合にも、被告人の責に帰すべき事由から生じた損害について、それが重罪公訴の対象である事実の結果である限り、その賠償を請求することができる。

第373条

裁判所は、職権で、裁判所に留置した物の還付を命ずることができる。ただし、刑の言渡しがあったときは、刑の言渡しを受けた者が上告をしないで期間を徒過した事又は上告をした事件が確定判決を受けたことを、還付によって利益を受ける者において証明するのなければ、還付を行わない。

還付によって人の身体又は財産に危険が生じる場合には、裁判所は、還付を拒否することができる。

第375条

裁判所は、犯罪を犯した者が私訴原告人に対し、国家によって負担されない費用として、裁判所が定める金額を支払うべき旨を命ずる。裁判所は、公平性又は刑の言渡しを受けた者の経済状態を考慮に入れる。裁判所は、これらの事情を考慮して、職権により、費用の支払いを負担させないこともできる。

第375—1条

私訴原告人は、損害賠償の支払いに関しては、裁判所による反対の決定がない限り、証人と同一に扱われる。

第375—2条

同一の重罪について有罪の宣告を受けた複数の者は、還付及び損害賠償の支払いに関し、連帯して責任を負う。

第2編 軽罪の裁判

第1章 軽罪裁判所

第3節 公開及び法廷警察権

第400条

法廷は、公開とする。

ただし、裁判所は、公開することが公の秩序又は善良の風俗にとって危険である旨を決定中で確認し、この決定を公開の法廷において言い渡して、審理の傍聴禁止を命ずることができる。

傍聴禁止が命ぜられたときは、この禁止は、第459条第4項に定めるところに従って行われる附帯事項又は異議についての別の決定の宣告に対してもこれを適用する。

本案についての判決は、常に公開の法廷において言い渡さなければならない。

第4節 審理

第418条

何人も、第2条に従って軽罪により損害を受けたと思料する者がまだ私訴原告人となる申立てをしていないときは、公判廷においてもその申立てをすることができる。

前項の申立てをするには、必ずしも代訴士（弁護士）を介することを必要としない。

私訴原告人は、その申立てに基づいて、自己が受けた損害に相当する賠償を請求することができる。

第419条

私訴原告人となることの申立ては、公判期日前においては書記課に対して行い、公判廷においては書記官に申し立ててこれを録取させ又は趣意書を寄託して行う。

第420条

公判期日前に私訴原告人となることの申立てをするときは、私訴原告人は、その申立書において、訴追される犯罪を明らかにし、かつ、私訴原告人が受訴裁判所の管轄区域内に居住していないときは、その管轄区域内に居所を選定してこれを記載しなければならない。

書記官は、直ちに申立書を検察官に送付し、検察官は、私訴原告人を公判のために呼び出す。

第420—1条

前条までの規定にかかわらず、何人も被害を受けたと主張する者が、押取物の還付又は民事に関する大審裁判所の普通法の管轄の上限を超えない金額の損害賠償を請求するときは、直接又は弁護人を介し、公判期日の少なくとも24時間前までに裁判所に到着する配達証明付書留郵便により、私訴原告人となることができる。この書留郵便には、損害を裏付ける証拠書類を添付する。この書留郵便と証拠書類は、直ちに事件記録に編綴する。

私訴原告人には、出頭の義務はない。

第422条

私訴原告人となった者は、以後証人として供述することができない。

ただし、私訴原告人は、補償金の支払いに関しては、これに反する裁判所の決定がない限り、証人と同一に扱われる。

第424条

私訴原告人は、常に、弁護士を代理人として出廷させることができる。この場合には、当該私訴原告人に関しては、裁判は対審によって行われたものとする。

第5節 判決

第464条

裁判所は、事実が軽罪を構成するものと認めるときは、刑の言渡しをする。

私訴があるときは、裁判所は、これについて裁判をする。損害賠償の請求を容認するとき、その全部又は一部の仮支払いを命ずることができる。

裁判所は、損害賠償の請求について言渡しをする準備ができていないときは、私訴原告人に対して、異議又は控訴の申立ての有無にかかわらず執行することのできる仮執行を許すこともできる。

第478条

被告人、私訴原告人又は民事責任者は、裁判所に留置された物の還付を受訴裁判所に請求することができる。

第479条

被告人、私訴原告人又は民事責任者以外の者であっても、裁判所に留置された物につき権利を有する旨を主張する者は、受訴裁判所にその還付を請求することができる。

第3編 違警罪の裁判

第2章 簡易手続

第528—2条

本省の規定は、被害者が本法の定める要件に従って、違反者を直接違警罪裁判所に呼び出す権利を妨げるものではない。

第4部 特別訴訟手続

第14編 犯罪に起因する損害を受けた一定の被害者による補償請求

第706—3条

故意によるものであると否とを問わず、犯罪の実質的性格を呈する所為の結果として損害を受けた者は何人でも、次の各号の要件のすべてを満たしているときは、人に対する侵害から生じた損害の完全な補償を受けることができる。

- 1 その侵害に、保険法L第126—1条並びに交通事故被害者の境遇改善及び補償手続の促進に関する1985年7月5日法律第85—677号第1章のいずれもが適用されず、かつ、その侵害が、狩猟若しくは有害動物の駆除に起因するものでないこと。
- 2 その所為によって死亡し、又は永続的な身体障害を被り、若しくは労働能力を1月以上完全に喪失したこと、又は、その所為が刑法第222—22条から第222—30条まで及び第227—25条から第227—27条までに定める犯罪であること。
- 3 被害者がフランス国籍であること。これに反する場合は、所為がフランスの領土内においてなされ、かつ、被害者が、ヨーロッパ経済共同体の加盟国の帰属民であり、又は、国際条約に定める場合を除き、その所為又は補償請求の時点において、正規に滞在していること。

補償は、被害者の過失を理由として、これを拒否し、又はその額を減額することができる。

第706—4条

補償は、各大審裁判所の管轄区域に設置される委員会によって支払いの承認を与えられる。この委員会は民事裁判所としての性格を有するものとし、第一審として判定をする。

委員会は、大審裁判所の2人の裁判官及び被害者問題に関心を有することで著名な公民権を有するフランス国籍の成人1名によって構成される。委員長は、裁判官のうちの1人がこれを務める。

委員長及びその補充員は、大審裁判所の裁判官会議が3年を任期として指名する。

検察官の職務は、検事正又は検事正代理の1人がこれを行う。

本条の適用手続は、コンセイユ・デタの審議を経て発せられるデクレをもってこれを定める。

第706—6条

委員長は、審査手続の継続中に、請求者に対して、1回又は数回にわたり、補償金の仮払いを認めることができる。仮払いの決定は、仮払い請求から1月以内にこれを行う。

第706—9条

委員会は、損害の補償として被害者に支払われるべき金額を決定するに当たり、次の事項を考慮する。

—強制社会補償制度を運営する組織、施設及び機関又は農村法第1106—9条、第1234—8条及び第1234—20条に掲げる者によって支給される手当

—国その他の公法人に係る損害賠償訴訟に関する1959年1月7日オールドナンス第59—76号第1条IIに列挙された手当

—治療費及びリハビリテーション費用の還付金

—損害を生じさせた出来事から連続した休業期間中に雇用主から支払われる賃金及び諸手当

—共済組合法が管理する共済組合によって支払われる日額医療補償及び障害手当

委員会は、その他の債務者から、同一の損害について受領し、又は受領すべきあらゆる性質の補償についても考慮する。

支給が認められた金額は、テロ行為その他の犯罪の被害者補償基金から支払われる。

第706—14条

窃盗、詐欺又は背信の被害者で、名目の如何を問わず自らの損害につき有効かつ十分な賠償又は補償を得ることができず、そのために、経済的に深刻な状況にある者は、その収入が法律扶助に関する1991年7月10日法律第91—647号第4項に定める部分的裁判援助を受けるための上限に満たないときは、第706—3条第3号及び最終項から第706—12条までに定める要件に従い、必要があるときには扶養家族についても考慮された上で、補償を受けることができる。

補償は、前項の収入上限の月額額の3倍を超えないものとする。

以上の規定は、本条に定める人に対する侵害の被害者で第706—3条に掲げる者が、1月未満の労働能力の完全喪失の原因となった事実を損害の完全な賠償を得るための理由として主張することができない場合にも、これを適用する。

第19編 性的犯罪及び未成年被害者の保護に適用される手続

(1998年6月17日法律第98—468号)

第706—52条

捜査及び予審における第706—47条に掲げる性犯罪に係る未成年被害者の尋問は、当該未成年被害者の同意、又は、当該未成年被害者が同意を与えられるような状態でない場合には、その法定代理人の同意により、録画（音声を含む）の対象となる。

刑事手続の期間中における、後になっての参照を簡素化する目的により、録画の複製を作成する。本複製は公判記録に含まれる。

第5部 執行手続き

第2編 身柄の拘束

第4章 被拘禁者の財産

第728—1条

被拘禁者の財産は、矯正施設に開設される被拘禁者の個人別口座に入れられ、次の3つに区分される。第1部分は、私訴原告人及び扶養料請求権者のみが権利を行使できる。第2部分は、釈放時の作業賞与金に充てられる。これについては、いかなる執行の対象とすることもできない。第3部分は、被拘禁者の自由な処分にまかされる。

私訴原告人に対する損害賠償に充てられる金は、検事正の請求に基づき、矯正施設の長によって直接支払われる。ただし、扶養料請求権者の権利を害することはできない。

財産の構成、各部分の金額及び個人別口座の運営については、デクレをもって定める。

出典：法務大臣官房司法法制調査部（編）「フランス刑事訴訟法典」法務資料第459号，1999

韓国における犯罪被害者施策

研究第一部研究官 小柳 浩子
研究第二部研究官補 栗栖 素子

目 次

第1	犯罪被害者施策の沿革	197
第2	刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	199
1	被害者の権利	199
2	被害者に対する情報提供	199
(1)	現行の規定	199
(2)	新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定	199
3	被害者の刑事司法への関与	199
(1)	通報段階	199
(2)	起訴段階	199
(3)	公判段階	200
4	刑事司法における被害者に対する保護	200
(1)	現行の規定	200
ア	陳述の自由を確保するための保護	200
イ	身辺保護	200
ウ	プライバシー保護	201
エ	その他の保護	201
(2)	新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定	201
ア	陳述の自由を確保するための保護	201
イ	身辺保護	201
ウ	プライバシー保護	201
5	刑事司法における被害救済・被害回復	202
(1)	「訴訟促進等に関する特例法」に基づく賠償命令	202
(2)	家庭内暴力処罰法に基づく賠償命令	203
6	その他の法的保護	203
(1)	現行の規定	203
(2)	新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定	203
第3	犯罪被害者救助制度等	204
1	犯罪被害者救助制度	204
2	新たに制定された特定犯罪申告者等保護法による制度	205
第4	刑事司法機関及び被害者援助団体が行う被害者支援プログラム	206
1	法制度	206
2	被害者支援活動の現状	206
(1)	行政の活動	206
(2)	民間団体の活動	208
ア	社団法人「韓国女性の電話」	208
イ	社団法人「韓国性暴力相談所」	211
第5	犯罪被害調査	213

1 概要	213
2 調査方法	213
3 調査結果	213
(1) 被害率	215
(2) 犯罪申告率	216
(3) 犯罪動向に対する認識	217
(4) 家庭における防犯措置	218
第6 おわりに	219
資料1	222
資料2	228

第1 犯罪被害者施策の沿革

韓国の犯罪被害者に関する施策について見ると、1981年7月3日に、政府が犯罪被害者救助法の立法意思を明らかにし、およそ6年間の研究を経て、1987年11月28日に、被害者に対して国家による経済的援助を行うことを定めた犯罪被害者救助法が制定された。これに先立って、同年10月29日に第9次の憲法改正がなされた際、被害者の裁判手続における陳述権及び救助請求権について、憲法上の規定が新設されている。

このような施策の背景には、今世紀後半、犯罪被害者の権利・被害回復というテーマに対する関心が世界的に高まる中で、韓国でも1980年前後から、官民の様々な分野において、被害者に関連する問題に目が向けられるようになっていたことが挙げられる。

1982年に我が国で開催された「第4回国際被害者学シンポジウム」には、韓国からも被害者学の専門家、学者等が参加した。その後、被害者学に関心を持つ学者、実務家等により韓国被害者学会設立発起人会が組織され、1992年4月には韓国被害者学会が設立され、毎年、学術会議の開催、学会誌の発行、諸外国で開催される被害者学関連の会合への参加等の活動が行われている。

また、各種犯罪の量的・質的变化に相応する実態及び原因の分析並びに根本対策の樹立を目指して、学界、実務界が連係して科学的、総合的な刑事政策の研究を推進するために1989年に設立された、政府出捐の特別法人である刑事政策研究院では、1991年9月の第5回刑事政策セミナーにおいて、「犯罪と被害者」をテーマとして取り上げている。そこでは、被害者学の位置と展望、犯罪被害調査、犯罪被害者保護制度と原状回復問題等が討議された。また、同院は、1991年には、ソウル地域において犯罪被害調査を実施し、その後、1994年、1997年と3年周期で全国規模の犯罪被害調査（後出）を実施している。

一方、近年、女性が被害者となることの多い性暴力、あるいは家庭内暴力の問題に対して国際的な関心が集まっている。アジアにおいても社会問題として認知されるようになり、各国において政府がその対策に乗り出すようになってきているが、儒教文化圏に属し、伝統的に男尊女卑の気風が強く、この種の問題が表に出にくい傾向のあった韓国でも同様の事情にある。

韓国では、女性団体を中心として、男女平等や女性の権利擁護・地位向上を求める活発な動きが展開され、1987年には、韓国で活動していた23の女性団体が集まって、韓国女性団体連合が結成されているが、1987年の男女雇用平等法制定、1990年の民法改正、さらには、1995年の女性発展基本法制定は、これらの団体を中心に活発に展開された社会運動が牽引力となって実現を見たものと言われている¹。

犯罪被害女性の保護・救済の問題も、このような中で関心を集めるようになり、折しも、性暴力の被害を受けた女性の事件、あるいは、家庭内での暴力の被害を受けた女性の事件が発生して、社会問題として大きく取り上げられる、という経緯もあり、1994年には、性暴力を予防し、その被害者を保護すること等を目的とした「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」（以下「性暴力犯罪処罰法」という。）が制定され、さらに、1997年には、家庭内暴力犯罪で破壊された家庭の平和と安定を回復し、健全な家庭を育成することを目的として、家庭内暴力犯罪を犯した者に対し、環境の調整及び性格・行動の矯正のための保護処分²を行うこと等を定めた「家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（以下「家庭内暴力処罰法」という。）、並びに家庭内暴力を予防し、家庭内暴力の被害者を保護することによって健全な家庭を育成することを目的とした「家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律」（以下「家庭内暴力被害者保護法」という。）が制定された。

さらに、韓国では、最新の動きとして、1999年8月31日に、特定犯罪に関する刑事手続において国民

が安心して自発的に協力することができるように、その犯罪申告者等を実質的に保護し、犯罪から社会を防衛することを目的として、特定犯罪申告者等保護法（2000年6月1日施行）が制定されている。犯罪申告者等の中には、当然に犯罪被害者も含まれる。韓国では、これまで犯罪被害者の保護に関し、法制化がなされてきたが、同法により、被害者保護がより具体化されるとともに、より広い範囲に及ぶことになったといえる（資料「特定犯罪申告者等保護法」参照）。

第2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

1 被害者の権利

韓国では、1987年の第9次の憲法改正により、犯罪被害者の権利に関して、憲法上、裁判手続における陳述権及び救助請求権についての規定が定められた。すなわち、憲法27条5項では、刑事被害者は、法律の定めるところにより、事件の裁判に際して陳述することができることを定め、同30条では、他人の犯罪行為により、生命又は身体に対する被害を受けた場合は、法律の定めるところにより、国家から救助を受けることができることを定めている。

2 被害者に対する情報提供

(1) 現行の規定

犯罪被害者への情報提供についての包括的な規定はないが、刑事訴訟法の規定により、被害者は告訴することができ、告訴のあった事件に関し、検事が公訴を提起し、又は公訴を提起しない処分等をしたときは、7日以内に書面で告訴人にその旨を通知しなければならないとされ、さらに、検事は、告訴のあった事件に関して公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人から請求があるときは、7日以内に、告訴人にその理由を書面で説明しなければならないとされている。

また、「訴訟促進等に関する特例法」(本編5(1)参照)に基づき、犯罪被害による賠償を法院(我が国の裁判所に当たる。)に申請した被害者及び代理人は、訴訟を顕著に遅延させない範囲内で、裁判官の許可を得て、訴訟記録を閲覧できる。なお、家庭内暴力処罰法に基づいて、被害者の保護のために行方者に対して隔離などの臨時措置がとられた場合は、家庭保護事件を管轄する法院は、被害者にその旨を通知するほか、審理期日、保護処分の決定等を通知しなければならないとされている。

(2) 新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定

新たに制定された特定犯罪申告者等保護法では、被告人等の裁判・身柄に関する主要な事項の通知に関して規定が設けられている。すなわち、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、検事又は司法警察官は、職権又は犯罪申告者等、その法定代理人若しくはその親族等の申請により、被疑者又は被告人の逮捕・拘束及び釈放に関連した司法警察官・検事及び法院の処分内容、裁判宣告期日・宣告内容、仮釈放・刑執行停止・刑期満了及び保安処分終了等による矯正施設等からの出所事実又は逃走事実等の裁判及び身柄に関する事項を、犯罪申告者等、その法定代理人又は親族等に通知することができることとされている。

3 被害者の刑事司法への関与

(1) 通報段階

刑事訴訟法上、犯罪による被害者は告訴することができるが、告訴の制限として、自己又は配偶者の直系尊属については告訴することができないとされている。しかし、性暴力犯罪処罰法上の性暴力犯罪及び家庭内暴力処罰法上の家庭内暴力犯罪については、刑事訴訟法上の規定にかかわらず、被害者は、自己又は配偶者の直系尊属を告訴することができる。また、刑事訴訟法上、親告罪の告訴期間については6か月と規定されているが、この期間が、性暴力犯罪については1年に延長されている。

(2) 起訴段階

韓国では、我が国と同様、検事による起訴独占主義が採られているが、犯罪被害者は、検事の不起訴

処分に対して不服があるときは、管轄高等検察庁の長への抗告及び検察総長（我が国の検事総長に当たる。）への再抗告をすることができ、検察総長への再抗告が棄却され、これに不服であるときは、憲法上保障された基本権の侵害を理由として、憲法裁判所に憲法訴願審判を請求することができる。また、公務員による職権濫用等の罪については、管轄高等法院に、その当否に関する裁定を申請することができる。

なお、家庭内暴力処罰法では、検事が家庭内暴力犯罪について、家庭保護事件として処理し、あるいは法院が事件を家庭保護事件の管轄法院に送致する場合には、被害者の意思を尊重しなければならないとされている。また、被害者は、同法の規定による保護処分の執行に行為者が応じない等の事由があるときは、保護処分を取り消して事件を対応する検察庁に送致するよう請求することができるが、行為者の性格・行動が矯正され、正常な家庭生活が維持できるようになったときは、保護処分の終了を請求することができる。さらに、被害者は、同法に基づく行為者に対する不処分の決定が著しく不当であるときは、抗告することができる。

(3) 公判段階

犯罪被害者は、憲法上、裁判手続における陳述権が認められており、刑事訴訟法においては、被害者は、裁判において陳述することを申請することができ、その場合、法院は、被害者を証人として尋問し、当該事件についての意見を陳述する機会を与えなければならないと定められている。

なお、家庭内暴力処罰法による家庭保護事件においては、被害者は、弁護士、法定代理人・配偶者・直系親族・兄弟姉妹、戸主、相談所等の相談員又はその長をして、代理に意見を陳述させることができる。

4 刑事司法における被害者に対する保護

(1) 現行の規定

ア 陳述の自由を確保するための保護

刑事訴訟法上、証人の陳述の自由を確保するために、法廷外での尋問及び被告人又は特定の在廷人の退廷に関する規定が定められている。さらに、性暴力犯罪処罰法の対象となる事件では、被害者は、公判期日に出廷して証言することが著しく困難な事情があるときは、検事に対し、判事に証拠保全請求を行うよう要請することができる。また、同法の規定する特殊強盗強姦等の犯罪の被害者について、捜査機関が調査をするときは、被害者の申請により、被害者が指定する者を同席させることができ、法院が証人尋問を行う場合は、検事又は被害者の申請により、被害者と信頼関係にある者を同席させることができる。

イ 身辺保護

被害者や証人の身辺等の保護に関しては、1990年に制定された、基本的倫理と社会秩序を侵害する、殺人、強盗などの凶悪犯罪に対する処罰と手続に関する特例を規定した「特定強行犯罪の処罰に関する特例法」（以下「特定強行犯罪特例法」という。）の規定により、特定強行犯罪事件の被告人が、被害者その他事件の裁判に必要な事実を知っていると認められる者等の生命、身体、若しくは財産に害を加えるおそれがあると信ずるに足りる十分な理由があるときは、法院は、職権又は検事の請求により、決定で保釈又は拘束の執行停止を取り消すことができるとされている。また、検事は、事件の証人が、被告人その他の者から生命、身体に害を受け、又は受けるおそれがあると認められるときは、管轄警察署長に証人の身辺安全のために必要な措置をとるよう要請しなければならず、証人及び裁判長は、そのような措置をとるよう検事に要請することができる。検事から要請を受けた警察署長は、直ちに、証人の

身辺安全に必要な措置をとらなければならないとされている。なお、この証人の身辺安全の措置に関する規定は、性暴力犯罪に関しても準用されている。

一方、家庭保護事件においては、判事は、被害者の保護等のため必要なときは、行為者に対して、①被害者の住居からの退去等の隔離、②被害者の住居、職場等から100メートル以内に近づくことの禁止、③医療機関その他療養所への委託、④警察の留置場への留置等の臨時措置をとることができる。

ウ プライバシー保護

被害者のプライバシーの保護に関しては、性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力処罰法の規定により、法院は、性暴力犯罪に対する審理及び家庭保護事件の審理に際しては、私生活の保護等のために必要と認めるときは、審理を非公開とすることができ、被害者及びその家族は、非公開を申請することができる。また、特定強行犯罪特例法、性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力処罰法は、被害者の個人情報秘匿について規定しており、被害者を特定できるような事項、写真等の新聞等出版物への掲載及び放送が禁止されている。性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力処罰法には、個人情報の公開禁止に違反した場合の罰則規定も設けられている。

エ その他の保護

「特定犯罪加重処罰等に関する法律」（1966年制定）には、自己若しくは他人の犯罪についての捜査、又は裁判での証言、資料提供等に対する報復として殺人、傷害、暴行、逮捕、監禁又は脅迫の罪を犯した者に対する加重処罰の規定が設けられている。

(2) 新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定

ア 陳述の自由を確保するための保護

新たに制定された特定犯罪申告者等保護法においても、法廷外での証人尋問及び被告人又は傍聴人の退廷に関する規定が設けられている。さらに、同法には、映像物撮影についての規定が設けられている。これは、犯罪申告者等に対して証人尋問をする場合、判事は、職権又は検事の申請により、その過程をビデオテープ等映像物に撮影することを命じることができ、映像物に収録された犯罪申告者等の陳述を証拠とすることができるとするものである。

また、同法は、犯罪申告者等補佐人の制度についても規定を設けており、司法警察官・検事又は法院は、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、職権又は犯罪申告者等若しくはその法定代理人、親族等の申請により、犯罪申告者等の法定代理人・親族又は大統領令が定める者の中から、犯罪申告者等補佐人を指定することができ、補佐人は、犯罪申告者等のために当該刑事事件の捜査や公判過程に同行したり助言する等、必要な助力をすることができることとされている³。

イ 身辺保護

特定犯罪申告者等保護法においても、上記(1)イに記したような身辺安全措置についての規定が設けられている。さらに、同法では、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、その被害を防止するため、犯罪申告者等の姓名・年齢・住所・職業等、身元の特定につながる事項の秘匿について規定が設けられている。犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、調書等の書類作成時において、上記の身元特定につながる事項の記載は省略され、調書等への署名は仮名でなされ、割印及び捺印は拇印でなされることになる。公判調書作成時も同様の取扱いがなされ、証人尋問等においても、これらの人的事項は公開されない。秘匿される人的事項については、検事の管理に係る「身元管理カード」が作成される。「身元管理カード」が作成されている犯罪申告者等を証人として召喚するときは、検事に召喚状を送達することとされている⁴。

ウ プライバシー保護

特定犯罪申告者等保護法でも、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、犯罪申告者の特定につながるような人的事項を他人に知らせたり、公開又は報道することを禁止する規定が設けられている。性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力処罰法と同様に、この個人情報の公開禁止に違反した場合の罰則規定も設けられている。

5 刑事司法における被害救済・被害回復

(1) 「訴訟促進等に関する特例法」に基づく賠償命令

刑事手続における被害救済・被害回復の制度としては、訴訟の遅延防止並びに国民の権利義務の迅速な実現及び紛争処理の促進を目的として、1981年3月1日に施行された「訴訟促進等に関する特例法」に基づく賠償命令の制度がある。これは、刑法犯のうち傷害、重傷害、傷害致死、暴行致死傷、過失致死傷、窃盗・強盗、詐欺・恐喝、横領・背任及び損壊の罪について有罪の宣告がなされる場合、法院は、職権又は被害者の申請に基づき、被告事件の犯罪行為によって発生した直接的な物的被害及び治療費損害の賠償を命じることができるとするもので、上記の特定の罪及びそれ以外の罪に対する被告事件において、被告人と被害者との間で損害賠償額に関する合意が成立している場合にも、当該賠償額について賠償を命じることができるとされている。

表1は、この制度が発足した1981年から1997年までの間における賠償命令事件の申請及び処理状況を示したものである。賠償命令申請件数は、制度発足直後には年に1,000件以上に上り、1985年には2,259件に達したが、その後は減少し、1990年は521件となっている。近年、申請件数は、1,000件前後で推移している。処理件数に対する認容件数を示す認容率は、30%から40%前後で推移している（韓国犯罪白書による。）。

表1 賠償命令事件の申請及び処理状況

(1981年～1997年)

年次	申請件数	処 理 状 況				職権	賠償命令額	認容率
		処理件数	認 容	棄却	取下げ・その他			
1981年	1,028	723	237	284	202	—	147,120	32.8
1982	1,174	1,304	487	443	374	41	358,683	37.3
1983	1,036	1,045	359	500	186	30	277,270	34.4
1984	1,917	1,623	734	635	254	2	852,211	45.2
1985	2,259	2,383	674	1,417	292	30	744,387	28.3
1986	1,433	1,452	419	739	294	—	458,197	28.9
1987	1,076	1,175	436	561	178	1	395,485	37.1
1988	778	870	340	360	170	—	260,553	39.1
1989	543	507	154	235	118	—	284,011	30.4
1990	521	553	142	271	140	—	369,768	25.7
1991	544	496	182	166	148	—	611,790	36.7
1992	539	595	184	266	145	1	518,990	30.9
1993	795	754	219	357	178	—	10505,450	29.0
1994	717	670	283	239	148	—	1,691,219	42.2
1995	911	711	241	327	143	—	929,745	33.9
1996	1,081	1,172	475	520	177	—	1,825,303	40.5
1997	897	931	352	454	125	7	2,673,317	37.8

注1 韓国犯罪白書による。

2 「認容率」は、処理件数に対する認容件数の比率である。

3 「賠償命令額」の単位は、万ウォンである。

(2) 家庭内暴力処罰法に基づく賠償命令

家庭内暴力処罰法にも、被害者の損害回復についての規定が設けられている。被害者は、家庭保護事件が係属した法院に対して、賠償命令を申請することができることとされており、法院は、保護処分を宣告する場合、行為者に対し、①被害者又は家庭構成員の扶養に必要な金銭の支払、②事件により発生した直接的な物的被害及び治療費損害の賠償を命じることができることとされている。

6 その他の法的保護

(1) 現行の規定

性暴力犯罪処罰法では、性暴力犯罪の被害者に対する不利益処分の禁止に関する規定が設けられており、被害者が被害を受けたことによって更に不利益を被ることのないよう、被害者を雇用している者は、性暴力犯罪と関連して被害者を解雇し、又はその他の不利益を与えてはならないとされている。

また、家庭内暴力処罰法では、家庭内暴力犯罪を申告した者に対し、その申告行為を理由として不利益を与えてはならないと規定されている。

(2) 新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定

新たに制定された特定犯罪申告者等保護法にも、上記6(1)と同様の規定が設けられており、犯罪申告者等を雇用している者は、被雇用者が犯罪申告等をしたことを理由として、解雇その他の不利益な処遇をしてはならないとされている。

さらに、同法では、犯罪申告等を行って、これと関連した自らの犯罪が発見されたときは、この犯罪申告者等に対し、刑を減軽又は免除することができることが規定されている。

第3 犯罪被害者救助制度等

1 犯罪被害者救助制度

犯罪被害者を金銭的に援助するための制度としては、1988年7月1日に施行された犯罪被害者救助法に基づく犯罪被害者救助の制度がある。この制度は、人の生命又は身体を害する犯罪行為によって死亡した者の遺族及び重障害を被った被害者が、加害者の不明又は無資力の事由により、被害の全部又は一部に対する賠償を受けられず、その生計維持が困難な事情がある場合に、国が被害者又はその遺族に対し、犯罪被害救助金を支給するものである。その後、1990年12月31日に同法の一部が改正され、自己又は他人の刑事事件の捜査又は裁判において、告訴、告発など捜査端緒の提供・陳述・証言又は資料の提出と関連して被害を受けた場合にも犯罪被害救助金を支給することとなった。

韓国における犯罪被害者救助の制度は、救助金支給の要件として「被害者の生計維持困難」を挙げていることに示されるように、社会福祉理論にその基礎を置いている（注1）が、1990年に改正された部分については、法秩序及び刑事司法に対する国民の信頼確保のためという色合いがうかがえる。

犯罪被害救助金には、被害者が死亡した場合、その遺族に対して支給される遺族救助金と、被害者が重障害を被った場合、被害者本人に対して支給される障害救助金の2種類があり、①被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき、②被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害の発生について被害者にもその責めに帰すべき事由があったとき、③社会通念上、救助金の全部又は一部を支給しないことが相当と認められるときには、救助金の全部又は一部を支給しないことができる。

犯罪被害救助金の支給に関する事項は、各地方検察庁に設置されている犯罪被害救助審議会によって審議・決定される。また、救助金の金額に関しては、被害者又は遺族の生計維持の状況と障害の程度を参酌して大統領令において定めることとされている。この制度の発足当時は、遺族救助金は500万ウォン、障害救助金は、障害の等級により、1級300万ウォン、2級200万ウォン、3級150万ウォンであったが、1991年6月19日に改正され、それぞれ倍に引き上げられ、遺族救助金は1,000万ウォン、障害救助金は1級600万ウォン、2級400万ウォン、3級300万ウォンとなった⁵。

表2は、制度が発足した1988年から1997年までの10年間における犯罪被害救助金支給申請及び処理状況を示したものである。

なお、自動車の運行によって、人の生命又は身体が害された場合については、損害賠償を保障する制度が整備されている。

表2 犯罪被害者救助金支給申請及び処理状況

(1988年～1997年)

年次	申請		処理			未済
	件数	金額	支給決定		不支給決定	
			件数	金額		
1988年	28	136,000	7	29,000	2	19
1989	121	564,000	61	267,610	31	48
1990	182	870,000	127	560,500	68	35
1991	96	450,000	79	354,900	35	17
1992	94	776,000	64	410,500	22	25
1993	72	677,000	64	519,500	18	15
1994	96	851,000	52	327,000	33	26
1995	73	704,000	49	418,000	13	10
1996	85	812,000	43	376,000	22	20
1997	98	943,000	50	472,000	19	29

注1 韓国犯罪白書による。

2 「金額」の単位は、千ウォンである。

2 新たに制定された特定犯罪申告者等保護法による制度

新たに制定された特定犯罪申告者等保護法には、犯罪申告者等救助金についての規定が設けられている。これは、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合において、これにより重大な経済的損失若しくは精神的苦痛を受けたり、転居・転職等を余儀なくされてその費用を支出し、又は支出する必要があるときは、犯罪申告者等、その法定代理人又は親族等の申請により、大統領令に定める限度内で救助金を支給するもので、救助金の支給に関する事項は、各地方検察庁に設置される犯罪申告者等救助審議会が審議・決定することとされている。

第4 刑事司法機関及び被害者援助団体が行う被害者支援プログラム

1 法制度

性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力被害者保護法は、性暴力犯罪及び家庭内暴力犯罪の被害者を支援するための組織及びその活動について規定しており、国又は地方自治団体は、性暴力被害相談所、家庭内暴力関連相談所を、それぞれ設置・運営することができるほか、国又は地方自治団体以外の者も、市長又は道知事に申告して、相談所を設置・運営できるとされ、これらの相談所の業務は、①被害者の申告・相談の受付、②緊急に保護を必要とする被害者に対する臨時の保護、③加害者に対する告訴、被害賠償請求等に関し、関係機関に必要な協力・支援を要請することなどとなっている。

また、被害者を保護するため、国又は地方自治団体は、性暴力被害者保護施設及び家庭内暴力被害者保護施設を設置・運営することができるほか、社会福祉法人その他非営利法人も、性暴力被害者保護施設については市長又は道知事に申告し、家庭内暴力被害者保護施設についてはその認可を受けて、施設を設置・運営できるとされており、これらの施設の業務は、上記の相談所の業務のほか、被害者の一時保護、被害者の身体的・精神的安定及び社会復帰・家庭復帰への助力等となっている。

なお、家庭内暴力被害者保護法施行令では、これらの相談所又は保護施設が、類似の相談所又は保護施設と統合して設置、運営されることもあることが想定されている。

2 被害者支援活動の現状

次に、韓国における犯罪被害者に対する支援活動の現状について、筆者らが平成11年12月に韓国保健福祉部（我が国の厚生省に当たる。）及び民間団体を訪問して入手した資料の紹介も含めて記述する。

(1) 行政の活動

上記1の、性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力被害者保護法で規定する被害者支援に関する施設運営、活動等は、政府機関の中の保健福祉部が所管することとされており、性暴力犯罪の被害者支援については保健福祉部の「女性福祉課」、家庭内暴力犯罪の被害者支援については同部の「家庭福祉課」の担当とされている。

保健福祉部は、各施設からの相談実績及び運営実績についての報告を、その施設の所在地を管轄する行政長を通して定期的に受けるほか、施設運営状況調査、帳簿検査等、被害者支援業務の監督・指導に当たっており、予算総額に応じて各相談所、保護施設等に均等に支給される助成金の配分業務も行っている。

この種の犯罪の被害者支援に当たっては、周知のように、いわゆる第2次被害を引き起こすこともあり、被害者の接遇に当たる者には、専門的な知識あるいは技能等が求められるところであるが、韓国では、相談員の業務に従事する者について、一定の基準が設けられており、さらに、保健福祉部では、相談員を養成するためのマニュアルを作成し、実際の訓練・研修等も実施している。

表3は、韓国保健福祉部の資料により、1999年1月31日現在の、性暴力犯罪処罰法に基づく性暴力被害相談所の設置状況を、表4は、同じく性暴力被害者保護施設の設置状況を示したものである⁶。

表5は、1995年から1998年までの4年間における性暴力被害相談所の相談実績を見たものである。この事業が開始されて以降、相談件数が急増する状態が続いている。これは、相談所の設置増加等、相談のための環境整備が進んできていること、女性の意識変化が促され、それまで、被害を受けたとしても何らかの理由により声を上げることがしなかった、あるいは、できなかった被害者たちが、ようやく口

を開き始めたことなどによるものとみられている。

さらに、今後は、①家庭内暴力処罰法に規定されている加害者を対象とする施設の整備、②人口分布に相応する施設の適正配備が課題とされている。

表3 性暴力被害相談所の設置状況

(1999年～1月31日現在)

施設数	従事者数		設立主体		運営主体		
	定員	現員	法人	個人	法人		個人
					社会福祉	社団	
44	132	129	36	8	—	36	8

注 韓国保健福祉部の資料による。

表4 性暴力被害者保護施設の設置状況

(1999年1月31日現在)

施設数	従事者数	収容者数		運営主体		
		定員	現員	法人		公立
				社会福祉	社団	
5	12	50	25	1	4	—

注 韓国保健福祉部の資料による。

表5 性暴力被害相談所の相談実績

① 相談者及び相談類型

(1995年～1999年)

年次	相談所数	相談受理人員				
		総数	本人	保護者	同僚・隣家・教師等	加害者
1995年	12	3,245	1,868	1,377	—	—
1996	23	10,093	5,489	4,604	—	—
1997	36	12,540	8,279	2,719	1,360	182
1998	43	24,788	16,631	4,924	2,702	531
1999	44	12,322	7,425	2,771	1,837	289

② 相談処置結果

(1995年～1999年)

年次	相談後の措置人員					加害者			
	総数	相談後帰宅	治療後帰宅	福祉施設入所	その他	総数	告訴 告発	善導 面談	その他
1995年	3,245	276	242	52	2,675
1996	10,093	1,621	279	1,044	7,149
1997	12,540	7,284	750	241	4,265	3,640	629	1,557	1,454
1998	24,788	11,204	1,079	340	12,165	7,460	904	483	6,073
1999	12,322	7,196	638	208	4,280	12,322	757	734	10,831

注1 韓国保健福祉部の資料による。

2 1999年の相談所数は1999年1月末日現在の数であり、その他の数値は、上半期の集計である。

3 ①加害者の数値は、家庭内暴力処罰法に基づく保護処分によるものである。

4 ②加害者の、1995年及び1996年の資料は未入手である。

(2) 民間団体の活動

前記第1で触れたように、性暴力被害、あるいは家庭内暴力被害の実情について社会の問題意識を喚起し、立法という成果をもたらすことにもなった運動の中心となって活動したのは、主として女性団体等のNGO団体である。これらの団体には、法律制定前から被害者支援の活動に取り組んでいたものも含まれ、その活動を通して蓄積された被害実態に関する資料が、立法を求める気運の形成に資する面があったとされている。これらの団体には、法施行後は、上記1の相談所又は保護施設の運営に当たっているものもある。以下、これらの団体の活動について、平成11年12月現在で入手できた資料に基づいて紹介する。

ア 社団法人「韓国女性の電話」

1983年に設立された民間団体（社団法人）であり、全国に18の支部を有している。相談（電話・面接）受付、保護施設運営、職業訓練、女性に対する性被害防止教育等の活動を展開している。相談には、保健福祉部のマニュアルに沿った訓練を受けた者が対応する。

表6は、1998年に、「韓国女性の電話」が、全国の支部で受け付けた相談件数を示すものである。内訳を見ると、殴打22.6%、性暴力18.4%、夫婦葛藤13.5%、法律問題12.9%、夫の女性問題12.2%等となっており、暴力にかかわる問題が4割を超えている。

表6 韓国女性の電話 女性相談統計(1998年)

(単位：件)

項目	総数	殴打	夫の女性問題	婚家葛藤	夫婦葛藤	法律問題	未婚女性の問題	主婦自身の問題	性暴力	性問題	その他
総数	40,600 (100.0)	9,195 (22.6)	4,954 (12.2)	1,286 (3.2)	5,463 (13.5)	5,254 (12.9)	1,511 (3.7)	1,621 (4.0)	7,456 (18.4)	626 (1.5)	3,234 (8.0)

注1 「韓国女性の電話」の資料による。

2 「韓国女性の電話」の18支部において、1998年に相談のあった内容である。

3 項目中の「その他」には、青少年問題、薬物問題、酒癖等が含まれている。

4 ()内は、構成比である。

全国で最大の支部であるソウル支部「ソウル女性の電話」の状況を見ると、スタッフはフルタイム7人、ボランティアとしての相談員は約70人、その他の相談員は20-30人であり、法曹及び医療関係者も含まれる。

表7は、同支部が受け付けた相談についての相談事項別件数を示したものである。同支部においても、暴力にかかわる相談が多く、半数近くになっている。

表7 ソウル女性の電話 相談事項別相談統計(1997, 1998年)

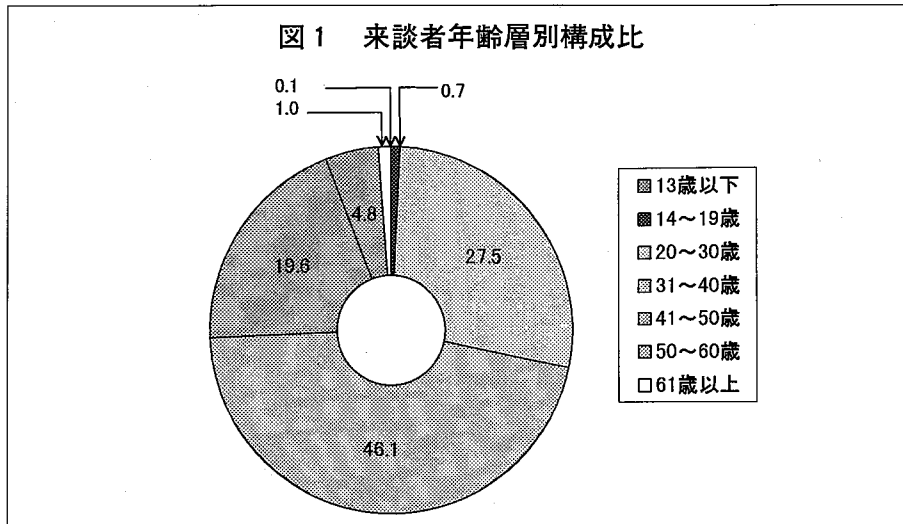
(単位：件)

年次	総数	家庭内暴力	性暴力	夫の女性問題	婚家葛藤	夫婦葛藤	法律問題	未婚女性の問題	主婦自身の問題	その他
1997年	7,133 (100.0)	1,701 (23.8)	1,167 (16.4)	1,208 (16.8)	355 (5.0)	1,230 (17.2)	847 (11.9)	117 (1.6)	381 (5.3)	127 (1.8)
1998年	7,699 (100.0)	2,069 (26.9)	1,657 (21.5)	869 (11.3)	217 (2.8)	1,054 (13.7)	1,084 (14.1)	323 (4.2)	273 (3.5)	153 (2.0)

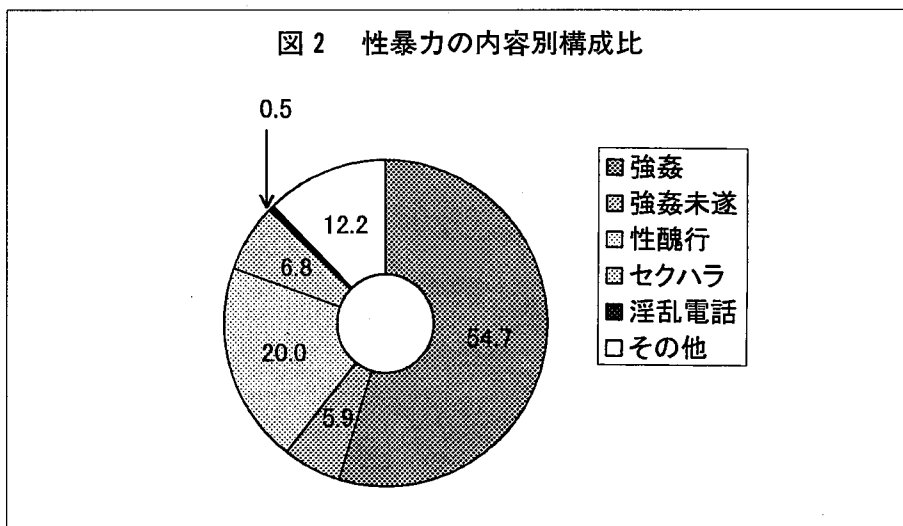
注1 「韓国女性の電話」の資料による。

2 ()は、構成比である。

図1は、同支部での来談者の年齢層別構成比を、図2は、同じく性暴力に関する相談の内容別構成比を示したものである。



注1 「韓国女性の電話」の資料による。
 2 数値は、構成比である。



注1 「韓国女性の電話」の資料による。
 2 数値は、構成比である。
 3 性醜行は、我が国の強制わいせつに当たる。

次に、同団体が発行している相談事例集から、電話相談の事例を紹介する。民間団体の被害者支援活動の一端がうかがえる。

「いつになったら夫の態度は改まるのでしょうか」

相談者：結婚20年目に入る主婦です。息子が二人います。夫とは知人の紹介で知り合い、結婚することになりました。結婚してこれまで一緒に小さな食堂をしています。

夫は、紹介してくれた人の言葉とは違い、結婚当初から生活に誠実ではありませんでした。その

おかげで私は食堂を一人で切り盛りしながら、子供たちが成長する姿と、歳月が経てば「夫の態度も改まるだろう」という期待を胸に、本当に一生懸命生きてきました。しかし、夫は私に対して、なんの不満があるのか、結婚当初から私のすることはすべてだめなことばかりで間違っていると言いき、なにかにつけ言いがかりをつけ、ほとんど毎日酒を飲みながら、食堂にお客がいようがいまいが、気に入らないことがあると私をののしったり、無視したりするのです。お客さんが不びんに思っで止めに入るぐらいなのです。また、夫は、自分がしたいことなら、どんな手段を使ってでもすぐに手をつけるのに、私がしようとするのは邪魔をし、取るに足らないどうでもいいことだと考えるのです。普段会いたくとも会えず、ごくたまに会う友達にも会えないようにするだけでなく、偶然友達に会ったことが耳に入ると、何をしてきたのかと腹を立てて私を殴るのです。

殴られたり、無視されたりするときにはもう一緒に暮らしたくはないと思ひ、すぐにも離婚したいと思ひのですが、もう一方では、私をめちゃくちゃに扱ひそんな夫のことをずっと憎んで嫌ひに思ひなければならぬはずなのに、謝られてその時が過ぎると、私の人生で夫という人間が大きな部分を占めておひり、頼りにもしておひり、力強くも感じるので…、私自身もどうしていいかわからないのです。

前に離婚を考えたこともありますが、あんな性格をしておひりる夫を、私以外に誰も面倒を見ないでしようし、育ち盛りの子供たちに悪い影響が及ぶのではないかと考えると、すぐに離婚はあきらめるようになり、私だけこの苦痛を耐えればと思ひて我慢して生きてきました。

相談員の先生！夫も神様を信じておひりる人間なので、今まで耐えてきたように私が「これは私の背負ひう十字架なのだろう」と納得して受け入れ、これ以上話を大きくしないで、夫の機嫌にあわせて生きていけば、夫の態度も改まって、もう少し慣れて時間がたてば、今よりは少し良くなるのではないでしようか。

こんな家庭内の問題は恥ずかしいことだと思ひて、誰にも話せませんでした。私の実家も夫の家も、夫の性格が短気で激しいということはおひりるのですが、私が隠して気付かれぬようにしておひりるので、これほどまでひどい中で生活しておひりるとは誰も知りません。余りにも普段の生活が息苦しくて、なにか良い方法がないだろうかと思ひ、電話しました。

相談員：20年もの間、その大きな苦しみを一人で胸の中に抱えておひりたなんて、どれほどか苦しかったでしようね。

殴打は、年を取り時間がたっても絶対に直りません。習慣となつておひりるので、しばらく現れぬこともおひりるかもしれませんが、またいつかは現れるようになりまひす。

あなたが今まで苦しみを我慢して過ごしてきたように、これからも夫の機嫌にあわせて耐えて暮らすとしても、旦那さんはまた違ひる理由を口実にあなただを縛り、苦しめる行動をやめぬでしよう。

継続して続く殴打は、殴打する人間の苛立ちを満たすことはありまひせんから、少しずつ暴力の強度が激しくなるだけおひりすし、あなたはこれから精神的に、また肉体的にもっとつらくなるでしよう。自分だけの十字架なんだと思ひて我慢だけして生きていくには、あなたの人生があまりに悔しいでしようし、もったいないです。

起こつておひりるすべてのことをご自分のせいにしてしまひう考えを振り払わなければ、今のような生活は続くでしようし、その重荷を下ろすことはできませんよ。それに、お父さんに殴られて、無視されながらなんの抗弁もできぬお母さんを見るよりも、堂々と生きるお母さんの姿を見る方がむしろ子供たちには良い影響を与えることになるのではないでしようか。

殴打が繰り返される家庭で育つた子供たちは、父母の姿を見慣れ、自分たちもまたそういう姿に

育っていきます。お父さんがそうだったように、女性たちはああいう風に扱っていただければいいんだと思うようになり、また事実そうなることでしょう。どうすることが本当に子供たちのためになるのか、もう一度考えてみることをお勧めします。

恥ずかしいことだし、自分のことだから、といて胸の中にうずめておくのは正しいことではありません。それは決してあなただけの事柄ではないのです。勇気を出して私に相談できたように、まず回りの近い人たちにも事実を知らせて助けてもらわなければなりません。あなたは勇気を持つとうという意志だけあれば、どんなことでもできる人です。旦那さんにもあなたの取り分を堂々と要求できますし、受け取る権利があります。あなたは今まで食堂を経営しながら、家計にも多くの利益をもたらしたのですから、財産の分割時にもたくさん受け取ることができます。あなたは生活力もありますし、ご自身の考えだけ確固とするならば、あなたの人生を新しく作り変えていけるでしょう。

また、面接による相談と、法律相談を通じて助けを得ることができます。これから私と継続した相談を通して、もう少したくさん話し合いをすれば、きっと良い結果を導くことができると思います。勇気を持つよう望みます。

同団体では、被害女性のための保護施設「やすらぎの場」を運営している。身体的にも精神的にも甚だしく疲弊し傷ついている被害女性たちは、多くの場合、緊急避難的にこの施設に受け入れられ、暴力に脅かされない安全な場の提供を受ける。必要な医療等の手当てや法律相談も行われる。また、ここでは、女性たちの自立に資することを目指して個人相談及びグループ相談が実施されている。グループ相談には、支持グループ相談、意識化訓練グループ相談及び人間関係訓練グループ相談の3種があり、後2者には、週2回、計10回参加することとされている。

イ 社団法人「韓国性暴力相談所」

1991年から活動している民間団体(社団法人)である。電話相談から始まって、現在は、相談(電話・面接)受付、来談者に対する医療又は法律等に関する他機関紹介、保護施設運営等の活動を行っている。

スタッフはフルタイム12人、パートタイマー10人、カウンセラー約100人、諮問スタッフ(法曹及び医療関係者)約100人である。

この団体は、他の団体と同様に、性暴力防止を訴える会合を繰り返し開催している。1999年5月30日に同団体主催で開催された「性暴力に関するソウル・シンポジウム99」の資料集によれば、同団体が1991年4月13日に開所後、1998年12月31日までの間に受け付けた相談は、延べ20,360回、13,552件である。以下、この資料集に掲載されている統計を紹介する。

表8は、性暴力に係る相談の現況を示したもので、①は、強姦及び性醜行被害の事例を取り上げて示している。②は、性暴力の被害者の年齢層別の統計を示している。

「韓国性暴力相談所」が1998年中に受け付けた相談は、延べ4,285回、2,948件である。表9は、そのうち性暴力相談について、相談を受けて採られた支援方法の状況を示している。

表8 性暴力相談現況 (1998年)

① 被害類型別 (単位：人)

総数	強姦	性醜行	その他
24,788 (100.0)	8,317 (33.6)	5,419 (21.9)	11,052 (44.6)

② 被害者年齢別 (単位：人)

総数	幼児 (7歳未満)	子供 (7～13歳)	青少年 (14～19歳)	成人 (20歳以上)
24,788 (100.0)	1,048 (4.2)	2,371 (9.6)	7,573 (30.6)	13,796 (55.7)

注1 韓国性暴力相談所の資料による。

2 ()内は、構成比である。

表9 性暴力相談支援方法 (1998年)

総相談回数	性暴力相談回数	病院との連携	施設との連携	警察との連携	弁護士の面談	法廷での支援	身上書、相談日誌の送付	治療支援	(相談後)告知
4,285 (2,948)	3,363 (2,085)	268	(25)	(72)	111	13	7	142	294 (27)

注1 韓国性暴力相談所の資料による。

2 ()内は、相談件数である。

第5 犯罪被害調査

1 概要

国の刑事政策樹立と犯罪防止に貢献することを目的に1989年に設立された特別法人である刑事政策研究院の刑事政策セミナーにおいて、テーマとして犯罪被害調査が取り上げられたのは、1990年の第5回セミナーである。同セミナーでは、司法機関等の犯罪統計には現れない隠れた犯罪も含めて、社会の犯罪実態をより正確に把握することの重要性やそのための犯罪被害調査の必要性等が論議されている。

そして、1991年には、ソウル地域において、ソウル市民2,000名を対象として、電話による犯罪被害調査が実施されたが、これは、全国規模での調査に向けてのパイロット調査として位置付けられるものである。1994年には、第1次の全国規模の犯罪被害調査が実施された。その後、3年ごとに調査を実施する方針が立てられ、1997年には、第2次の全国調査が実施されている。ここでは、1997年に実施された犯罪被害調査を中心に、刑事政策研究院から発行されている資料に基づいて、調査の方法及び結果の概要を紹介する。

なお、韓国は、これまで、オランダ、イギリス及び国連犯罪・司法研究所(UNICRI)の犯罪学者から構成される委員会の監督の下に実施されている国際犯罪被害調査(International Crime Victim Survey)には参加しておらず、これらの犯罪被害調査には、国際犯罪被害調査の標準とは一部合致しない質問項目も採用されて実施されている⁷。

2 調査方法

1997年の第2次犯罪被害調査は、同年5月1日から同月7日(一部、同月31日又は翌月20日)までの間に、済州道を除く全国の15歳以上の国民の中から性別、年齢、有職・無職の別等の人口比に配慮して選定された、ほぼ2,000名を調査対象として実施された、質問紙を使った面接調査である。取り上げられた犯罪類型は、自動車部品窃盗、自動車窃盗、住居侵入窃盗、住居侵入強盗、対人窃盗、対人強盗、暴行・傷害及び性暴力犯罪(セクシュアル・ハラスメントを含む。以下同じ。)の8類型であり、この8類型の犯罪について、1996年1月1日から同年12月31日までの間の被害の有無が調査された。世帯と個人との2側面からの分析をするために、調査対象とされたのは、1世帯で1名である。分析に当たっては、自動車部品窃盗、自動車窃盗、住居侵入窃盗及び住居侵入強盗については、世帯を、対人窃盗、対人強盗、暴行・傷害及び性暴力犯罪については、個人を被害単位としている。

使用された質問紙は、①世帯及び個人の社会人口学的要因、②個人の日常活動様相、③8種の犯罪類型に関する被害様相、④犯罪動向及び犯罪に対する深刻性、加えて犯罪に対する恐怖に関する態度、⑤世帯及び個人の防犯措置の五つのテーマに関する問で構成されている(資料「犯罪被害調査質問紙」参照)。

面接調査実施に当たっては、調査員を募集して面接調査に必要な研修を受講させた後、調査が進められているが、地方では、調査を実施する各地域に所在する大学の協力を得て、大学で社会学を学ぶ学生(大学院生を含む。)を調査員として募集し、大学の教授が調査過程を通して指導に当たる、という態勢がとられた。学生は、社会調査の実習として、この調査に参加したことになる。

3 調査結果

表10は、1997年の第2次調査の結果(上記のように、1996年における被害に関する調査である。)を、

1994年の第1次の調査結果（同様に、1993年における被害に関する調査である。）と対比したものである。

表10 1993年と1996年の犯罪被害実態

罪名	1993年			1996年		
	標本数	被害者数	被害件数	標本数	被害者数	被害件数
標本総数	2,013	514 (255.3)	1,009 (50.1)	2,040	457 (224.0)	844 (413.7)
自動車部品窃盗	933	92 (98.6)	139 (149.0)	1,356	98 (72.2)	157 (115.8)
自動車窃盗	945	13 (13.8)	13 (13.8)	1,356	13 (9.5)	13 (9.3)
住居侵入窃盗	2,007	168 (83.7)	267 (132.8)	2,040	161 (78.9)	223 (109.3)
住居侵入強盗	2,005	10 (5.0)	12 (6.2)	2,040	10 (4.9)	19 (9.3)
対人窃盗	2,010	188 (93.5)	273 (135.7)	2,040	166 (81.3)	237 (116.2)
対人強盗	2,003	45 (22.5)	68 (34.0)	2,040	45 (22.0)	68 (33.3)
暴行及び傷害	2,001	55 (27.5)	81 (40.5)	2,040	38 (18.6)	68 (33.3)
性暴力犯罪	989	79 (79.9)	172 (173.9)	1,014	40 (39.4)	71 (34.8)

注1 韓国刑事政策研究院「韓国の犯罪被害に対する調査研究（II）」による。

2 ()内は、1,000人（世帯）当りの被害者（世帯）数及び被害件数である。

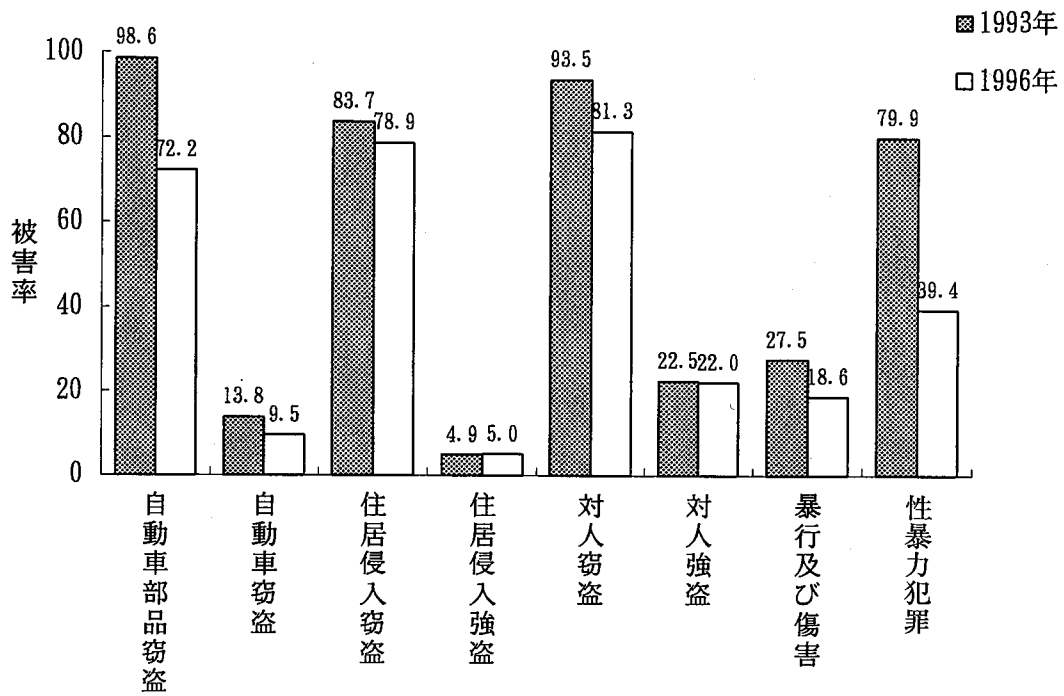
以下、被害率、犯罪申告率、犯罪動向に関する認識及び家庭における防犯措置について、第1次調査と第2次調査を比較しつつ見てみることにする。

(1) 被害率

図3は、1,000人当たりの被害率を、取り上げられた8種類の犯罪別に示したものである。

自動車部品窃盗、自動車窃盗、住居侵入窃盗及び対人窃盗が、いずれも被害が減少しているのに対し、住居侵入強盗及び対人強盗は余り変化がないこと、性暴力犯罪については被害が大きく減少していることが認められる。

図3 1993年と1996年の犯罪類型別被害率



注1 韓国刑事政策研究院「韓国の犯罪被害に対する調査研究(II)」による。

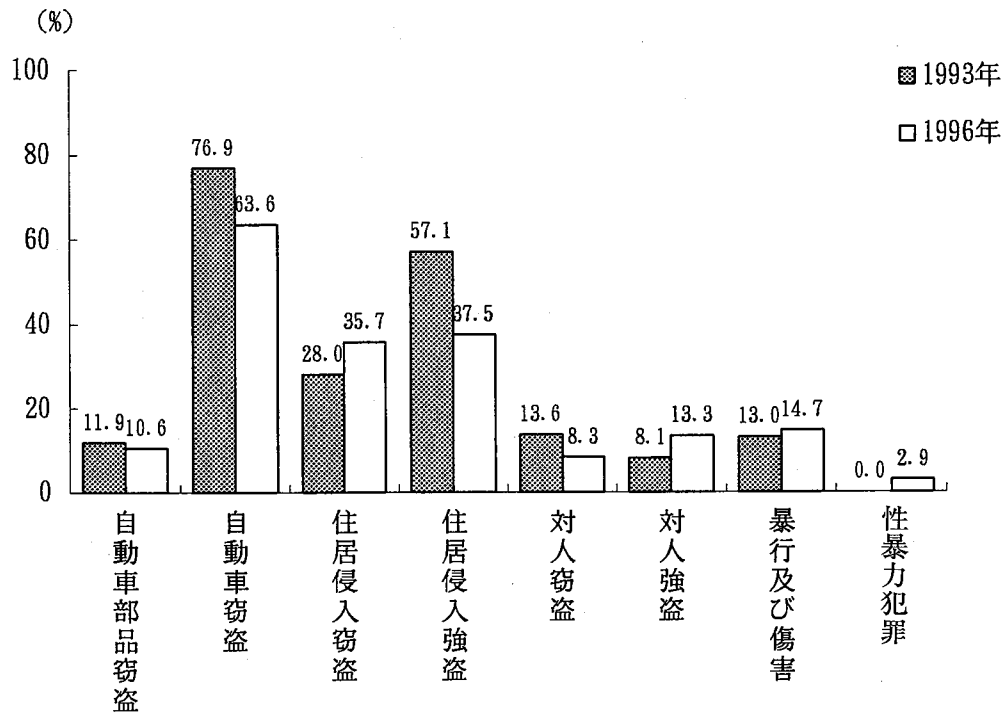
注2 数値は、1,000人(世帯)当たりの被害者(世帯)数である。

(2) 犯罪申告率

図4は、犯罪申告率を、取り上げられた8種類の犯罪別に示したものである。

犯罪申告率が減少しているのは、自動車部品窃盗、自動車窃盗、住居侵入強盗及び対人窃盗であり、犯罪申告率が上昇しているのは、住居侵入窃盗、対人強盗及び暴行・傷害である。性暴力犯罪は、1993年では申告した事例が全くなかったのに対し、1996年では2.9%と低いながらも申告した事例があったことが分かる。

図4 1993年と1996年の犯罪申告率



注1 韓国刑事政策研究院「韓国の犯罪被害に対する調査研究(II)」による。

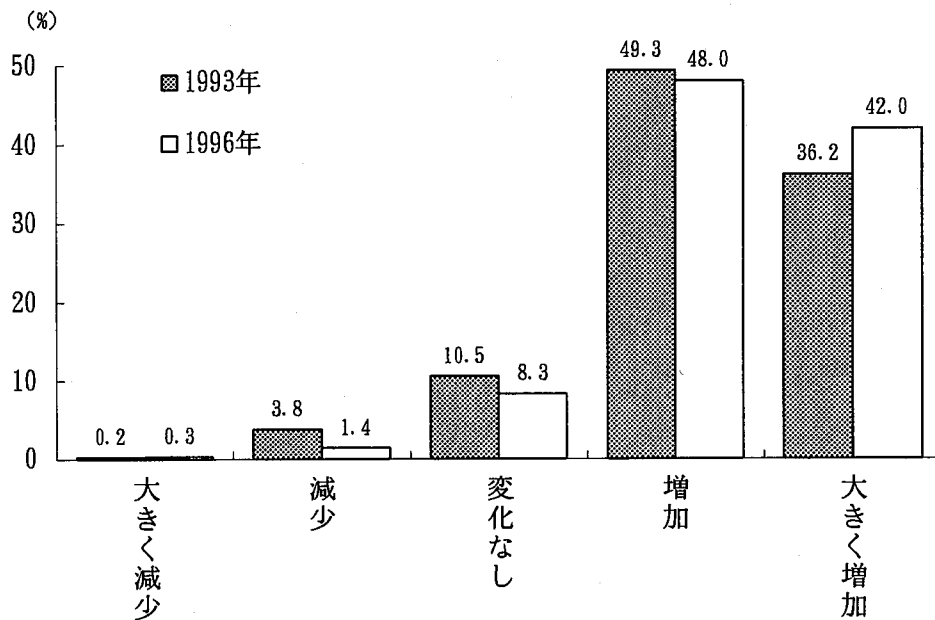
注2 数値は、犯罪被害を受けたと答えたもののうち、当該犯罪被害について警察に申告したものの比率である。

(3) 犯罪動向に関する認識

この調査では、国民が犯罪動向に関してどのように認識しているかについても調査・分析されている。1997年の調査結果では、社会全体の犯罪動向については、犯罪が増加したと感じているものが約9割を占めているのに対し、近隣地域の犯罪動向については、6割近くのもの変わらないと感じている結果となっている。

図5は、1996年と1993年の、社会全体の犯罪動向に関する認識を比較したものである。1996年は、1993年と比べて、犯罪に対する人々の不安が増大していることがうかがえる。

図5 1993年と1996年の犯罪動向に関する認識

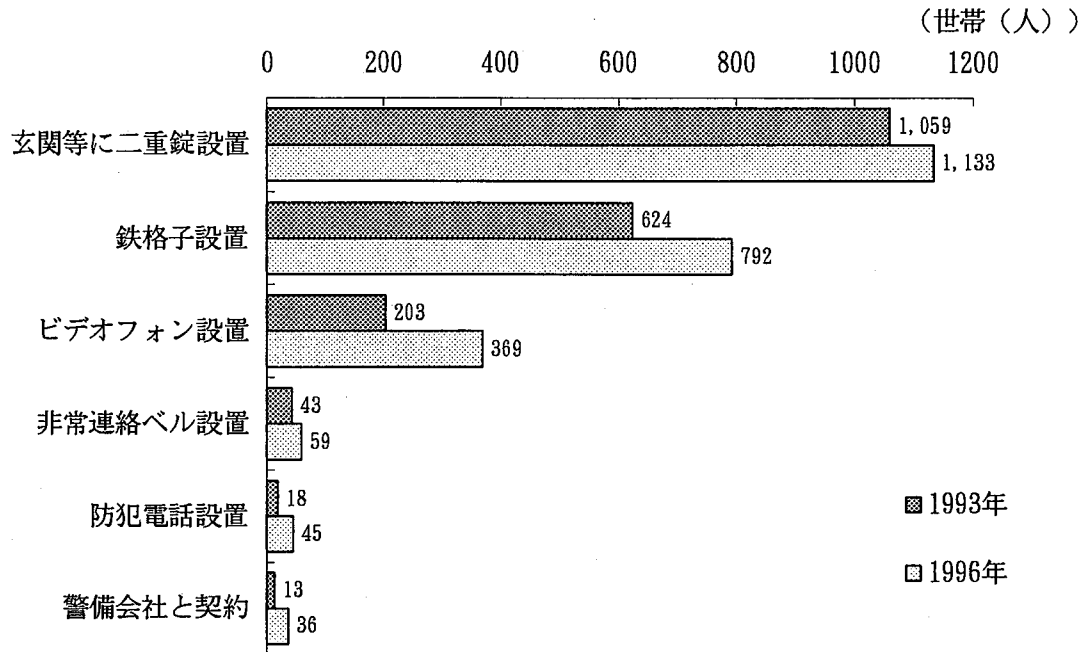


注1 韓国刑事政策研究院「韓国の犯罪被害に対する調査研究(II)」による。
 2 数値は、構成比である。

(4) 家庭における防犯措置

図6は、各家庭でどのような防犯措置がとられたかを調査した結果を示したものである。1996年は、1993年と比べて、防犯措置を講じた家庭が増加しているが、これは、上記3(3)の犯罪に対する不安増大と符合するものといえる。

図6 1993年と1996年の家庭における防犯措置



注1 韓国刑事政策研究院「韓国の犯罪被害に対する調査研究(II)」による。

2 重複選択による。

第6 おわりに

以上見てきたように、韓国では、犯罪被害者の権利・被害回復というテーマに関して、様々な角度から施策が講じられ、活動が展開されてきている。特徴的であるのは、施策の必要性が社会で認識されるようになると、法律制定を始めとする対応が比較的迅速にとられていることである。2000年6月1日に施行が予定されている特定犯罪申告者等保護法が、その好例として挙げられよう。

これらの施策は、1985年8月の第7回国際連合会議において採択された「犯罪及び権力濫用の被害者に関する司法の基本原則の宣言」の中での、被害者が、その尊厳への配慮と敬意をもって扱われるべきこと、被害者が、被った被害について、司法制度を利用し、速やかな賠償を受ける権利を与えられること、重大な身体的・精神的被害を受けた被害者が加害者から十分な賠償を得られない場合には、国が経済的補償を行うよう努力すべきこと、被害者に対して事件の処理及び進ちょく状況に関する情報を提供し、関連する国内の刑事司法制度と抵触しない範囲内で、被害者の意見の提出等を許すことによって、司法・行政手続を被害者の要望にこたえるものとするべきこと、被害者が、政府、民間ボランティア等から、物質的、医学的、精神的及び社会的援助を受けられるようにすることなどの提言に沿うかたちで進められてきているものといえる。

被害者に対する施策は、理念に引きずられるだけでは、きれいごとを並べて終わるということにもなりかねないのであり、こうした施策は、現実の裏打ちがあってこそ生きたものとなる。この点、韓国の被害者施策は、韓国社会の実態に即したスタイルが採用されているといえよう。

さらに、主に女性が対象となると考えられる性暴力犯罪、あるいは、家庭内暴力犯罪の被害者に関する施策が、民間ボランティアというべき人々の活動も推進力となって実現に至ったという経緯には、韓国社会の現状がうかがえるとともに、これからの社会運動の在り方の一つが示されているようにも思われる。

なお、本稿の執筆に当たっては、多くの方々のお力添えをいただいたが、なかでも、駐日大韓民国大使館の前法務協力官・趙均錫氏並びに現法務協力官・魏在民氏から多大な御助力を賜った。ここに記して感謝申し上げる次第である。

注

- ¹ 太田達也「韓国における「家庭暴力犯罪処罰特例法」の概要」, 更生保護と犯罪予防, No.133, 1999, 8-40
- ² 家庭内暴力処罰法で規定されている保護処分には,
 - 1 行為者が被害者に接近する行為の制限
 - 2 親権者である行為者の被害者に対する親権行使の制限
 - 3 保護観察等に関する法律による社会奉仕・受講命令
 - 4 保護観察等に関する法律による保護観察
 - 5 家庭内暴力被害者保護法が定める保護施設への監護委託
 - 6 医療機関への治療委託
 - 7 相談所等への相談委託があり, 併科することができることとされている。
- ³ 特定犯罪申告者等保護法では, 補佐人に対しては, 大統領令が定めるところにより, 旅費その他の実費を支給することができることとされている。
- ⁴ 特定犯罪申告者等保護法では, 犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合を除き, 加害者の弁護人が依頼人の弁護に必要なときは, その事由を疎明して検事の許可を受けた上で, 「身元管理カード」を閲覧できる。また, 加害者側が, 被害弁償等の示談交渉等のために被害者側との面談を希望する場合は, 被害者側の承諾があれば, 検事は, 検事室等の適当な場所で両者が面談することができる措置をとることができることとされている。
- ⁵ 趙均錫「韓国の被害者救助制度の概要と運用状況について」, 被害者学研究, 第3号, 1994, 3-13
- ⁶ 家庭内暴力被害者のための保護施設に関しては, 法律施行(1998年7月1日)後, まだ日が浅く, 準備段階にあるようである。
- ⁷ 刑事政策研究院では, 筆者らが平成11年12月に訪問した際の聴取によれば, 将来においては, 調査項目の見直しを図り, 国際犯罪被害調査に参加することを考えているとのことであった。

参考文献

- 1 韓国犯罪白書：韓国法務研修院
- 2 女性福祉施設現況：韓国保健福祉部女性福祉課，1999
- 3 女性相談事例集2：韓国女性の電話，1995
- 4 性暴力に関するソウル・シンポジウム99：韓国性暴力相談所，1999
- 5 韓国の犯罪被害に対する調査研究（II）：韓国刑事政策研究院，1998
- 6 犯罪と被害者（第5回刑事政策セミナー資料）：韓国刑事政策研究院，1991
- 7 被害者学研究：日本被害者学会
- 8 被害者学研究：韓国被害者学会
- 9 アジア諸国の検察制度：国連アジア極東犯罪防止研修所編1999
- 10 西尾 昭，「韓国その法と文化」，啓文社，1993
- 11 高翔龍，「現代韓国法入門」，信山社，1998
- 12 大韓民国新法典：法律新聞社
- 13 研究部資料42 大韓民国の刑法，刑事訴訟法及び保護観察等に関する法律：法務総合研究所，1997
- 14 研究部資料44 大韓民国の少年法，少年院法，性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律並びに家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法等：法務総合研究所，1999

資料

- 1 特定犯罪申告者等保護法（日本語訳）
- 2 犯罪被害調査質問紙「韓国の犯罪被害に関する調査研究」（日本語訳）：韓国刑事政策研究院

資料1

1999.8.31

特定犯罪申告者等保護法

法律第5997号

第1条（目的）この法律は、特定犯罪に関する刑事手続において国民が安心して自発的に協力することができるように、その犯罪申告者等を実質的に保護して、犯罪から社会を防衛することを目的とする。

第2条（定義）この法律で使用する用語の定義は、次のとおりである。

- 1 「特定犯罪」とは、次の各目の一に該当する犯罪をいう。
 - ア 特定強行犯罪の処罰に関する特例法第2条¹の犯罪
 - イ 麻薬類不法取引防止に関する特例法第2条第2項²の犯罪
 - ウ 暴力行為等処罰に関する法律第4条（団体等の構成・活用）及び特定犯罪加重処罰等に関する法律第5条の8（団体等の組織）の団体の構成員の同団体の活動と関連する犯罪
- 2 「犯罪申告等」とは、特定犯罪に関する申告・陳情・告訴・告発等捜査端緒の提供、陳述又は証言その他資料提出行為及び犯人検挙のための情報提供又は検挙活動をいう。
- 3 「犯罪申告者等」とは、犯罪申告等を行った者をいう。
- 4 「親族等」とは、犯罪申告者等の親族又は同居人その他密接な人間関係がある者をいう。
- 5 「報復を被るおそれがある場合」とは、犯罪申告等と関連して、生命又は身体に対する危害及び財産等に対する被害を受けたり、受けるおそれがあると認めるに十分な理由がある場合をいう。

第3条（適用範囲）この法律は、特定犯罪に関する犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合に限り、適用する。

第4条（国家の責務）① 国家は犯罪申告者等を保護して、これに対する報復犯罪を予防するための法的・制度的措置を講じて、必要な財源を調達しなければならない。
② 捜査機関等は、この法律を適用することにおいて、被疑者・被告人の防御権及び弁護人の弁論権を不当に侵害しないように注意しなければならない。

第5条（不利益処遇の禁止）犯罪申告者等を雇用している者（雇用主のために勤労者に関する業務を行う者を含む。）は、被雇用者が犯罪申告等をしたことを理由として、解雇その他の不利益な処遇をしてはならない。

第6条（犯罪申告者等補佐人）① 司法警察官・検事又は法院は、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、職権又は犯罪申告者等、若しくはその法定代理人、親族等の申請により、犯罪申告者等補佐人（以下「補佐人」という。）を指定することができる。
② 補佐人は、犯罪申告者等の法定代理人・親族又は大統領令が定める者の中から指定する。ただし、捜査機関従事者は、補佐人になることはできない。
③ 補佐人は、犯罪申告者等のために当該刑事事件の捜査・公判過程に同行したり助言する等、必要な助力をすることができる。
④ 補佐人は、虚偽陳述を誘導する等、犯罪申告者等の陳述や証言等に不当な影響を与えてはならない。

- ⑤ 補佐人が、次の各号の一に該当する場合には、この指定を取り消すことができる。
 - 1 犯罪申告者等又はその法定代理人若しくは親族等から、取消し又は交替申請があったとき。
 - 2 犯罪申告者等の陳述や証言等に不当な影響を与えた等、犯罪申告者等を補佐することが不適當であると認定されるとき。
- ⑥ 第5項の規定による指定の取消しは、当該事件の進行経過により、司法警察官・検事又は法院が決定する。
- ⑦ 司法警察官が、補佐人の指定又は取消しをする場合には、遅滞なく検事に報告して許可を得なければならない。
- ⑧ 第6項の規定による取消決定に対しては、異議を提起することができない。
- ⑨ 補佐人の指定は、第5項の規定によって取り消されない限り、当該事件が終結するまで効力を持つ。
- ⑩ 補佐人に対しては、大統領令が定めるところにより、旅費その他実費を支給することができる。

第7条 (人的事項の記載省略) ① 検事又は司法警察官は、犯罪申告等と関連して調書その他の書類(以下「調書等」という。)を作成する場合において、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがあるときには、この趣旨を調書等に記載して、犯罪申告者等の姓名・年齢・住所・職業等、身元が分かる事項(以下「人的事項」という。)の全部又は一部を記載しないことができる。

- ② 司法警察官が調書等に犯罪申告者等の人的事項の全部又は一部を記載しない場合には、直ちに検事に報告しなければならない。
- ③ 第1項の場合、検事又は司法警察官は、調書等に記載しない人的事項を犯罪申告者等身元管理カード(以下「身元管理カード」という。)に登載しなければならない。
- ④ 第1項の規定により調書等に姓名を記載しない場合には、犯罪申告者等をして、調書等への署名は仮名で、割印及び捺印は拇印でさせなければならない。この場合、仮名でなされた署名は、本名の署名と同一の効力を有する。
- ⑤ 犯罪申告者等は、陳述書等を作成するときは、検事又は司法警察官の承認を得て人的事項の全部又は一部を記載しないことができる。この場合には、第2項ないし第4項の規定を準用する。
- ⑥ 犯罪申告者等又はその法定代理人は、検事又は司法警察官に対し、第1項の規定による措置をとるように申請することができる。
- ⑦ 身元管理カードは、検事が管理する。
- ⑧ 身元管理カードの作成及び管理等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第8条 (人的事項の公開禁止) この法律に規定する場合を除いては、何人も、この法律により保護されている犯罪申告者等であることを知りながら、その人的事項又は犯罪申告者等であることを推知することができるような事実を他の人に知らせたり、公開又は報道してはならない。

第9条 (身元管理カードの閲覧) ① 法院は、他の事件の裁判上必要な場合には、検事に身元管理カードの閲覧を要請することができる。この場合、要請を受けた検事は、犯罪申告者等又は親族等が報復を被るおそれがある場合のほかは、この閲覧を許可しなければならない。

- ② 次の各号の一に該当する場合には、その事由を疎明して検事の許可を受け、身元管理カードを閲覧することができる。ただし、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、閲覧を許可してはならない。

- 1 検事又は司法警察官が、他の事件の捜査に必要なとき。
 - 2 弁護人が、被告人の弁護に必要なとき。
 - 3 第14条の規定による犯罪申告者等の救助金の支給に関する審議等、公務上必要があるとき。
- ③ 被疑者又は被告人、その弁護人又は法定代理人、配偶者、直系親族、兄弟姉妹若しくは戸主は、被害者との協議のために必要な場合には、検事に犯罪申告者等との面談を申請することができる。
- ④ 第3項の面談申請があった場合には、検事は直ちにこの事実を犯罪申告者等に通知し、犯罪申告者等がこれを承諾するときは、検事室等適当な場所で犯罪申告者等又はその代理人と面談することができる措置をとることができる。
- ⑤ 第2項第2号の規定による身元管理カードの閲覧を申請する弁護人及び第3項の規定による面談申請をする者は、検事の拒否処分に対して異議申請をすることができる。
- ⑥ 第5項の異議申請は、その検事が所属する地方検察庁検事長（支庁の場合は支庁長）に書面で提出しなければならない。異議申請を受けた検事長又は支庁長は、異議申請に理由があると認める場合には、身元管理カードの閲覧を許可したり、犯罪申告者等又はその代理人と面談することができるような措置をとらなければならない。

第10条（映像物撮影） ① 犯罪申告者等に対して刑事訴訟法第184条（証拠保全の請求とその手続）又は第221条の2（証人尋問の請求）による証人尋問をする場合、判事は、職権又は検事の申請により、この過程を、ビデオテープ等映像物に撮影することを命じることができる。

- ② 刑事訴訟法第56条の2（公判廷での速記・録取）第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による映像物の撮影費用及び複写に関して、これを準用する。
- ③ 第1項の規定により撮影した映像物に収録された犯罪申告者等の陳述は、これを証拠とすることができる。

第11条（証人召喚及び尋問の特例等） ① 第7条の規定により調書等に人的事項を記載しなかった犯罪申告者等を証人として召喚するときは、検事に召喚状を送達する。

- ② 裁判長又は判事は、召喚された証人又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、立会法院書記官又は書記をして公判調書にその趣旨を記載させ、当該証人の人的事項の全部又は一部を記載しないことができる。この場合、裁判長又は判事は、検事に、身元管理カードが作成されていない証人について、身元管理カードの作成及び管理を要請することができる。
- ③ 第2項の場合には、裁判長又は判事は、証人の人的事項が、身元確認・証人宣誓・証言等証人尋問のあらゆる過程において公開されないようにしなければならない。この場合、第1項に規定する召喚される証人の身元確認は、検事が提示する身元管理カードによる。
- ④ 第2項の規定により公判調書に人的事項を記載しない場合、裁判長又は判事は、犯罪申告者等をして宣誓書に仮名で署名・拇印させなければならない。この場合、第7条第4項後段の規定を準用する。
- ⑤ 証人として召喚された犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、検事・犯罪申告者等又はその法定代理人は、法院に被告人又は傍聴人を退廷させたり、公開法廷外の場所で証人尋問することを申請することができる。
- ⑥ 裁判長又は判事は、職権又は第5条の規定による申請に相当な理由があると認める場合には、被告人又は傍聴人を退廷させて公開法廷外の場所で証人尋問等を行うことができる。この場合、弁護人がいないときは、国選弁護人を選任しなければならない。

- ⑦ 法院組織法第57条（裁判の公開）第2項・第3項及び刑事訴訟法第297条（被告人等の退廷）第2項の規定は、第6項の場合に、これを準用する。

第12条（訴訟進行の協議等）① 法院は、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、検事及び弁護士と、当該被告人に関する公判期日の指定、その他訴訟の進行に必要な事項を協議することができる。

② 第1項の規定による協議は、訴訟進行に必要な最少限のものにとどめなければならない、判決に影響を与えてはならない。

③ 特定強行犯罪の処罰に関する特例法第10条（集中審理）及び第13条（判決宣告）の規定は、第1項の場合に、これを準用する。

第13条（身辺安全措置）① 検事又は警察署長は、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、一定期間、当該検察庁又は警察署所属公務員をして身辺安全のために必要な措置（以下「身辺安全措置」という。）を講じさせたり、対象者の住居地又は現在地を管轄する警察署長に身辺安全措置をとるよう要請することができる。この場合、要請を受けた警察署長は、特別な事由がない限り、直ちに身辺安全措置をとらなければならない。

② 裁判長又は判事は、公判準備又は公判進行過程において、検事に、第1項の規定による措置をとるよう要請することができる。

③ 犯罪申告者等、その法定代理人又は親族等は、裁判長・検事又は住居地若しくは現在地を管轄する警察署長に対し、第1項の規定による措置をとるよう申請することができる。

④ 警察署長が身辺安全措置をとった場合には、大統領令に定めるところにより、この事実を検事に通報しなければならない。

⑤ 第1項の規定による身辺安全措置の種類と手続に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第14条（犯罪申告者等救助金）① 国家は、犯罪申告者等又はその親族等が、報復を被るおそれがある場合において、これにより重大な経済的損失若しくは精神的苦痛を受けたり、転居・転職等による費用を支出し、又は支出する必要があるときは、犯罪申告者等、その法定代理人又は親族等の申請により、犯罪申告者等救助金（以下「救助金」という。）を支給することができる。

② 救助金の額は、報復の危険性、支給対象者の職業・身分・生活水準及び経済的損失並びに精神的苦痛の程度、支出費用その他必要な事項を考慮して、大統領令が定める限度内で決定する。

③ 救助金の支給に関する事項を審議・決定するために、地方検察庁に犯罪申告者等救助審議会（以下「審議会」という。）を置く。

④ 審議会は、法務部長官の指揮・監督を受ける。

⑤ 審議会は、救助金の支給に関する事項を審議・決定するために必要なときは、申請人その他の関係人を調査したり、行政機関又は公・私団体に必要な事項に関する情報を求めることができる。この場合、行政機関及び公・私団体は特別な事由がない限り、これに応じなければならない。

⑥ 審議会の構成・運営及び救助金の支給に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第15条（被告人等に関連する主要変動事項の通知）犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、検事又は司法警察官は、職権又は犯罪申告者等、その法定代理人又はその親族等の申

請により、被疑者又は被告人の逮捕・拘束及び釈放に関連した司法警察官・検事及び法院の処分内容、裁判宣告期日・宣告内容、仮釈放・刑執行停止・刑期満了及び保安処分終了等による矯正施設等からの出所事実又は逃走事実等、裁判及び身柄に関連する変動事項を、犯罪申告者等、その法定代理人又は親族等に通知することができる。

第16条（犯罪申告者等に対する刑の減免）犯罪申告等を行って、これと関連した自らの犯罪が発見されたときは、この犯罪申告者等に対し、刑を減輕又は免除することができる。

第17条（罰則）第8条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

附則

この法律は、2000年6月1日から施行する。

注

¹ 「特定強行犯罪の処罰に関する特例法」の該当部分は、以下のとおりである。

第2条（適用範囲）①この法律で、「特定強行犯罪」というのは、次の各号の一に該当する罪をいう。

- 1 刑法第24章の殺人の罪のうち、第250条（殺人，尊属殺人），第253条（偽計等による囑託殺人等），第254条（未遂犯，ただし，第251条（嬰兒殺害）及び第252条（囑託又は承諾による殺人等）の未遂犯を除外する。）
- 2 刑法第31章の略取及び誘拐の罪のうち、第287条（未成年者の略取・誘拐），第288条（営利等のための略取・誘拐・売買等），第289条（国外移送のための略取・誘拐・売買），第293条（常習犯），第294条（未遂犯，ただし，第291条（結婚のための略取又は誘拐）及び第292条（略取，誘拐又は売買された者の授受又は隠匿）の未遂犯を除外する。）
- 3 刑法第32章の貞操に関する罪のうち、凶器その他危険な物件を携帯して又は2人以上共同して犯した第297条（強姦），第298条（強制わいせつ），第299条（準強姦，準強制わいせつ），第300条（未遂犯），第305条（未成年者に対する姦淫，わいせつ）の罪及び第301条（強姦等による致死傷）の罪
- 4 刑法第38章の強盗の罪のうち、第333条（強盗），第334条（特殊強盗），第335条（準強盗），第336号（略取強盗），第337号（強盗傷害・致死），第338条（強盗殺人・致死），第339条（強盗強姦），第340条（海上強盗），第341条（常習犯），第342条（未遂犯，ただし，第329条ないし第332条（窃盗，夜間住居侵入窃盗，特殊窃盗，自動車の不法使用，常習犯）の未遂犯を除外する。）
- 5 暴力行為等処罰に関する法律第4条（団体等の構成・活用），特定犯罪加重処罰に関する法律第5条の8（団体等の組織）

② 第1項各号の罪で、他の法律により加重処罰する罪は、特定強行犯罪とみなす。

² 「麻薬類不法取引防止に関する特例法」の該当部分は、以下のとおりである。

第2条（定義）

② この法律で「麻薬類犯罪」というのは、次の罪である。

- 1 第6条（業として行う不法輸入等）、第9条（麻薬類としての物品の輸入等）又は第10条（煽動等）の罪
- 2 麻薬法第60条、第61条、第62条又は第63条の罪（注 これらは、いずれも、麻薬法の規定によらない麻薬類の所持・所有、運搬、製造、売買等に対する罰則規定である。）
- 3 向精神性医薬品管理法第40条、第41条、第42条又は第43条第1項の罪（注 これらは、いずれも、向精神性医薬品管理法の規定によらない向精神性医薬品の所持・所有、運搬、製造、売買等に対する罰則規定である。）
- 4 大麻管理法第18条、第19条又は第20条の罪（注 これらは、いずれも、大麻管理法の規定によらない大麻の輸出入、輸出入目的の所持、運搬、製造、売買、大麻製造目的の大麻草栽培等に対する罰則規定である。）

資料 2

韓国の犯罪被害に関する調査研究

あいさつ

調査実施者名の、回答者に対する依頼・あいさつ文（省略）

<回答する際のいくつかの注意事項について>

この質問用紙は全体で二つの部分からなっています。最初に、これを御確認ください。

まず第一に、資料を分析するため、あなたについてのいくつかの質問と、あなたの日常生活について簡単にお聞きしたいと思います。また、あなたが昨年1年間（1996年1月1日から1996年12月31日まで）に、犯罪被害にあったかどうかについてもおたずねします。これは質問用紙の第一の部分なのですが、この質問用紙を受け取られた方は必ず記入して下さるようお願いいたします。

第二に、昨年1年間に犯罪被害にあった方に限り、それぞれの犯罪について若干追加の質問をしたいと思えます。第一のところで犯罪被害にあったとお答えになった方は、御自分の経験した犯罪被害について、追加して御回答くださるようお願いいたします。

これらの質問についてありのままを御回答いただくのは、社会から犯罪を追放し、この社会を明るいものにしていくためにも、ぜひとも必要なことです。お手数をおかけするとは思いますが、誠実にお答えいただくよう重ねてお願いする次第です。ありがとうございました。

第一（注 白い用紙を使って作成されている。）

・まず、韓国社会の犯罪現象について、あなたのお考えをおたずねします。

1. あなたは犯罪についてのニュースやその内容を主に何によって知り得ていますか（一つだけチェックしてください。）。)

1) 家族 2) 友人 3) 近所の人 4) 新聞 5) テレビ 6) ラジオ 7) 雑誌 8) その他(具体的に:)

2. あなたのお考えでは最近この数年間、わが国全体の犯罪はどのような傾向にあると思われますか。

1) かなり増えている 2) どちらかといえば増えている 3) 変わらない
4) どちらかといえば減っている 5) かなり減少した

3. あなたのお考えでは最近この数年間、あなたの住んでいる町の犯罪はどのような傾向にあると思われますか。

1) かなり増えている 2) どちらかといえば増えている 3) 変わらない
4) どちらかといえば減っている 5) かなり減少した

4. あなたは次のうち、わが国でいちばん問題とされる犯罪は何だとお考えですか。

(一つだけチェックしてください)

1) 殺人 2) 強盗 3) 強姦 4) 暴行、傷害 5) 誘拐、人身売買 6) 窃盗、スリ 7) 詐欺
8) 横領 9) 背任 10) 買い占め・売り惜しみ 11) 権力型不正 12) その他(具体的に:)

5. あなたは夜半に一人で、あなたの住んでいる近くを歩いていて、どれくらいこわいと感じられますか。

1) 大変こわい 2) どちらかといえばこわい 3) まあまあだ
4) どちらかといえばあまりこわくない 5) 全然こわいとは思わない

6. 自分も犯罪被害にあうかもしれないと、多くの人が恐怖心をもっているようです。次はあなたの日常生活で、常日頃感じる犯罪被害のこわさについてお聞きします。左の項目を読んで、右の欄にあなたの感じるこわさの程度をチェックしてください。

①まったくそうではない ②どちらかといえばそうでない

③どちらかといえばそうだ ④まったく同感だ

- | | |
|---|--------------------------|
| 1) いつ自動車部品を盗まれるかと思うとこわい | <input type="checkbox"/> |
| 2) いつ自動車を盗まれるかと思うとこわい | <input type="checkbox"/> |
| 3) 家を留守にしているとき、いつ泥棒が入ってきて金品を盗まれるかと思うとこわい | <input type="checkbox"/> |
| 4) いつ家に強盗が侵入し、家族を脅したり暴行したりして金品を取られるかと思うとこわい | <input type="checkbox"/> |
| 5) 家の外でも、いつスリや引ったくり、置き引きにあつて金品をとられるかと思うとこわい | <input type="checkbox"/> |
| 6) 家の外でも、いつ強盗に襲われ、脅されたり金品を取られたりするかと思うとこわい | <input type="checkbox"/> |
| 7) 暴行され、被害にあうかもしれないと思うとこわい | <input type="checkbox"/> |

8) 性暴行を受けるかもしれないと思うとこわい

7. あなたは、あなたとあなたの家を犯罪被害から守るために、次のような措置を講じたことがありますか。

①はい ②いいえ

- 1) 夜、就寝前には必ず窓にまでしっかり鍵をかけて寝るようにしている
- 2) 玄関や窓に二重に鍵をかけるように設置した
- 3) 窓に鉄格子をはめた
- 4) 防犯用ビデオフォンを設置した
- 5) 管轄の警察署（派出所）へ通じる非常ベルを設置している
- 6) 管轄の警察署（派出所）へ通じる防犯電話を設置している
- 7) 民間警備会社と警備契約を結んでいる
- 8) 番犬を飼っている

8. あなたは万一に備えて、何か護身用具を持ち歩いていますか。もし、持っているとしたらそれはどのような物ですか。

- 0) 持ち歩いていない 1) ホイッスルのような警笛 2) 防犯スプレー 3) 懐中電灯 4) ガス銃
- 5) こん棒 6) ナイフ 7) 空気銃 8) その他（具体的に ）

9. あなたは犯罪の被害から自分自身を守るために、下記のどのようなことをなさっていますか。

①まったくしていない ②ほとんどしていない
③まあまあ ④積極的にしている

- 1) 犯罪被害にあうかもしれないので、そのような所はできるだけ避けて歩く
- 2) 夜に一人で歩くのはこわいので、なるべく誰かと一緒に歩く
- 3) 夜は用があっても外出するとこわいので、その用事はなるべく翌日に回すことにする
- 4) 一両日家を留守にする際は、隣近所に声をかけて頼んでから出かける
- 5) 派出所の警官の防犯要請に積極的に応じる
- 6) 民間の町内防犯活動などに積極的に参加する

・次に、あなたご自身について、いくつかおたずねします。

1. あなたの性別は次のどれですか。 1) 男 2) 女

2. あなたの年齢をおたずねします。 満（ ）歳

3. あなたの婚姻関係についておたずねします。

- 1) 未婚 2) 既婚、同居 3) 既婚、別居 4) 離婚 5) 配偶者死別
- 6) その他（具体的に： ）

4. あなたといっしょに住んでいる方は、現在あなたを含めて何人ですか。

- 4-1. 20歳未満 男 人, 女 人
- 4-2. 20歳—65歳 男 人, 女 人
- 4-3. 65歳以上（注 原文のまま） 男 人, 女 人

5. あなたは家族の中で、次のうちのどれに当てはまりますか。

- 1) 世帯主 2) 世帯主の配偶者 3) 世帯主の父母（義父母も含む）
- 4) 世帯主の兄弟、姉妹（義理の兄弟、義理の姉妹も含む） 5) 世帯主の子女（嫁、婿も含む）
- 6) その他（具体的に： ）

6. あなたは今住んでいる所に、どのくらいの期間、居住なさっていますか。 （ ）年

7. あなたの最終学歴をおたずねします。

- 1) 無学 2) 国民学校（小学校） 3) 中学校 4) 高校 5) 専門大学（短期大学） 6) 四年制大学
- 7) 大学院以上
- 7-1. その学校を卒業されましたか。 1) 卒業 2) 中退 3) 在学中

8. あなたの御職業についておたずねします。具体的に記入して下さるようお願いします(職業別一覧表(省略)を御参照ください)。

8-1. 職業: ()

8-2. お仕事は下記のどれにあたりますか。

0) 該当しない 1) 雇用主 2) 自営業主 3) 無給家事従事者 4) 常勤雇用職 5) 臨時雇用職

9. あなたの御両親の学歴についておたずねします。また、配偶者の学歴についてもお答えください。

(9-1) 父親 (9-2) 母親 (9-3) 配偶者

0) 該当しない 1) 無学 2) 国民学校(小学校) 3) 中学校 4) 高校 5) 専門大学(短期大学)

6) 4年制大学 7) 大学院以上

10. あなたの成長期, お父さん(お父さんの死亡時には世帯主)はどのようなお仕事をなさっていましたか。具体的に教えてください(職業別一覧表(省略)を御参照ください)。

10-1. 職業: ()

10-2. その仕事での地位は次のうち, どれにあたりますか。

0) 該当しない 1) 雇用主 2) 自営業主 3) 無給家事従事者 4) 常勤雇用職 5) 臨時雇用職

11. あなたの配偶者はどのような仕事をなさっていますか(職業別一覧表(省略)を御参照ください)。

11-1. 職業: ()

11-2. その仕事での地位は次のうち, どれにあたりますか。

0) 該当しない 1) 雇用主 2) 自営業主 3) 無給家事従事者 4) 常勤雇用職 5) 臨時雇用職

12. お宅の月収(ボーナス, 財産取得などを含む)はどれくらいですか。

12-1. 本人所得()万ウォン

12-2. 家族全員の所得()万ウォン

13. あなたは今どのような家に住んでいますか。

1) 持ち家 2) チョンセ(注 保証金を払って一定期間家を借り受ける。月々の家賃支払いの要はない。)

3) 借家(注 毎月家賃を支払う。) 4) その他

14. 次の生活用品のうち, お宅にある物をすべてチェックしてください。

(ア)洗濯機 (イ)ピアノ (ウ)浄水器 (エ)乗用車 (オ)オーディオ製品

(カ)リゾート式 condominium 会員権 (キ)エアコン (ク)コンピュータ (ケ)冷蔵庫

15. わが国の社会の最下層を1としてトップレベルを7とした場合, あなたは御自分がどの辺に属しているとお考えですか。

最下層 中間層 トップレベル

--	--	--

・次はあなたの日常生活及び周辺環境についておたずねします。

1. あなたは通勤(出勤など), 通学をなさっていますか。

1) している(1-1の項に進む) 2) していない

<通勤, 通学をしている場合>

1-1. あなたは何時に家を出て, 何時に帰宅しますか。()時から()時まで

1-2. 職場や学校に着くまでの所要時間はどれくらいですか。()時間()分程度

1-3. 職場や学校へ行くとき, 交通手段は主に何を利用されますか(一つだけチェックしてください)。

1) 一般の市内バス, 小型乗合バス 2) 座席バス 3) 市外長距離バス 4) 通勤バス, 通学バス

5) 電車, 地下鉄 6) 汽車 7) タクシー 8) 乗用車, マイクロバス, ワゴン車など 9) 自転車

10) 徒歩 11) その他(具体的に:)

2. あなたは昼間, 主にどこで活動されていますか。

1) ほとんど家にいる 2) ほとんど学校に出かける 3) 会社の事務所で勤務している

4) 工場や現場で勤務している 5) 市場やデパートなど, 人が多く出入りする場で活動する

6) 取引先に会うために結構出歩くことが多い

3. あなたは昨年(1996年), 職場や学校の用事で, 又は友人同士の集まりがあって, 夜遅く帰宅したこと(大体夜10時以降)が平均してどれくらいありましたか。

- 1) ほとんど毎日 2) 二, 三日に一度 3) 1週間に一度くらい 4) 15日に一度くらい
5) 1カ月に一度くらい 6) ほとんどない 7) まったくない

4. あなたは昨年(1996年), 留守にして家を空けたことが平均でどれくらいありましたか(共働きで家を留守にする場合もこれに該当する。)

- 1) 1週間に一度以上 2) 1カ月に一, 二度くらい 3) 2, 3カ月に一, 二度くらい
4) 6カ月に一, 二度くらい 5) 1年に一, 二度くらい 6) ほとんどない 7) まったくない

5. 祝日や休暇などで一日か二日家を空けるとき, あなたは家の安全のためにどのようなことをなされていますか(二つだけ選んでください。)

- 1) 特に何もしていない 2) 新聞や牛乳などの配達を中止してもらうようにする
3) 家の中に人がいるように細工する 4) 隣近所に時々家を見てくれるよう頼む
5) 親戚や家族が必ず家にいるよう頼む 6) マンションやアパートの管理人に知らせる
7) 民間の警備会社に警備を依頼する 8) その他(具体的に:)

6. あなたは昨年(1996年), ショッピングや買い物でどのくらい外出されましたか。

- 1) ほとんど毎日 2) 二, 三日に一度 3) 1週間に一度くらい 4) 15日に一度くらい
5) 1カ月に一度くらい 6) ほとんど出かけない 7) まったく外出しない

7. あなたが通勤, 通学以外の用事で外出されるとき, 交通手段は主に何を利用されますか(一つだけチェックしてください。)

- 1) 一般の市内バス, 小型乗合バス 2) 座席バス 3) 市外長距離バス 4) 通勤バス, 通学バス
5) 電車, 地下鉄 6) 自動車 7) タクシー 8) 乗用車, マイクロバス, ワゴン車など 9) 自転車
10) 徒歩 11) その他(具体的に:)

8. 次の文を読んで, あなたはどんなケースに当てはまるかお答えください。

- ①まったくそうではない ②どちらかといえばそうではない
③どちらかといえばそうだ ④まったくその通りだ

- 1) 私は外出するとき, 正装するよりカジュアルな服装で出かけることが多い
2) 私は外出するとき, 地味な服装より派手な服装で出かけることが多い
3) 私は外出するとき, 目立つ派手なアクセサリーをして出かけることが多い
4) 私はいつも小遣いをたくさん使う方だと思う

9. 次はあなたが住んでいらっしゃる周りの環境に関する質問です。よくお読みになって, 該当する箇所にチェックしてください。

- ①まったくそうではない ②どちらかといえばそうではない
③どちらかといえばそうだ ④まったくその通りだ

- 1) 町内のあちこちにゴミが散らばっている
2) 周りに人の住んでいない空き家があったり, 空き地があったりする
3) 周りに暗くて奥まっている所が多い
4) 周りに不良少年がよく集まる場所がある

10. あなたの住んでいる町の警察の活動について, あなたの御意見をうかがいたいと思います。あなたの御意見を率直に述べてください。

- ①まったくそうではない ②どちらかといえばそうではない
③どちらかといえばそうだ ④まったくその通りだ

- 1) 私の町の警察はよく巡回していて, 頑張っていると思う
2) 町に犯罪や事件が発生して届ければ, すぐに駆けつけてくれると思う
3) 犯罪や事件が発生して届ければ, 警察はすぐに犯人を捕まえてくれるだろう

11. 次はあなたの御近所, 町内についての質問です。よくお読みになって, 該当する箇所にチェックしてください。

①まったくそうではない ②どちらかといえばそうではない

③どちらかといえばそうだ ④まったくその通りだ

- 1) うちの町内は近所付き合いがよく、お互いよく助け合う
- 2) 隣近所はお互いよく知っている方だ
- 3) 隣近所で何かを貸したり、借りたりする
- 4) 隣近所と町内のことについてよく話す
- 5) 隣近所で町内のいろいろな行事や集まりに協力して参加する

・次は昨年1年間(1996年1月1日から1996年12月31日まで)に、あなた自身が犯罪被害を受けたかどうかについておたずねします。

1. あなたは昨年1年間に、下記のような被害を受けたことがありますか。被害を受けたとしたら、その被害の種類についてもチェックしてください。

1) 交通事故にあった 2) 誰かにだまされて、金や財産を取られたり奪われたりした 3) 警察や行政官庁の公務員に目をかけてもらうため贈り物をしたり、金品を渡したりしなければならなかった

2. 昨年(1996年)、あなたの家族が使っている自動車の付属品(カーステレオ、タイヤ、エンジン部品、自動車用品など)を盗まれたことがありますか。

0) 該当しない(自動車を持っていないため) 1) ある(2-1の項に進む) 2) ない(3の項に進む)
 <あると答えた場合>

2-1. 何度くらいありましたか。()度

☆第二の部分でも「自動車部品窃盗」の欄で、お答えください。☆

3. 昨年(1996年)、あなたの家族が自動車を盗まれたことがありますか。

0) 該当しない(自動車を持っていないため) 1) ある(3-1の項に進む) 2) ない(4の項に進む)
 <あると答えた場合>

3-1. 何度くらいありましたか。()度

☆第二の部分でも「自動車窃盗」の欄でお答えください。☆

4. 昨年(1996年)、あなたの家に泥棒が入り、金(現金、小切手、有価証券など)や物(貴金属、テレビ、オーディオ製品、コンピュータなど)が盗まれたり、盗まれそうになったことがありますか。ただし、泥棒が家族を脅したり暴行したりした場合はこの項に当てはまりません。

1) ある(4-1の項に進む) 2) ない(5の項に進む)

<あると答えた場合>

4-1. 何度くらいありましたか。()度

☆第二の部分でも「住居侵入窃盗」の欄でお答えください。☆

5. 昨年(1996年)、あなたの家に強盗が押し入り、あなたの家族を脅したり暴行したりして、金(現金、小切手、有価証券など)や物(貴金属、テレビ、オーディオ製品、コンピュータなど)が盗まれたり、盗まれそうになったことがありますか。

1) ある(5-1の項に進む) 2) ない(6の項に進む)

<あると答えた場合>

5-1. 何度くらいありましたか。()度

☆第二の部分でも「住居侵入強盗」の欄でお答えください。☆

6. 昨年(1996年)、あなたは家の外でスリや引ったくり、置き引きなどにあい、金(現金、小切手、有価証券など)や物(貴金属、時計、ハンドバッグ、カバン、カセットなど)を取られたり、取られそうになったりしたことがありますか。ただし、暴行や脅迫などがあつた場合はこの項に当てはまりません。

1) ある(6-1の項に進む) 2) ない(7の項に進む)

<あると答えた場合>

6-1. 何度くらいありましたか。()度

☆第二の部分でも「対人窃盗」の欄でお答えください。☆

7. 昨年(1996年)、あなたは家の外で強盗に脅されたり、暴行されたりして、金(現金、小切手、有価証券など)や物(貴金属、時計、ハンドバッグ、カバン、カセットなど)を取られたり、取られそうになったりしたこと

がありますか。

- 1) ある(7-1の項に進む) 2) ない(8の項に進む)

<あると答えた場合>

7-1. 何度くらいありましたか。()度

☆第二の部分でも「対人強盗」の欄でお答えください。☆

8. 昨年(1996年), あなたは誰かに暴行され, 身体的被害を受けたり, 被害を受けそうになったりしたことがありますか。ただし, 前の項目でお答えになった強盗のケースはここで除外します。

- 1) ある(8-1の項に進む) 2) ない(9の項に進む)

<あると答えた場合>

8-1. 何度くらいありましたか。()度

☆第二の部分でも「暴行及び傷害」の欄でお答えください。☆

<次の部分は女性だけにおたずねします>

9. 昨年(1996年), あなたは誰かからセクシュアル・ハラスメントや性暴力を受けたことがあるか, またはそのような被害を受けそうになったことがありますか。

- 1) ある(9-1の項に進む) 2) ない

<あると答えた場合>

9-1. 何度くらいありましたか。()度

☆第二の部分でも「セクシュアル・ハラスメント及び性暴力」の欄でお答えください。☆

上記において昨年(1996年), 犯罪被害を受けたと答えられた方は犯罪の内容をもう少し詳しくおたずねしたいので, 御面倒でも第二の部分に該当する質問(☆で表しているところ)にもお忘れなくお答えください。質問用紙の第一の部分で, 犯罪被害を受けなかったと答えられた方は, ここですべて終わりになります。ご協力に再び感謝いたします。ありがとうございました。

第二(注 黄色い用紙を使って作成されている。)

<第二の部分で回答する際の注意事項および回答すべき部分>

次の第二の部分は, 第一の部分で昨年犯罪被害にあったとされた方がお答えになるところです。ここではあなたの受けた犯罪被害の内容について, より具体的な事項をいくつかおたずねします。同じ種類の犯罪で何度も被害を受けた方は, いちばん最近起きた事件についてお答えください。先ほどの質問で, あなたが被害を受けたとチェックした犯罪に該当する項目について, できるだけ正直にお答えください。また, 先ほどチェックしていない犯罪についての質問には, お答えにならないようお願いいたします。

<自動車部品窃盗>

あなたは先ほど, 昨年(1996年)自動車の部品を盗まれたことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は, いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. 自動車の部品を盗まれた場所はどこでしたか。

- 1) 住宅街 2) 職場近くの業務地域 3) 市場, デパート近くの商業地域 4) 公共駐車場
5) 道ばたでの臨時駐車 6) その他のところ(具体的に:)

2. その事件は何月に起きましたか。()月

3. その事件が起きた時間は大体何時ごろですか。(午前・午後)()時

4. そのとき盗まれた部品は次のどのようなものでしたか。

- 1) エンジン 2) キャブレター 3) バッテリー 4) タイヤ 5) バックミラー 6) 点滅灯など電球
7) 車輪のキャブ 8) 自動車の修理工具 9) 外部の装飾用アクセサリ 10) 内部の装飾用アクセサリ
11) カーステレオ(オーディオ製品) 12) その他(具体的に:)

5. そのとき盗まれた部品はどれくらいの価格になりますか。()万ウォン

6. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た(6-1, 6-2の項に進む) 2) 届け出なかった(6-3の項に進む)

<届け出た場合>

6-1. 届け出に対し、警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて、被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって、事件を解決してくれた

6-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

6-3. どうして届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関(例えば保険会社など)に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がると思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがこわくて、あえて届け出ようとは思わなかった 9) その他(具体的に:)

<自動車窃盗>

あなたは先ほど、昨年(1996年)自動車を盗まれたことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は、いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. 自動車を盗まれた場所はどこでしたか。

- 1) 住宅街 2) 職場近くの業務地域 3) 市場、デパート近くの商業地域 4) 公共駐車場
5) 道ばたでの臨時駐車 6) その他のところ(具体的に:)

2. その事件は何月に起きましたか。()月

3. その事件が起きた時間は大体何時ごろですか。(午前・午後)()時

4. 盗まれた車は取り戻せましたか。 1) 取り戻せた 2) 取り戻せなかった

5. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た(5-1, 5-2の項に進む) 2) 届け出なかった(5-3の項に進む)

<届け出た場合>

5-1. 届け出に対し、警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて、被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって、事件を解決してくれた

5-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

5-3. なぜ届け出なかったのですか。

- 1) 届ける前に車を取り戻したから 2) 他の機関(例えば保険会社など)に届け出たため
3) 警察は何もしてくれないと思ったから 4) 警察が面倒がると思ったから
5) 犯人が知人だったため 6) 仕返しがこわくて、あえて届け出ようと思わなかった
7) その他(具体的に:)

<住居侵入窃盗>

あなたは先ほど、昨年(1996年)家に泥棒が入ったことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は、いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. その事件は何月に起きましたか。()月

2. 事件が起きた時間は大体何時ごろですか。(午前・午後)()時

3. そのとき家に何人の人がいましたか。男()人と女()人

4. 盗まれた物は次のうち、どれですか(一つだけチェックしてください)。

- 1) テレビ, ビデオ, ステレオ 2) カメラ, ビデオカメラ 3) 時計, 指輪など貴金属

- 4) 現金, 小切手, 有価証券 5) 美術品, 骨董品 6) 家具, 屏風 7) 服, 着る物
8) 食料品, 食べ物 9) その他家電製品 10) 稲, 麦などの農産物 11) その他(具体的に:)

5. 盗まれた金や品物を金額にすると, およそどれくらいになりますか。 () 万ウォン

6. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た(6-1, 6-2の項に進む) 2) 届け出なかった(6-3の項に進む)

<届け出た場合>

6-1. 届け出に対し, 警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて, 被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって, 事件を解決してくれた

6-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ

4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

6-3. どうして届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関(例えば保険会社など)に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がると思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがこわくて, あえて届け出ようと思わなかった 9) その他(具体的に:)

<住居侵入強盗>

あなたは先ほど, 昨年(1996年)家に強盗が押し入ったことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は, いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. その事件は何月にありましたか。 () 月

2. 事件が起きた時間は大体何時ごろですか。(午前・午後)() 時

3. そのとき家に何人の人がいましたか。 男()人と女()人

4. そのとき侵入した強盗は何人でしたか。 男()人と女()人

5. 強盗の年齢は大体いくつぐらいに見えましたか(何人もいたときは主犯格の者について答えてください。)

- 1) 10代 2) 20代 3) 30代 4) 40代 5) 50代以上 6) よくわからない

6. 強盗はつぎのうち, どのような人たちでしたか。

- 1) 家族のうち一人 2) 親戚のうち一人 3) 友人や恋人 4) 職場や学校の同僚または上司
5) 隣近所の人 6) 家族や親戚, 友人, 会社の同僚ではないが, よく知っている人
7) 何度か会ったことのある人 8) 全然知らない人

7. そのとき犯人は凶器を持っていたか, またそれを使用しましたか(一つだけチェックしてください。)

- 1) 凶器は持っていなかった 2) ナイフ 3) 銃(ガス銃を含む) 4) こん棒 5) その他(具体的に:)

8. そのとき押し入った強盗はお宅にいる女性を強姦したか, あるいは強姦しようとしたか。

- 1) はい 2) いいえ

9. そのとき家族で身体的被害を受けた方は何人ですか。 全部で()人

10. そのとき家族が受けた身体的被害はどの程度でしたか。

- 1) 身体的被害は受けなかった 2) 死亡 3) 重症(全治3週間以上)
4) 軽傷(全治3週間未満) 5) その他(具体的に:)

11. そのとき取られた物は次のうち, どのような物ですか(一つだけチェックしてください。)

- 1) テレビ, ビデオ, ステレオ 2) カメラ, ビデオカメラ 3) 時計, 指輪など貴金属

- 4) 現金, 小切手, 有価証券 5) 美術品, 骨董品 6) 家具, 屏風 7) 服, 着る物 8) 食料品, 食べ物
9) その他家電製品 10) 稲, 麦などの農産物 11) その他 (具体的に:)

12. 取られた金や品物を金額にすると, およそどれくらいになりますか。 () 万ウォン

13. 被害を受けて, あなたはどのような対応をしましたか。

- 1) 犯人に対し, 力で抵抗した 2) 犯人を口で脅そうとした 3) 被害をおよぼさないよう犯人に頼んだ
4) 事件が起きている最中に, 警察や他の機関に連絡した 5) 大声を出して, 隣近所や他人の助けを求めた
6) 犯人から逃げようとした 7) 犯人の言うとおりにしたがった 8) その他 (具体的に:)

14. あなたがとった行動で当時の状況が少し変わりましたか。

- 1) それによって身体的被害を受けなくて済んだ 2) 被害は多少軽減された
3) あまり変わらなかった 4) 犯人を刺激してしまい, かえって被害が一層大きくなった

15. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た (15-1, 15-2の項に進む) 2) 届け出なかった (15-3の項に進む)

<届け出た場合>

15-1. 届け出に対し, 警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて, 被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって, 事件を解決してくれた

15-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

15-3. なぜ届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関 (例えば保険会社など) に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がると思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがこわくて, あえて届け出ようと思わなかった 9) その他 (具体的に:)

<対人窃盗>

あなたは先ほど, 昨年 (1996年) 家の外で, スリ, 引ったくり, 置き引きにあったことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は, いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. その事件はどこで起きましたか。

- 1) 家の近く 2) 学校や職場 3) 市場, デパート, 商店など 4) 銀行や郵便局などの公共機関
5) 飲食店, 旅館などの風俗業 6) 路地や大通りなどの路上 7) 公園や屋外の寂しいところ
8) 地下鉄, バス, タクシーなどの公共交通手段 9) 駅, バスターミナルなど
10) その他のところ (具体的に:)

2. その事件は何月に起きましたか。 () 月

3. 事件が起きた時間は大体何時ごろですか。 (午前・午後) () 時

4. そのときに取られた金品を価格にすると, どれくらいになりますか。 () 万ウォン

5. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た (5-1, 5-2の項に進む) 2) 届け出なかった (5-3の項に進む)

<届け出た場合>

5-1. 届け出に対し, 警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて, 被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって, 事件を解決してくれた

5-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

5-3. なぜ届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから
- 2) 個人的に解決したから
- 3) 証拠がなかったから
- 4) 他の機関(例えば保険会社など)に届け出たため
- 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
- 6) 警察が面倒がると思ったから
- 7) 犯人が知人だったため
- 8) 仕返しがこわくて、あえて届け出ようと思わなかった
- 9) その他(具体的に:)

<対人強盗>

あなたは先ほど、昨年(1996年)家の外で強盗にあったことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は、いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. その事件はどこで起きましたか。

- 1) 家の近く
- 2) 学校や職場
- 3) 市場, デパート, 商店など
- 4) 銀行や郵便局などの公共機関
- 5) 飲食店, 旅館などの風俗業
- 6) 路地や大通りなどの路上
- 7) 公園や屋外の寂しいところ
- 8) 地下鉄, バス, タクシーなどの公共交通手段
- 9) 駅, バスターミナルなど
- 10) その他のところ(具体的に:)

2. その事件は何月に起きましたか。 () 月

3. その事件が起きた時間は大体何時ころですか。(午前・午後) () 時

4. そのとき強盗は何人でしたか。 男 () 人と女 () 人

5. 強盗の年齢は大体いくつぐらいに見えましたか(何人もいたときは主犯格の者について答えてください。)

- 1) 10代
- 2) 20代
- 3) 30代
- 3) 40代
- 5) 50代以上
- 6) よくわからない

6. 強盗はつぎのうち, どのような人たちでしたか。

- 1) 家族のうち一人
- 2) 親戚のうち一人
- 3) 友人または恋人
- 4) 職場や学校の同僚または上司
- 5) 隣近所の人
- 6) 家族や親戚, 友人, 会社の同僚ではないが, よく知っている人
- 7) 何度か会ったことのある人
- 8) 全然知らない人

7. そのとき犯人は凶器を持っていたか, またはそれを使用しましたか(一つだけチェックしてください。)

- 1) 凶器は持っていなかった
- 2) ナイフ
- 3) 銃(ガス銃を含む)
- 4) こん棒
- 5) その他(具体的に:)

<女性の方だけお答えください>

8. そのとき強盗はあなたを強姦したか, あるいは強姦しようとしたか。 1) はい 2) いいえ

9. そのときあなたが受けた身体的被害はどの程度でしたか。

- 1) 身体的被害は受けなかった
- 2) 重症(全治3週間以上)
- 3) 軽傷(全治3週間未満)
- 4) その他(具体的に:)

10. そのとき取られた金品はどれくらいの価格になりますか。 およそ () 万ウォン

11. 被害を受けたとき, 現場にあなたの同僚や友人, 恋人がいましたか。 1) いた 2) いなかった

12. 同じように被害を受けた人がいましたか。 1) いた 2) いなかった

13. そのとき, あなたはどのような対応をしましたか。

- 1) 犯人に対し, 力で抵抗した
- 2) 犯人を口で脅そうとした
- 3) 被害をおよぼさないよう犯人に頼んだ
- 4) 事件が起きている最中, 警察や他の機関に連絡した
- 5) 大声を出して, 隣近所や他人の助けを求めた
- 6) 犯人から逃げようとした
- 7) 犯人の言うとおりにしたがった
- 8) その他(具体的に:)

14. あなたがとった行動で, 当時の状況が少し変わりましたか。

- 1) 被害を受けずに済んだ
- 2) 多少なりとも被害が軽減された
- 3) あまり変わらなかった
- 4) 犯人を刺激してしまい, かえって被害が一層大きくなった

15. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た (15-1, 15-2の項に進む) 2) 届け出なかった (15-3の項に進む)

<届け出た場合>

15-1. 届け出に対し、警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した
3) 直接訪問してくれて、被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって、事件を解決してくれた

15-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

15-3. なぜ届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関 (例えば保険会社など) に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がると思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがこわくて、あえて届け出ようと思わなかった 9) その他 (具体的に:)

<暴行及び傷害>

あなたは先ほど、昨年 (1996年) 暴行を受けたことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は、いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. その事件はどこで起きましたか。

- 1) あなたの家 2) 加害者の家 3) 友人や親戚の家 4) 職場や学校 5) 飲食店や旅館など
6) 地下鉄、バスなどの公共交通手段の中で 7) 人通りの多い通りや市場 8) 人通りの少ない路地など
9) 公園や屋外の寂しいところ
10) その他のところ (具体的に:)

2. その事件は何月に起きましたか。 () 月

3. その事件が起きた時間は大体何時ごろですか。 (午前・午後) () 時

4. あなたを暴行した人は全部で何人でしたか。 男 () 人と女 () 人

5. その人物の年齢は大体いくつぐらいに見えましたか (何人もいたときは主犯格の者について答えてください。)

- 1) 10代 2) 20代 3) 30代 3) 40代 5) 50代以上 6) よくわからない

6. あなたを暴行した人 (たち) は次のうち、どういう人たちでしたか。

- 1) 家族のうち一人 2) 親戚のうち一人 3) 友人または恋人 4) 職場や学校の同僚または上司
5) 隣近所の人 6) 家族や親戚、友人、会社の同僚ではないが、よく知っている人
7) 何度か会ったことのある人 8) 全然知らない人

7. その人物はどのように暴行したのですか。

- 1) 捕まえて揺さぶった 2) 手で殴った 3) 足で蹴った 4) 椅子などの家具で殴った
5) ナイフやこん棒を振り回した 6) 石や鉄の塊などで殴った 7) 銃を撃ったり銃で脅した
8) その他 (具体的に:)

8. 被害を受けたとき、現場にあなたの同僚や友人、恋人がいましたか。 1) いた 2) いなかった

9. そのとき、同じような被害を受けた人がいましたか。 1) いた 2) いなかった

10. そのとき、あなたが受けた身体的被害はどの程度でしたか。

- 1) 身体的被害は受けなかった 2) 重症 (全治3週間以上) 3) 軽傷 (全治3週間未満)
4) その他 (具体的に:)

11. そのとき、あなたはどのような対応をしましたか。

- 1) 犯人に対し、力で抵抗した 2) 犯人を口で脅そうとした 3) 被害をおよぼさないよう犯人に頼んだ 4) 事件が起きている間、警察や他の機関に連絡した 5) 大声を出して、隣近所や他人の助けを求めた
6) 犯人から逃げようとした 7) 犯人の言うとおりにしたがった 8) その他 (具体的に:)

12. あなたがとった行動で、当時の状況が少し変わりましたか。

- 1) 被害を受けずに済んだ 2) 多少なりとも被害が軽減された 3) あまり変わらなかった
4) 犯人を刺激してしまい、かえって被害が一層大きくなった

13. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た (13-1, 13-2 の項に進む) 2) 届け出なかった (13-3 の項に進む)

<届け出た場合>

13-1. 届け出に対し、警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて、被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって、事件を解決してくれた

13-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

13-3. なぜ届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関 (例えば保険会社など) に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がると思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがこわくて、あえて届け出ようと思わなかった 9) その他 (具体的に:)

<セクシュアル・ハラスメント及び性暴力>

あなたは先ほど、昨年 (1996年) セクシュアル・ハラスメントおよび性暴力を受けたことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は、いちばん最近のことについてお答えください。また、この質問は女性のみ該当するものです。

1. その事件は次のどのようなものでしたか。

- 1) 無理やり性行為をした (はい いいえ) 2) 無理やり性行為をしようとしたが、失敗した (はい いいえ)
3) 性器を手でさわった (はい いいえ) 4) 無理やりキスをした (はい いいえ) 5) 体を無理やり密着させ、胸や尻をさわった (はい いいえ) 6) 手を握ったり、体の一部をさわった (はい いいえ)
7) 性的に不快なことや侮辱するようなことを言われた (はい いいえ)

・一般的には上記の1) がもっとも深刻で、7) は相対的にあまり深刻ではないとされています。上記の事件のうち、もっとも深刻な件を中心にお答えください。

2. その事件はどこで起きましたか

- 1) あなたの家 2) 加害者の家 3) 友人や親戚の家 4) 職場や学校 5) 旅館などの宿泊場所
6) 飲食店などの風俗業 7) バスや地下鉄の中 8) 地下鉄、ターミナル、鉄道駅の構内
9) デパートや市場 10) 地下道 11) 駐車場 12) 路地裏や道ばた 13) 公衆便所
14) 公園や屋外の寂しいところ 15) その他のところ (具体的に:)

3. その事件は何月にありましたか。 () 月

4. その事件が起きた時間は大体何時ころですか。 (午前・午後) () 時

5. 犯人は全部で何人でしたか。 男 () 人と女 () 人

6. 犯人の年齢は大体いくつぐらいに見えましたか (何人もいたときは主犯格の者について答えてください。)

- 1) 10代 2) 20代 3) 30代 3) 40代 5) 50代以上 6) よくわからない

7. 犯人 (たち) は次のうち、どういう人たちでしたか。

- 1) 家族のうちの一人 2) 親戚のうちの一人 3) 友人または恋人 4) 職場や学校の同僚または上司

- 5) 隣近所の人 6) 家族や親戚, 友人, 会社の同僚ではないが, よく知っている人
7) 何度か会ったことのある人 8) 全然知らない人
8. そのとき, 犯人(たち)はあなたをどのように脅したり, 暴行したりしたのですか。
1) 脅したり暴行を加えたりはしなかった 2) 悪口を言ったり, 口で脅した
3) 捕まえて揺さぶったりした 4) 手で殴ったり足で蹴ったりした 5) ナイフや凶器で脅した
6) ナイフや凶器を使って, 暴行した 7) その他(具体的に:)
9. そのとき, 金や品物を取られたりもしましたか。 1) はい 2) いいえ
10. 被害を受けたとき, 現場にあなたの同僚や友人, 恋人がいましたか。 1) いた 2) いなかった
11. そのとき, 同じような被害を受けた人がいましたか。 1) いた 2) いなかった
12. そのとき, あなたはどのような対応をしましたか。
1) 犯人に対し, 力で抵抗した 2) 犯人を口で脅そうとした 3) 被害をおよぼさないよう犯人に頼んだ
4) 事件が起きている間, 警察や他の機関に連絡した 5) 大声を出して, 隣近所や他人の助けを求めた
6) 犯人から逃げようとした 7) 犯人の言うとおりにしたがった 8) その他(具体的に:)
13. あなたがとった行動で, 当時の状況が少し変わりましたか。
1) 被害を受けずに済んだ 2) 多少なりとも被害が軽減された 3) あまり変わらなかった
4) 犯人を刺激してしまい, かえって被害が一層大きくなった
14. 事件後, 誰にそれをいちばん最初に話しましたか。
1) 家族(父母, 兄弟) 2) 友人や恋人 3) 職場の同僚 4) 相談所 5) 警察に届け出
6) その他(具体的に:) 7) 誰にも言わなかった
15. その事件によって, あなたは次のようなことがありましたか。
15-1. 病院に入院した 1) はい 2) いいえ
15-2. 学校や職場をしばらく休んだ 1) はい 2) いいえ
15-3. 家庭や社会生活を普段通り送れなかった 1) はい 2) いいえ
16. その事件は警察に届け出ましたか。
1) 届け出た(16-1, 16-2の項に進む) 2) 届け出なかった(16-3の項に進む)
<届け出た場合>
16-1. 届け出に対し, 警察はどのような措置を行いましたか。
1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した
3) 直接訪問してくれて, 被害の内容を確認した 4) 積極的な捜査によって, 事件を解決してくれた
16-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。
1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ
<届け出なかった場合>
16-3. なぜ届け出なかったのですか。
1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関(例えば保険会社など)に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がると思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがこわくて, あえて届け出ようと思わなかった 9) その他(具体的に:)

調査者記載事項☆ここは調査を行った人が記載するところです☆

1. 調査対象地域の特徴
1) 農村, 山村, 漁村地域 2) 都市的特性をもった農漁村 3) 都市の住居地域 4) 都市の商業地域
5) 都市の工業地域 6) その他(具体的に:)
2. 調査対象者の居住住宅の種類
1) 一戸建て住宅 2) テラス・ハウス 3) 多世帯住宅 4) 低層(5階以下) アパート, マンション

- 5) 高層 (6階以上) アパート, マンション 6) その他 (具体的に:)
3. 調査の方法 1) 面接 2) 回答者本人記載 3) 並行
4. 回答者の協力度 1) 上 2) 中 3) 下
5. 第一の部分で, 回答者が被害を受けたと答えた犯罪がありましたか。 1) ある 2) ない
6. (犯罪被害があった場合) 第二の部分に該当する質問にすべて答えていますか。
 1) はい 2) いいえ 3) 該当しない
7. 所要時間 () 分
- 調査者: 氏名 _____ 電話 _____
- 調査日時: _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分から _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分まで
- 調査地域: _____ 市・郡 _____ 区・市・郡 _____ 洞・面